

児童発達支援ガイドライン（素案）

※主な改正箇所：黄色マーカー

はじめに

平成24年の児童福祉法改正において、障害のあるこどもが身近な地域で適切な支援が受けられるように、従来の障害種別に分かれていた施設体系が一元化され、この際、児童発達支援は、主に未就学の障害のあるこどもを対象に発達支援を提供するものとして位置づけられた。

その後、約10年で児童発達支援等の事業所数、利用者数は飛躍的に増加した。身近な地域で障害児通所支援を受けることができる環境は、都市部を中心に大きく改善したと考えられる一方、障害児通所支援として求められる適切な運営や支援の質の確保が課題とされてきた。

さらに、全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、障害のあるこどもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）が重要となる中で、その取組は十分に推進されてきたとは必ずしも言えない状況にある。

これらの現状も踏まえ、改めて、障害児通所支援が担うべき役割や機能等、今後の障害児通所支援の在り方について検討するため、令和3年に「障害児通所支援の在り方に関する検討会」を開催し、制度改正等も視野に議論がなされ、同年10月には報告書がとりまとめられた。

同報告書でとりまとめられた内容については、社会保障審議会障害者部会においても議論がなされ、令和3年12月に「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間整理」において、今後の障害児支援における検討の方向性が示された。

同中間整理において示された内容を踏まえ、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な役割を担う機関であることの明確化や、児童発達支援における「福祉型」と「医療型」の一元化等、法改正が必要な事項について、令和4年の通常国会に児童福祉法の改正法案が提出・審議され、同年6月に成立、令和6年4月に施行される。

同通常国会では、「こども基本法」「こども家庭庁設置法」等も成立した。また、令和5年に「障害児通所支援に関する検討会」を開催し、改正児童福祉法の施行に向けて、その内容を具体化するための議論がなされ、同年3月に報告書が取りまとめられた。

令和5年4月には、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども家庭庁が発足し、障害児支援については、こども施策全体の中でより一層の推進が図られることとなった。

また、同年12月には、「こども大綱」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定された。

本ガイドラインは、これらの内容を踏まえ、児童発達支援の内容や方法など基本的事項について示すものである。

事業所においては、本ガイドラインの内容を踏まえつつ、各事業所の実情や個々のこどもの状況に応じて不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努めることが求められる。また、各事業所の不断の努力による支援の質の向上とあいまって、今後も本ガイドラインの見直しを行い、本ガイドラインの質も向上させていくものである。

第1章 総論

1. ガイドラインの目的

- (1) この「児童発達支援ガイドライン」は、児童発達支援について、障害のある子どもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所（以下「児童発達支援センター等」という。）における児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるものである。
- (2) 各児童発達支援センター等は、本ガイドラインにおいて示される児童発達支援の基本理念や支援の内容等に係る基本的な事項等を踏まえ、子ども本人やその家族、各児童発達支援センター等や地域の実情に応じて創意工夫を図り、その機能及び質の向上を図らなければならない。
- (3) 各児童発達支援センター等は、本ガイドラインの内容を踏まえながら、子ども施策の基本理念等にのっとり、特別な支援や配慮を要する子どもであるか否かにかかわらず、権利行使の主体としての子ども自身が、ウェルビーイング¹を主体的に実現していく視点を持って子どもとその家族に関わらねばならない。

2. 子ども施策全体の基本理念 —子ども家庭庁の発足と子ども基本法の施行—

令和5年4月1日に、子ども家庭庁が発足し、障害児支援施策も同庁の下で、子ども施策全体の連続性の中で推進されていくこととなった。

また、子ども家庭庁の発足に伴い、子ども基本法が施行された。子ども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、子ども施策の基本となる事項を定める等により、子ども施策を総合的に推進することを目的としている（第1条）。

子ども施策の基本理念としては、次の6点が掲げられている（第3条）。

<子ども施策の基本理念>

- 全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 全ての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく

¹ 「ウェルビーイング」は、身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など生涯にわたる持続的な幸福を含むものをいう。（「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」より引用）

与えられること。

- 全ての子どもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会²及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 全ての子どもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 子どもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して子どもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

障害児通所支援に携わる者は、障害児支援だけでなく、子ども施策の基本理念も理解し、子ども施策全体の中での連続性を意識し、子どもや家族の支援にあたっていくことが重要である。なお、乳幼児期については、すべての子どもの「誕生前から幼児期まで」の時期から生涯にわたるウェルビーイング向上を図ることを目的として、すべての人で共有したい理念と基本的な考え方を示し、社会の認識の転換を図りつつ政府全体の取組を推進する羅針盤として、「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」（以下「育ちのビジョン」という。）が、令和5年12月に閣議決定されており、児童発達支援に携わる者は、「育ちのビジョン」の内容も十分に理解し、子どもや家族の支援にあたっていくことが重要である。

3. 障害児支援の基本理念 —最善の利益の保障・インクルージョンの推進・家族支援・後方支援—

(1) 障害のある子ども本人の最善の利益の保障

児童福祉法第1条では、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもが家族や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」として尊重されなければならないこと、第2条では、社会全体が子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるべきことが規定されている。

また、子どもの権利条約及び障害者の権利に関する条約において、以下のように規定されている。

<子どもの権利条約>

- 精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める（第23条の1）。
- 障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような

² 子どもの権利条約第12条において、「自由に自己の意見を表明する権利（the right to express those views freely）」が定められている。その「意見」は、原文（英語）では「view(s)」であり、意見が聴取される権利に関する児童の権利委員会一般的意見第12号（2009年）において、言語化された意見のみならず、遊びや身振り、絵を含む非言語のコミュニケーション形態への認識と尊重が必要とされている。

児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する（第23条の2）。

＜障害者の権利に関する条約＞

- 障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に共有することを確保するための全ての必要な措置を取ることとされ、措置にあたっては、児童の最善の利益が主として考慮され、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有している（第7条）。

このように、障害のあるこどもの支援を行うに当たっては、その気づきの段階から障害の有無にかかわらず、全てのこどもが、意見表明・自己選択・自己決定等の権利の主体であり、多様な特性等の尊重及び権利を保障し、こどものいまとこれからにとっての最善の利益を図っていくことが必要である。こどもの最善の利益を保障する観点から、こどもが意見を表明する機会が確保され、受け止められた上で、年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、こども本人の最善の利益を考慮することが必要である。その際には、言語化された意見だけでなく、様々な形で発せられる思いや願いについてくみ取るための十分な配慮を行うことが重要である。

（2） 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進と合理的配慮

障害者権利条約では、障害を理由とするあらゆる差別（「合理的配慮」の不提供を含む。）の禁止や障害者の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の促進等が定められている。障害のあるこどもの支援に当たっては、こども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じ、合理的な配慮が求められる。

また、全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けては、障害の有無にかかわらず、こども達が様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長していくことが重要である。

このため、児童発達支援センター等は、障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に念頭におきながら、こどもや家族の意向も踏まえ支援にあたっていくことが求められる。

（3） 家族支援の重視

こどもの現在、そして将来の豊かな育ちを保障していくためには、こどもと家族を中心に据えて、包括的な支援を行っていくことが重要であり、障害のあるこどもを育てる家族に対して、障害の特性や発達の段階に応じて、こどもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、丁寧に家族への支援を行うことが重要である。

こどもは、家族やその家庭生活から大きな影響を受ける。家族がこどもの障害を含め、そ

のこども本人のありのままを肯定していくプロセスは平坦ではなく、成長・発達過程で様々な葛藤に直面する。様々な出来事や情報で揺れ動く家族を、ライフステージを通じて、しっかりとサポートすることにより、こども本人にも良い影響を与えることが期待できる。

また、こども本人や家族自身が内面的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントの視点を持ち支援をすることが重要であり、こどもと家族のウェルビーイングの向上につながるよう、取り組んでいくことが必要である。

(4) 障害のあるこどもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割

障害のあるこどもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるため、障害のないこどもを含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められる。このため、専門的な知識・技術に基づく障害のあるこどもに対する支援を、一般的な子育て支援をバックアップする後方支援として位置づけ、保育所等訪問支援等を積極的に活用し、障害のあるこどもや保育所等の個々のニーズに応じた丁寧な支援を行うことで、保育所等における子育て支援における育ちの場において、障害のあるこどもの支援に協力等するとともに、子育て支援と障害児支援が双方向から緊密に連携した支援の取組が行われる地域の体制づくりを進めていくことが重要である。

また、障害のあるこどもの健やかな育成のためには、こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要がある。

第2章 児童発達支援の全体像

1. 定義

児童福祉法において、「児童発達支援」及び「児童発達支援センター」は、以下のように規定されている。

<児童福祉法>

- 児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療・・・を行うことをいう。（第6条の2の2第2項）。
- 児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする（第43条）。

2. 役割

(1) 児童発達支援センター及び児童発達支援事業所共通の役割

- ① 最善の利益の考慮
 - 児童発達支援センター等は、児童福祉法等の理念に基づき、障害のあるこどもの最善の利益を考慮して、児童発達支援を提供しなければならない。
- ② 本人支援・移行支援・家族支援・地域支援
 - 児童発達支援センター等は、主に未就学の障害のあるこども又はその可能性のあるこどもに対し、個々の障害の状態及び発達のプロセス・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援に努めなければならない。また、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進するため、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校（主に幼稚部及び小学部）等（以下「保育所等」という。）と連携を図りながら支援を行うとともに、専門的な知識・経験に基づき、保育所等の後方支援に努めなければならない。
 - 児童発達支援の目的を達成するため、専門性を有する職員が、保護者や地域の様々な社会資源との緊密な連携のもとで、障害のあるこどもの状態等を踏まえて支援を行わなければならない。

(2) 児童発達支援センターの中核的役割

児童発達支援センターが、多様な障害のあるこどもや家庭環境等に困難を抱えたこども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図るなど、地域における障害児支援の中核的な役割を担うためには、次の4つの機能を備えることが必要である。

<児童発達支援センターの4つの機能>

① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無にかかわらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのようなこどもも受け入れることはもとより、地域の中で受け入れ先を確保するのが難しいなど、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこどもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能。

② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）

地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通し、地域の事業所の支援の質を高めていく機能。

③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能

保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力するとともに、障害のあるこどもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行通園や移行を推進したり、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能。

④ 地域の障害児の発達相談の入口としての相談機能

発達支援の入口としての相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本としつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、家族がこどもの発達に不安を感じる等、「気づき」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応していく機能。

3. 児童発達支援の概要

児童発達支援は、大別すると、「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」及び「地域支援」からなる。それぞれの具体的な内容については、第3章の2において記載している。

特に、児童発達支援センターは、令和4年の改正児童福祉法において、地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として位置づけられたことから、地域の関係機関との連携を進め、地域の支援体制の構築を図るための「地域支援」を行うことが求められる。

4. 児童発達支援の原則

(1) 児童発達支援の目標

- ① 乳幼児期は、障害の有無にかかわらず、こどもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である。このため、児童発達支援センター等においては、こどもが充実した毎日を過ごし、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うために、こどもの障害の状態及び発達の過程・特性等に十分配慮しながら、こどもの成長を支援する必要がある。
- ② 児童発達支援においては、障害の気づきの段階から継続的な支援を行い、将来のこどもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、今、どのような支援が必要かという視点を持ち、こどもの自尊心や主体性を育てつつ発達上の課題を達成させることが必要である。
- ③ 児童発達支援センター等は、通所するこどもの家族に対し、その意向を受け止め、こどもと家族の安定した関係に配慮し、児童発達支援センター等の特性や児童発達支援に携わる職員の専門性を活かして、支援に当たる必要がある。
- ④ こどもや家族を中心に据えて包括的な支援を行っていくためには、地域の各事業所や各関係機関、それぞれが非連続な「点」として独自に支援を行うのではなく、こども施策全体の連続性の中で、地域で相互に関係しあい連携しながら「面」でこどもや家族を支えていく必要がある。

ある。

(2) 児童発達支援の方法

児童発達支援の主な対象が、乳幼児期という生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることから、包括的かつ丁寧にこどもの発達段階や特性に応じた支援を提供することが重要である。そのためには、全てのこどもに総合的な支援を提供することを基本としつつ、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた専門的な支援を組み合わせる等、包括的かつ丁寧に支援を行っていくことが重要である。

総合的な支援とは、本人支援の5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、生活や遊び等の中で、5領域の視点を網羅したオーダーメイドの支援が行われるものである。

また、専門的な支援とは、本人支援の5領域の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、5領域のうち、特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援が計画的及び個別・集中的に行われるものであり、一対一による個別支援だけでなく、個々のニーズに応じた配慮がされた上で、小集団等で行われる支援も含まれるものである。

そのため、本人支援の5領域の視点を網羅したアセスメントが行われないことや、5領域のうち特定の領域のみの支援（例えば、5領域の視点を網羅したアセスメントを踏まえ、そのこどもにとって課題と考えられた領域のみの支援）を行うなど、本人支援の5領域の視点が網羅されていない状況で支援を提供することは、総合的な支援としては相応しいとは言えないものである。

さらに、こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねる中で、相互に関連を持ちながら育っていくことが重要である。そのため、「本人支援」に加え、「家族支援」と「地域支援（連携）」もあわせて支援が行われることが基本である。

なお、支援の提供に当たっては、こどものいまの育ちを充実させていくこととあわせて、短期的及び長期的な視点をもって支援をしていくことが必要である。

これらの基本的な考え方を踏まえながら、(1)の児童発達支援の目標を達成するために、児童発達支援に携わる職員は、次の事項に留意して、障害のあるこどもに対し、児童発達支援を行わなければならない。

- ① 一人一人のこどもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態について、アセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で支援に当たるとともに、こどもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、こどもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- ② こどもの生活リズムを大切に、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。
- ③ 一人一人のこどもの発達や障害の特性について理解し、発達の過程に応じて、個別や集

- 団における活動を通して支援を行うこと。その際、こどもの個人差に十分配慮すること。
- ④ こどもの相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。
 - ⑤ こどもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、こどもの主体的な活動やこども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように支援を行うこと。
 - ⑥ こどもの成長は、「遊び」を通して促されることから、周囲との関わりを深めたり、表現力を高めたりする「遊び」を通し、職員が適切に関わる中で、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにできるように、具体的な支援を行うこと。
 - ⑦ 単に運動機能や検査上に表される知的能力にとどまらず、「育つ上での自信や意欲」、「発話だけに限定されないコミュニケーション能力の向上」、「自由で多様な選択」等も踏まえながら、こどものできること、得意なこと及び可能性に着目し可能性を拡げることや、苦手なことにも挑戦できる支援を行うこと。
 - ⑧ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。
 - ⑨ 包括的に発達支援や家族支援を行っていくためには、それぞれの職種がもつ専門性を発揮することが重要である。また、多職種でそれぞれの専門性を発揮し、こどものニーズを多方面から総合的に捉えるとともに、互いに協力し合いながらチームアプローチによる支援を行うことも重要である。
 - ⑩ 特に、児童発達支援センターにおいては、地域の障害児支援の中核機関として、地域の各事業所や保育所等の各関係機関など、こども施策全体の連続性の中で、日常的に相互連携を行うことができる関係を構築しながら、多機関・多職種連携により、こどもや家族を支えていける体制を有することが期待される。

(3) 児童発達支援の環境

児童発達支援の環境には、児童発達支援に携わる職員やこども等の人的環境、施設や遊具等の物的環境、さらには自然や社会の事象等がある。

児童発達支援センター等は、こうした人、物、場等の環境が相互に関連し合い、こどもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構築し、工夫して児童発達支援を行わなければならない。

- ① こども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことにより、興味関心を拡げ、こどもによる選択ができるよう配慮すること。
- ② こどもの活動が豊かに展開されるよう、児童発達支援センター等の設備や環境を整え、児童発達支援センター等の保健的環境や安全の確保等に努めること。
- ③ こどもが生活する空間は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、障害の特性を踏まえ、時間や空間を本人にわかりやすく構造化することや、不安な気持ちを落ち着かせる環境を整える等、個々のニーズに配慮した環境の中で、生き生きと活動できる場となる

ように配慮すること。

- ④ こどもが人と関わる力を育てていくため、こども自らが周囲のこどもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

(4) 児童発達支援の社会的責任

- ① 児童発達支援センター等は、障害の有無にかかわらず、ひとりのこどもとして人権に十分配慮することを徹底するとともに、こども一人ひとりの人格を尊重して児童発達支援を行わなければならない。
- ② 児童発達支援センター等は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該児童発達支援センター等が行う児童発達支援の内容を適切に説明しなければならない。
- ③ 児童発達支援センター等は、常に計画に基づいて提供される支援の内容や役割分担について定期的に点検し、その質の向上が図られるようにしなければならない。
- ④ 児童発達支援センター等は、通所するこども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の相談や申入れ等に対し、その解決を図らなければならない。

(5) 乳幼児期のこどもの発達に関する理解

乳幼児期は、こどもの成長が著しく、障害の有無にかかわらず、周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、適切な環境や活動を通じてこどもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期である。特に、乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント³）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、安全で安心して過ごすことができる重要な居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるという視点を持って関わりを持つことが大切である。

このため、児童発達支援に携わる職員は、こどもの障害の状態及び発達の過程・特性等を理解し、発達及び生活の連続性に配慮して児童発達支援を行わなければならない。また、こども自身の力を十分に認め、一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要である。

³ こどもが怖くて不安なときに身近なおとな（愛着対象）がそれを受け止め、こどもの心身に寄り添うことで安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台。こどもに自らや社会への基本的な信頼感をもたらし、その基本的信頼感は、自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体の発達を促す。また、安定した愛着は、非認知能力の育ちに影響を与える重要な要素でもあり、生きる力につながっていく。

① 乳児から3歳未満まで

乳児から3歳未満までの障害のあるこどもの場合には、健康状態や生活習慣の育成に十分な配慮を行いながら、こどもの心身の発達に即して支援を行うとともに、親子関係の形成期にあることを踏まえ、保護者のこどもの障害特性の理解等に配慮しながら支援を行う必要がある。

② 3歳以上

3歳以上の障害のあるこどもの場合には、個の成長と、こども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮しながら支援を行うとともに、こどもや家族の意向を踏まえ、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進の観点を中心に念頭におきながら、こどもや家族の支援にあたっていくことが求められる。そのうえで、こどもが、保育所や認定こども園、幼稚園の利用に移行し、障害の有無にかかわらず成長できるように、児童発達支援センター等においては児童発達支援計画を組み立てる必要がある。

第3章 児童発達支援の提供すべき支援の具体的内容

1. 児童発達支援の提供に当たっての留意事項

児童発達支援に携わる職員は、他のこども施策との連続性を意識した支援や連携が求められている。そのため、全てのこどもに共通する指針となる「こども大綱」や、「育ちのビジョン」の内容を理解するとともに、保育所等との連携及び併行通園や移行に向けた支援を行うために、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号。以下「保育所保育指針」という。）の「養護」のねらい及び内容を理解し、次の事項に留意しながら、支援にあたる必要がある。

- 一人一人のこどもの健康状態や発育及び発達状態を的確に把握する。また、家庭環境や生活の実態を知り、社会的養護等の支援の必要性を感じる場合は、速やかに適切に対応する。
- 家庭との連携を密にし、主治医や囑託医、協力医療機関と連携を図りながら、保健的で安全な支援環境の維持及び向上に努める。
- 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通してこどもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、適切な生活リズムが作られていくようにする。
- 適度な運動と休息を取ることができるようにする。また、食事、衣類の着脱、排泄、身の回りを清潔にすることなどについて、こどもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。
- こどもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れあいや言葉がけを行う。また、こどもの気持ちを受容し、共感しながら、継続的な信頼関係を築いていく。
- 人との信頼関係を基盤に、主体的な活動、自発性や探索意欲等を高め、自信を持つことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。

また、幼稚園教育要領、特別支援学校幼稚部教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領のねらい及び内容についても理解し、支援に当たることが重要である。特に、特別支援学校幼稚部教育要領の「自立活動」は、障害のある幼児がその障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服のための指導について示していることに留意する必要がある。

2. 児童発達支援の内容

児童発達支援は、障害のあるこどもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障害の特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助である。

具体的には、障害のあるこどもの個々のニーズに応じて、「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」及び「地域支援（地域連携）」を総合的に提供していくものである。

「本人支援」の各領域に示すねらい及び支援内容は、こどもが家庭や地域社会における生活を通じ、様々な体験を積み重ねる中で、相互に関連を持ちながら達成に向かうものである。このため、「本人支援」だけでなく、「移行支援」や「家族支援」、「地域支援」を通して、育ちの環境を整えていくことが極めて重要である。

さらに、発達支援により得られた、障害のあるこどもが健やかに育っていくための方法について、家庭や地域に伝えていくことも重要である。

(1) 発達支援

① 本人支援

「本人支援」は、障害のあるこどもの発達の側面から、心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」、運動や感覚に関する領域「運動・感覚」、認知と行動に関する領域「認知・行動」、言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」、人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」の5領域にまとめられるが、これらの領域の支援内容は、お互いに関連して成り立っており、重なる部分もある。

また、この「本人支援」の大きな目標は、障害のあるこどもが、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにするものである。また、児童発達支援センター等で行われる本人支援は、家庭や地域社会での生活に活かされるために行われるものであり、保育所等に引き継がれていくものである。

(ア) 健康・生活

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康状態の維持・改善 ・ 生活のリズムや生活習慣の形成 ・ 基本的な生活スキルの獲得
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康状態の把握 <p style="text-align: center;">健康な心と体を育て、健康で安全な生活を作り出すことを支援</p>

	<p>する。また、こどもの心身の状態をきめ細やかに確認し、平常とは異なった状態を速やかに見つけ出し、必要な対応することが重要である。その際、意思表示が困難であるこどもの障害の特性及び発達の過程・特性等に配慮し、小さなサインでも心身の異変に気づけるよう、きめ細かな観察を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康の増進 <ul style="list-style-type: none"> 睡眠、食事、排泄等の基本的な生活のリズムを身に付けられるよう支援する。また、健康な生活の基本となる食を営む力の育成に努めるとともに、楽しく食事ができるよう、口腔内機能・感覚等に配慮しながら、咀嚼・嚥下の接触機能、姿勢保持、手指の運動機能等の状態に応じた自助具等に関する支援を行う。さらに、病気の予防や安全への配慮を行う。 ・リハビリテーションの実施 <ul style="list-style-type: none"> 日常生活や社会生活を営めるよう、それぞれのこどもがもつ機能をさらに発達させながら、こどもに適した身体的、精神的、社会的支援を行う。 ・基本的な生活スキルの獲得 <ul style="list-style-type: none"> こどもが食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすること等の生活に必要な基本的技能を獲得できるよう、適切な時期に適切な支援をこどもの状態に応じて支援する。 ・構造化等により生活環境を整える <ul style="list-style-type: none"> 生活の中で、さまざまな遊びを通じた学びが促進されるよう環境を整える。また、障害の特性に配慮し、時間や空間を本人に分かりやすく構造化する。
--	---

(イ) 運動・感覚

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・姿勢と運動・動作の向上 ・姿勢と運動・動作の補助的手段の活用 ・保有する感覚の総合的な活用
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・姿勢と運動・動作の基本的技能の向上 <ul style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図る。 ・姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 <ul style="list-style-type: none"> 姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、姿勢保持装置など、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるよ

	<p>う支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体の移動能力の向上 自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上のための支援を行う。 ・ 保有する感覚の活用 保有する視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分に活用できるよう、遊び等を通して支援する。 ・ 感覚の補助及び代行手段の活用 保有する感覚器官を用いて状況を把握しやすくするよう眼鏡や補聴器等の各種の補助機器を活用できるよう支援する。 ・ 感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）への対応 感覚や認知の特性（感覚の過敏や鈍麻）を踏まえ、感覚の偏りに対する環境調整等の支援を行う。
--	---

(ウ) 認知・行動

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知の発達と行動の習得 ・ 空間・時間、数等の概念形成の習得 ・ 対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感覚や認知の活用 視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分活用して、必要な情報を収集して認知機能の発達を促す支援を行う。 ・ 知覚から行動への認知過程の発達 環境から情報を取得し、そこから必要なメッセージを選択し、行動につなげるという一連の認知過程の発達を支援する。 ・ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成 物の機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるよう支援する。 ・ 大小、色、数量等の習得 形の大きさ、色の違い、数量、重さ等の習得のための支援を行う。 ・ 認知の偏りへの対応 認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるよう支援し、認知の偏り等の個々の特性に配慮する。 また、こだわりや偏食等に対する支援を行う。 ・ 行動障害への予防及び対応 感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害の予防、及び適切行動への対応の支援を行う。

(エ) 言語・コミュニケーション

ねらい	<ul style="list-style-type: none">・言語の形成と活用・言語の受容及び表出・コミュニケーションの基礎的能力の向上・コミュニケーション手段の選択と活用
支援内容	<ul style="list-style-type: none">・言語の形成と活用 具体的な事物や体験と言葉の意味を結びつける等により、体系的な言語の習得、自発的な発声を促す支援を行う。・受容言語と表出言語の支援 話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出する支援を行う。・人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得 個々に配慮された場面における人との相互作用を通して、共同注意の獲得等を含めたコミュニケーション能力の向上のための支援を行う。・指差し、身振り、サイン等の活用 指差し、身振り、サイン等を用いて、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。・読み書き能力の向上のための支援 発達障害のこどもなど、障害の特性に応じた読み書き能力の向上のための支援を行う。・コミュニケーション機器の活用 各種の文字・記号、絵カード、機器（パソコン・タブレット等のICT機器を含む）等のコミュニケーション手段を適切に選択、活用し、環境の理解と意思の伝達が円滑にできるよう支援する。・手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用 手話、点字、音声、文字、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段を活用し、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。

(オ) 人間関係・社会性

ねらい	<ul style="list-style-type: none">・他者との関わり（人間関係）の形成・自己の理解と行動の調整・仲間づくりと集団への参加
支援内容	<ul style="list-style-type: none">・アタッチメント（愛着行動）の形成 人との関係を意識し、身近な人と親密な関係を築き、その信頼関

	<p>係を基盤として、周囲の人と安定した関係を形成するための支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 模倣行動の支援 <p style="margin-left: 20px;">遊び等を通じて人の動きを模倣することにより、社会性や対人関係の芽生えを支援する。</p> ・ 感覚運動遊びから象徴遊びへの支援 <p style="margin-left: 20px;">感覚機能を使った遊びや運動機能を働かせる遊びから、見立て遊びやつもり遊び、ごっこ遊び等の象徴遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。</p> ・ 一人遊びから協同遊びへの支援 <p style="margin-left: 20px;">周囲にこどもがいても無関心である一人遊びの状態から並行遊びを行い、大人が介入して行う連合的な遊び、役割分担したりルールを守って遊ぶ協同遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。</p> ・ 自己の理解とコントロールのための支援 <p style="margin-left: 20px;">大人を介在して自分のできること、できないことなど、自分の行動の特徴を理解するとともに、気持ちや情動の調整ができるように支援する。</p> ・ 集団への参加への支援 <p style="margin-left: 20px;">集団に参加するための手順やルールを理解し、遊びや集団活動に参加できるよう支援する。</p>
--	--

② 移行支援（後方支援）

地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の考え方に立ち、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもに対する「移行支援」を行うことで、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようになっていくとともに、同年代のこどもとの仲間作りを図っていくことが必要である。

また、特に児童発達支援センターにおいては、地域の障害児支援における中核機関として、地域のインクルージョンを推進していく機能を有することを求められていることから、障害児支援における専門的な知識・経験に基づき、地域において保育・教育等を受けられるように保育所等への支援を行う「後方支援」の役割が求められている。

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等への配慮された移行支援 ・ 移行先の保育所等との連携（支援内容等の共有や支援方法の伝達） ・ 移行先の保育所等への支援と支援体制の構築 ・ 同年代のこどもとの仲間作り
-----	--

支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な移行を想定したこどもの発達の評価 ・ 合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価 ・ 具体的な移行先との調整 ・ 家族への情報提供や移行先の見学調整 ・ 移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達 ・ こどもの情報・親の意向等についての移行先への伝達 ・ 併行通園の場合は、利用日数や時間等の調整 ・ 移行先の受け入れ体制づくりへの協力 ・ 相談支援等による移行先への支援 ・ 地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流
------	---

③ 支援に当たっての配慮事項・留意点

(ア) 障害特性に応じた配慮事項

児童発達支援に携わる職員は、障害のあるこどもの発達の状態及び発達の過程・特性等を理解し、一人一人のこどもの障害の特性及び発達の状況に応じた支援を行うことが必要である。

また、それぞれの特性に応じて、設備・備品への配慮のほか、こどもや保護者との意思の疎通、情報伝達のための手話等による配慮を行う等、様々な合理的配慮を行いながら環境を工夫する等が必要である。

なお、ここでは、特に配慮すべき内容について以下のとおり示しているが、障害特性だけで捉えられることばかりではないため、この内容だけに捉われることなく、こどもの状態像の把握とアセスメントを行った上で、必要な配慮を行うことが必要である。

○ 視覚に障害のあるこどもに対しては、聴覚、触覚及び保有する視覚等を十分に活用しながら、様々な体験を通して身近な物の存在を知り、興味・関心や意欲を育てていくこと等を通じて、社会性をさせ生活経験を豊かにしていくことが必要である。また、ボディイメージを育て、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようなことが必要である。

○ 聴覚に障害のあるこどもに対しては、聴こえない聴こえにくい特性や配慮を理解した上で（ろう重複、盲重複の場合には、特に配慮が必要）、保有する聴覚や視覚的な情報等を十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る支援を進める必要がある。また、言葉を用いて人との関わりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てる必要がある。

なお、乳幼児期のこどもの意思は多様な形で表れるため、こどもの年齢及び発達や障害の程度に応じて、ことばだけでなく、表情や行動も含めた様々なコミュニケーション手段でこどもが発することに留意することも必要である。

○ 知的障害のあるこどもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への意欲を高めて、発達を促すようにすることが必要である。また、ゆとりや見通しをもって

活動に取り組めるよう配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすることが必要である。

- 発達障害のあるこどもに対しては、予定等の見通しをわかりやすくしたり、感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）に留意し、安心できる環境づくりが必要である。また、具体的又は視覚的な手段を用いながら、活動や場面の理解を促すことや、人とかかわる際の具体的な方法や手段を個々の特性に応じて身に付けることが必要である。
- 精神的に強い不安や緊張を示すこどもに対しては、特定の人との関係性を軸に、周囲の人との関わりを拡げていくとともに、活動内容や環境の設定を創意工夫し、情緒の程よい表出を促すが必要である。また、少人数でゆったりと落ち着いた受容的な環境を用意することが必要である。
- 肢体不自由のこどもに対しては、幼児の身体の動きや健康の状態等に応じ、可能な限り体験的な活動を通して経験を広げるようにすることが必要である。また、興味や関心をもって、進んで身体を動かそうとしたり、表現したりするような環境を創意工夫することが必要である。
- 病弱・身体虚弱のこどもに対しては、病気の状態等に十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにすることが必要である。心臓病等により乳幼児期に手術等を受けているこどもは、治療過程で運動や日常生活上での様々な制限を受けたり、同年代のこどもとの関わりが少なくなるなど、学びの基礎となる経験が不足することがある。小児慢性特定疾病や難病等のこどもを含め、こどもが可能な限り体験的な活動を経験できるよう、児童発達支援センター等は、主治医からの指示・助言や保護者の情報を3者で共有しながら支援を行うことが必要である。
- 医療的ケアが必要なこどもや重症心身障害のあるこどもに対しては、必要な医療的ケアの目的や、手法やケアの具体的な方法等について十分に情報を収集し、あらかじめ医師の指示、指示に基づき適切に提供する体制とした上で、心身や健康の状態、病気の状態等を十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにすることが必要である。また、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けることができるようにすることが必要である。さらに、こどもが可能な限り体験的な活動を経験できるよう、児童発達支援センター等は、主治医からの指示・助言や保護者の情報を3者で共有しながら支援を行うことが必要である。
- 重症心身障害のあるこどもに対しては、重度の知的障害及び重度の肢体不自由があるため、意思表示の困難さに配慮し、こどもの小さなサインを読み取り、興味や関心を持った体験的な活動の積み重ねができるようにすることが必要である。これは、不快、苦痛、体調不良時等の意思表示であっても同様であり、その表情等から変化に気づけるよう、心身の状態を常にきめ細かく観察することが必要である。また、筋緊張を緩和する環境づくりと、遊び、姿勢管理により、健康状態の維持・改善を支えることが必要である。
- 複数の種類の障害を併せ有するこどもに対しては、それぞれの障害の特性に配慮した支援が必要である。

○ 知的障害と発達障害を重複している場合には、将来的な強度行動障害のリスクを把握し、適切なアセスメントを踏まえ、それぞれの障害の特性に応じた支援の提供と、環境の調整に取り組む等、行動上の課題を誘発させないよう、予防的な観点をもって支援を行っていくことが必要である。

行動上の課題が顕在化した際には、現在の行動上の課題やその行動の意味等にも着目する機能的アセスメントを行い、それを踏まえて子どもが安心して過ごせるための環境調整や、自発的なコミュニケーションスキル等を身につけていくための「標準的な支援」が必要である。

(イ) 特に支援を要する家庭等、複合的な困難への配慮を必要とする子どもへの留意点

子どもが行動、態度や表情など気がかりな様子を見せる時は、その原因や背景を考える必要がある。事業所の支援環境や手立ての調整を行うことで改善できることもあれば、子どもの生活環境全般を見渡し分析した上で、その環境上で発生している事象にアプローチしなければならないこともある。いくつかの気に留めておくべき環境要因を取り上げ、特に支援を要する家庭等、複合的な困難への配慮を必要とする子どもへの留意点として以下に示すが、これらの留意点に加え、まずは日頃から保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともに子どもの変化に気付きやすくしておくこと、さらには専門機関やボランティア・市民活動団体などの地域資源についての情報を収集しておくことが重要である。

○ 児童発達支援の従業者には、児童虐待防止及び早期発見への対応が求められる。児童虐待への対応については、まずは、日頃から子どもの心身の状態、家庭での養育の状況についての把握に努めることが重要である。不自然な傷がある、日常的に身なりが不衛生で放置が疑われる、極度の緊張した表情、極度の甘えがみられるなど虐待が疑われる場合には、速やかに事業所内で情報共有や、保護者の援助を行なうとともに、子どもの状態を把握し、速やかに市町村または児童相談所、子ども家庭センター等の関係機関と連携をすることが必要である。

○ 生活に困窮する家庭が抱える生活課題・福祉課題は、貧困により未経験になりやすいことや、子どもの生活や育ちに様々な影響を及ぼすことがある。サイズに合っていない衣類を着ている、朝食を食べていない、医療機関を受診しない、生活リズムの乱れが見られるなどの子どもの貧困が疑われる場合は、それが貧困によるものなのか虐待を含む他の要因によるものなのかを見極める必要がある。子どもの貧困へ対応するにあたっては、支援に関する情報の管理を適切に行うと同時に、貧困に悩む保護者や子どもの自尊心を傷つけないよう十分配慮することが必要である。さらに、状況に応じて児童相談所、子ども家庭センターなどの公的機関と連携を図りながら支援を行なうことが重要である。

○ 近年増加傾向にある外国にルーツのある子どもは、日本語がうまく話せないことで他の子どもとの関係を構築することが難しいこともあり、学習が進みにくい、あるいは、

文化の違いなどにより差別やいじめを受ける場合もあるなど、生活上の困難さを感じている子どもも多い。また、保護者の就労が不安定である場合には、経済的な課題を抱えることも想定される。支援にあたっては、子どもが持つ困難さをまず把握し、それぞれの困難さに対して具体的にどのような支援が必要かを「多文化共生」という視点を入れながら考えていくことが重要である。

(2) 家族支援

障害のある子どもを育てる家族（きょうだいを含む。）に対して、障害の特性に配慮し、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、丁寧な「家族支援」を行うことが必要である。

特に、保護者が子どもの発達を心配する気持ちを出発点とし、子どもの障害を含むそのこのありのままを肯定していくプロセスは平坦ではなく、成長・発達の過程で様々な葛藤に直面するものであり、障害があっても子どもの育ちを支えていけるような気持ちを持てるようになるまでの過程においては、関係者が十分な配慮を行い、日々子どもを育てている保護者の思いを尊重するとともに、様々な出来事や情報で揺れ動く保護者に寄り添いながら、伴走した支援が必要である。

そのためには、各地域の実態や家庭の状況等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重する姿勢が重要である。

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・家族からの相談に対する適切な助言やアタッチメント形成（愛着行動）等の支援 ・家庭の子育て環境の整備 ・関係者・関係機関との連携による支援
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する情報の提供と定期的な支援調整 ・子育て上の課題の聞きとりと必要な助言 ・子どもの発達上の課題についての気づきの促しとその後の支援 ・子どもを支援する輪を広げるための橋渡し ・相談支援専門員との定期的な支援会議や支援計画の調整 ・関係者・関係機関の連携による支援体制の構築 ・家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の実施 ・心理的カウンセリングの実施 ・家族の組織化と定期的な面会 ・きょうだい等への支援

(支援に当たっての配慮事項)

- 乳幼児期の家族支援は、親が障害のあるこどもを育てる初期の不安な時期であり、孤立感を感じやすい時期でもある。そのため、こどもと家族を早期から支援をすることで、孤立感を軽減できるようトータルに支援していくことが重要である。
- 家族支援は、家族が安心して子育てを行うことができるよう、さまざまな家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援等を行うことである。
- 家族支援は、大きなストレスや負担にさらされている母親が中心となる場合が多いが、父親やきょうだい、さらには祖父母など、家族全体を支援していく観点が必要である。
- 家族がこどもの障害の特性等を理解していくための支援となるが、理解のプロセス及び態様は、それぞれの家族で異なることを理解することが重要である。
- 特に、こどもの障害の特性等の理解の前段階として、「気づき」の支援も重要な家族支援の内容であり、個別性に配慮して慎重に行うことが大切である。
- 家族支援において明らかとなってくる虐待（ネグレクトを含む）の疑いや保護者自身の精神的な状態、経済的な課題、DV等の家族関係の課題等に応じて心理カウンセリング等、専門的な支援が必要な場合は、適切な関係機関につないでいく等の対応が求められる場合がある。
- 家族支援は、必要に応じて、障害児相談支援事業所、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）等を実施する障害福祉サービス事業所、発達障害者支援センター、児童相談所、こども家庭センター、専門医療機関、保健所等と緊密な連携を行って実施することが必要である。
- 社会的養護の状況にあるこどもの場合には、児童養護施設や里親等、家族とは異なる場で生活をしている場合もあり、そのような場合には、こどもの暮らしを支える関係者と緊密な連携を図っていくことも必要である。

(3) 地域支援

地域において、こどもや家族を中心に据えた包括的な支援を提供するための地域づくりや、障害のあるこどもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センター等は、保育所等の子育て支援機関等の関係機関との連携を進め、地域の子育て環境や支援体制の構築を図るための「地域支援」を行うことが必要である。

特に、児童発達支援センターは、地域において、こどもや家族を中心に据えた包括的な支援を提供することができる地域づくりを行うため、連携・ネットワークの核としての役割を担うことが求められる。

ねらい	<ul style="list-style-type: none">・ 地域における連携の核としての役割・ 地域の子育て環境の構築・ 地域の支援体制の構築
-----	---

支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等の子育て支援機関との連携 ・ 医療機関、保健所、児童相談所等の専門機関との連携 ・ 児童委員、主任児童委員等地域の関係者等との連携 ・ 個別のケース検討のための会議の開催 ・ (自立支援) 協議会等への参加 ・ 要保護児童対策地域協議会等への参加 <hr/> <p><特に児童発達支援センターに求められる支援内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における連携・ネットワークの核(中核機関)としての役割 ・ 地域支援体制の構築のための会議の開催 ・ 地域の障害児通所支援事業所との連携 ・ 児童発達支援センター等に対する理解促進のための地域集会等への積極的な参加 ・ 保育所等訪問支援の実施 ・ 地域障害児支援体制強化事業、障害児等療育支援事業の実施
------	---

(支援に当たっての配慮事項)

- 地域支援は、支援を利用するこどもが地域で適切な支援を受けられるよう関係機関等と連携することのみならず、地域全体の子育て支援を活性化するためのネットワークを普段から構築しておくという視点が必要である。
- 特に児童発達支援センターにおいては、障害福祉の関係機関はもちろんのこと、子育て支援施策全体の連続性の中で、母子保健、こども・子育て支援、教育、医療等の関係機関、また、虐待予防の視点から、社会的養護等の関係機関(児童相談所、こども家庭センター等)や地域のセーフティーネット機能である障害児入所施設やファミリーホーム等と緊密に連携・協働していくことが極めて重要である。
- そのためには、支援を利用する個々のこどもに対する個別の支援会議から生じた課題、支援における成功事例や困難事例等について、地域の「(自立支援)協議会(こどもの専門部会を含む)」や子ども・子育て会議、要保護児童対策地域協議会等の場も活用しながら検討するなど、自治体とも連携し、地域の状況に応じたネットワークを構築する等、早期の段階から切れ目なく、また、こどもとその家族を中心にニーズに対して漏れなく支援する体制整備を進め、地域全体の課題として取り組んでいくことが重要である。

第4章 児童発達支援計画の作成及び評価

児童発達支援の適切な実施に当たっては、障害児相談支援事業所が、障害のあるこどもや保護者の生活全般における支援ニーズや解決すべき課題等を把握し、最も適切な支援の組み合わせ等について検討し、障害児支援利用計画を作成する。その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、当該事業所が提供する具体的な支援内容等

について検討し、児童発達支援計画が作成され、これに基づき日々の支援が提供されるものである。

なお、セルフプランにより児童発達支援を利用する障害児であって、複数の事業所から継続的に支援を受けている場合は、事業所間で連携し、当該障害児の状態や支援状況の共有等を行うなど、障害児支援の適切な利用支援を進めることが重要である。

1. 障害児支援利用計画との整合性のある児童発達支援計画の作成と児童発達支援の実施（障害児相談支援事業所との連携）

（1） 障害児相談支援事業者による障害児支援利用計画案の作成と支給決定

- 障害児相談支援事業に従事する相談支援専門員は、児童発達支援センター等の利用を希望する子どもや保護者の求めに応じて障害児支援利用計画案の作成を行う。
- 相談支援専門員は、子どもや保護者との面談により、子どもの心身の状況や置かれている環境、日常生活の状況、現に受けている支援、支援の利用の意向等を子どもや保護者から聞き取った上で、それらに基づいたアセスメントによりニーズを明らかにし、総合的な援助方針を提案する。
- そして、子どもや家族の意向と総合的な援助方針に基づき、個々の子どもの障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させ、生活全般のニーズを充足するために、必要な支援を検討する。
- 乳幼児期の障害のある子どもへの支援には、児童福祉法に基づき、通所により発達支援を行う「児童発達支援」の他、重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」、保育所等を利用している障害児に対し支援を行う「保育所等訪問支援」がある。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、居宅で入浴や排泄、食事の介護等を行う居宅介護（ホームヘルプ）や、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、施設で入浴や排泄、食事の介護等を行う短期入所（ショートステイ）等の障害福祉サービスが利用できる。
- 障害児支援利用計画案は、これらの支援の中から、必要な支援を選択又は組み合わせ、個々の支援の目的や内容及び量について検討し、子ども又は保護者の同意のもと作成するものである。
- 市町村は、作成された障害児支援利用計画案を勧案し、児童発達支援センター等の利用についての支給決定を行うこととなる。

（2） 担当者会議の開催と障害児支援利用計画の確定

- 相談支援専門員は、市町村による支給決定後、子どもや保護者の希望を踏まえて、支援を提供する事業者の調整を行い、それらの事業者等を集めた担当者会議を開催する。児童発達支援センター等を利用する場合、担当者会議には、子どもや家族、児童発達支援センター等の児童発達支援管理責任者や従業者、他の支援等を利用している場合にはその担当者、その他必要に応じて、子どもや保護者への支援に関係する者が招集される。

- 担当者会議では、障害児支援利用計画案の作成に至る経緯、こどもや保護者の意向と総合的な援助方針、ニーズと支援目標、支援内容等について参加者で共有する。
- 担当者会議の参加者は、障害児支援利用計画案の内容について意見交換を行うが、その際、児童発達支援センター等の担当者は、児童発達支援の専門的な見地からの意見を述べる事が求められる。また、障害児支援利用計画案に位置づけられた当該事業所に期待される役割を確認するとともに、障害のあるこどもが、地域の中で他のこどもと共に成長できるようにするため、こどもの最善の利益の観点から、支援の提供範囲にとどまらない意見を述べる事が重要である。
- 相談支援専門員は、参加者による意見交換を受けて支援の提供の目的や内容を調整し、各担当者の役割を明確にした上で、こども又は保護者の同意のもと障害児支援利用計画を確定する。確定した障害児支援利用計画は、こどもや保護者を始め、支給決定を担当する市町村、児童発達支援センター等の支援を提供する者に配付され共有される。

(3) 児童発達支援計画に基づく児童発達支援の実施

- 児童発達支援センター等の児童発達支援計画は、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助方針や、当該事業所に対応を求められるニーズや支援目標及び支援内容を踏まえて、児童発達支援の具体的な内容を検討し、作成する。
- そのためには、障害児相談支援事業者と連携し、障害児支援利用計画との整合性のある児童発達支援計画の作成と児童発達支援の実施が重要である。なお、障害児支援利用計画と児童発達支援計画は、個々のこどもの支援における合理的配慮の根拠となるものである。
- 児童発達支援センター等は、作成された児童発達支援計画に基づき児童発達支援を実施する。

(4) 障害児相談支援事業者によるモニタリングと障害児支援利用計画の見直し

- 一定期間毎に、相談支援専門員は、こどもと保護者に対する面談により、障害児支援利用計画に基づいた支援の提供状況や効果、支援に対する満足度についてモニタリングを実施する。また、各事業者から支援の提供状況や効果について確認した結果、現在の支援がニーズの充足のために適切でなかったり、当初のニーズが充足してニーズが変化していたり、新たなニーズが確認された場合は、必要に応じて担当者会議を開催し、障害児支援利用計画を見直す。
- 担当者会議において、児童発達支援センター等の児童発達支援管理責任者は、その時点までの児童発達支援の提供状況を踏まえて、課題への達成度や気づきの点等の情報を積極的に述べ、必要に応じた障害児支援利用計画の見直しに寄与することが重要である。そのためには、児童発達支援センター等の設置者・管理者は、児童発達支援管理責任者や従業者のうち、こどもの状況に精通した者を参画させなければならない。
- 障害児支援利用計画の内容が見直され、総合的な支援方針や児童発達支援センター等に求められる役割が変更された場合には、児童発達支援管理責任者は、必要に応じて児童発達支援計画を変更し、適切な児童発達支援を実施する。

(5) その他の連携について

- 児童発達支援センター等による児童発達支援は、こどもや保護者への生活全般における支援の一部を継続的に実施するものである。このため、日々の支援を担う児童発達支援センター等は、こどもや保護者のニーズの変化を細やかに把握することができる。また、継続的な関わりは、専門的なアセスメントを深め、潜在的なニーズの顕在化にもつながる。
- しかし、それらのニーズは、児童発達支援センター等のみで対応できるものばかりではなく、他の支援機関による対応が必要な場合もある。その場合は適切な支援が調整され提供されるように、速やかに障害児相談支援事業者などの関係機関と連絡を取り合う必要がある。

以上のように、障害児相談支援事業者と児童発達支援センター等の関係性は、単に相談支援専門員が作成した障害児支援利用計画に基づき、児童発達支援管理責任者が児童発達支援計画を作成し、支援を実施するという上下の関係にはない。児童発達支援センター等から障害児相談支援事業者へ積極的に働きかけ、こどもや保護者の生活全般のニーズを充足するための双方向のやり取りを行う関係であることに留意して連携する必要がある。

2. 児童発達支援計画の作成及び評価

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援を利用するこどもと保護者のニーズを適切に把握し、児童発達支援が提供すべき支援の内容を踏まえて児童発達支援計画を作成し、すべての従業者が児童発達支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。また、提供される支援のプロセスを管理し、客観的な評価等を行う役割がある。

(1) こどもと保護者及びその置かれている環境に対するアセスメント

- 児童発達支援管理責任者は、こどもや家族への面談等により専門的な視点からのアセスメントを実施する。こどもと保護者及びその置かれている環境を理解するためには、こどもの障害の状態だけでなく、こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認する必要がある。

また、こどもの発育状況、自己理解、心理的課題、こどもの興味・関心、養育環境、これまで受けてきた支援、現在関わっている機関に関すること、地域とのつながり、利用に当たっての希望、将来展望等について必要な情報を集め、こどもと保護者のニーズや課題を分析する。

- 保護者のニーズとこども自身のニーズは必ずしも一致するものではないので、こどものニーズを明確化していくことがまず求められる。また、この発達の段階にあるこどものニーズは変化しやすいため、日頃から状況を適切に把握して対応していく必要がある。

(2) 児童発達支援計画の作成

- 障害児相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画や、自らの事業所でアセスメントした情報について課題整理表等を用いて整理しながら児童発達支援におけるニーズを具体化した上で、児童発達支援の具体的な内容を検討し、児童発達支援計画を作成する。

- 児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児等の意思の尊重、障害児の最善の利益の優先考慮の下で、児童発達支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることが必要である。
- 「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「障害児にとって最も善いことは何か」を考慮することをいうが、障害児の意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、障害児にとって最善とは言い難いと認められる場合には、障害児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである。
- 児童発達支援計画の作成に係る担当者等会議の開催に当たっては、障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くことが求められる。そのため、例えば、会議の場に障害児と保護者を参加させることや、会議の開催前に障害児本人や保護者に直接会うことなどが考えられる。
- 児童発達支援計画には、こどもと保護者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、長期目標及び短期目標とその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、児童発達支援の提供すべき支援の内容を踏まえた具体的な支援内容、留意事項を含める。
- 児童発達支援計画に、こども本人のニーズに応じた「支援目標」を設定し、それを達成するために、「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」及び「地域支援」で示す支援内容からこどもの支援に必要な項目を適切に選択し、その上で、具体的な支援内容を設定する。
- 発達支援においては、5領域との関連を明確にするとともに、その他選択した支援内容の項目についても、具体的な支援内容とともに、児童発達支援計画に明記することが必要である。
- インクルージョンの推進に努めるため、インクルージョンの観点を踏まえた取組（例えば保育所等への移行支援等）や、支援提供におけるインクルージョンの視点（例えば地域との交流機会の確保等）について明記することが必要である。
- 支援内容については、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「どのように」、「どのくらい」支援するかということが、児童発達支援計画において常に明確になっていることが必要である。
- こども又は保護者に対し、本ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」及び「地域支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら説明を行い、こどもや家族の支援に必要な内容になっているかについて同意を得る必要がある。
- 将来に対する見通しを持った上で、障害種別、障害の特性やこどもの発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えていくことが必要である。
- 支援手法については、個別活動と集団活動をそのこどもに応じて適宜組み合わせる。
- 計画の作成に際しては、従業者から児童発達支援計画の原案について意見を聞くなど、担当の従業者を積極的に関与させることが必要である。
- 事業所において作成した児童発達支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付を行うことが必要である。

(3) タイムテーブル、活動プログラムに沿った発達支援の実施

- 児童発達支援センター等における時間をどのようにして過ごすかについて、一人一人の児童発達支援計画を考慮し、一日のタイムテーブルを作成する。タイムテーブルは、こどもの生活リズムを大切にし、日常生活動作の習得や、こどもが見通しを持って自発的に活動できるよう促されることが期待される。ただし、提供される活動プログラムを固定化することは、経験が限られてしまうことにもなるため、活動プログラムの組合せについて、創意工夫が求められる。
- 発達支援の時間は十分に確保されなければならない。送迎の都合で発達支援の時間が阻害されることのないようタイムテーブルを設定しなければならない。
- 活動プログラムは、こどものニーズや状況、こどもの障害種別、障害の特性、発達の段階、生活状況や課題等に応じた内容を組み立て、従業者も交えながらチームで検討していくことが必要である。
- 集団活動の場合は、対象児の年齢や障害の状態の幅の広さを考慮しながら、活動プログラムを作成する必要がある。こどもの年齢や発達課題が異なることも多いことから、年齢別又は障害別、発達課題別に支援グループを分けることも考慮する必要がある。
- 活動プログラムの内容は、本ガイドラインに記載されている児童発達支援の提供すべき支援の内容等を十分に踏まえたものでなければならない。

(4) 児童発達支援計画の実施状況の把握（モニタリング）

- 児童発達支援計画は、概ね6ヶ月に1回以上モニタリングを行うことになっているが、こどもの状態や家庭状況等に変化があった場合にはモニタリングを行う必要がある。モニタリングは、目標達成度を評価して支援の効果を測定していくためのものであり、単に達成しているか達成していないかを評価するものではなく、提供した支援の客観的評価を行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断する。
- 障害児支援利用計画との整合性のある児童発達支援計画の作成と児童発達支援の実施が重要であることから、モニタリング時においても、相談支援事業所と相互連携を図りながら、情報共有を行うことが重要である。

(5) モニタリングに基づく児童発達支援計画の変更及び児童発達支援の終結

- モニタリングにより、児童発達支援計画の見直しが必要であると判断された場合は、児童発達支援計画の積極的な見直しを行う。その際、支援目標の設定が高すぎたのか、支援内容があっっていなかったのか、別の課題が発生しているのか等の視点で、これまでの支援内容等を評価し、今後もその支援内容を維持するのか、変更するのかを判断していく。現在提供している児童発達支援の必要性が低くなった場合は、児童発達支援計画の支援目標の大幅な変更や児童発達支援の終結を検討する。なお、児童発達支援計画の支援目標の大幅な変更や児童発達支援の終結時には、設置者・管理者へ報告する。
- 児童発達支援計画の支援目標の大幅な変更や児童発達支援の終結に当たっては、児童発達支援センター等から家族や障害児相談支援事業所、保育所等の関係機関との連絡調整を実施

し、障害児支援利用計画の変更等を促す。また、こども家庭センターにより、サポートプランが作成されている場合には、こども家庭センターと連絡調整を行うことも必要である。なお、他の機関・団体に支援を引き継ぐ場合には、これまでの児童発達支援の支援内容等について、適切に情報提供することが必要である。

第5章 関係機関との連携

障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要である。

このため、児童発達支援センター等は、日頃から市町村の障害児支援担当部局、母子保健やこども・子育て支援、社会的養護等の児童福祉担当部局、こども家庭センター、保健所・保健センター、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校（幼稚園及び小学部）、児童委員や主任児童委員等、地域の関係機関及び関係者や、広域的に支援を行っている児童相談所、児童家庭支援センター、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、里親支援センター等の関係機関との連携を図り、児童発達支援が必要なこどもと保護者が、円滑に児童発達支援の利用に繋がるとともに、その後も、こどもの支援が保育所や学校等に適切に移行され、適切な支援が引き継がれていくことが必要である。

また、こども本人が中心となった支援の輪の中において、児童発達支援センター等に期待される役割を認識し、こどもに対し適切な支援を提供することが必要である。

さらに、障害のあるこどもが健全に発達していくためには、地域社会とのふれあいが必要であり、そうした観点からは児童発達支援センター等が地域社会から信頼を得ることが重要であるが、そのためには、地域社会に対して、児童発達支援に関する情報発信を積極的に行うなど、地域に開かれた事業運営を心がけることが求められる。

1. 母子保健や医療機関等との連携

(1) 母子保健等との連携

こどもの発達支援の必要性は、新生児聴覚検査、乳幼児健康診査、市町村保健センター、等の発達相談、保育所等の利用等を通して気づかれる場合があり、気づきの段階から継続的な支援を行うため、母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援が必要である。

(2) 医療機関や専門機関との連携

医療的ケアが必要なこどもや重症心身障害のあるこどもが医療機関（NICU等）から在宅生活に移行し、その後も在宅生活を継続していくために、地域の保健、医療、保育、教育等の関係機関と連携した支援が必要である。

こどもの事故やけが、健康状態の急変が生じた場合に備え、近隣の協力医療機関をあらかじめ定めおく必要がある。特に、医療的ケアが必要なこどもや重症心身障害のあるこどもは、事前に協力医療機関を受診し、医師にこどもの状態について理解しておいてもらうこと

も必要である。

また、医療的なケアが必要なこどもを受け入れる場合は、こどもの主治医等との連携体制や、必要に応じて医療的ケア児支援センターとの連携体制を構築しておく必要がある。さらに、保護者によるこどもの虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所やこども家庭センター、児童家庭支援センター、市町村の児童虐待対応窓口、保健所等の関係機関・団体と連携して対応を図る必要がある。

2. 保育所や幼稚園等との連携

こどもが成長し、児童発達支援センター等から地域の保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等に支援を移行する際には、児童発達支援計画と個別の教育支援計画等を含め、こどもの発達支援の連続性を図るため、保護者の了解を得た上で、こども本人の発達の状況や障害の特性、児童発達支援センター等でやってきた支援内容等について情報を共有しながら相互理解を図り、円滑に支援が引き継がれるようにするとともに、移行後のフォローアップを行うことが必要である。

また、この際は、引継ぎを中心とした会議において、障害児相談支援事業所と連携することが重要である。さらに、児童発達支援センターにおいては、保育所等の職員が障害のあるこどもへの対応に不安を抱える場合等に、保育所等訪問支援や地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備を含む）、障害児等療育支援事業等の積極的な活用を図ることにより、適切な支援を行っていくことが重要である。

こどもが児童発達支援センター等と地域の保育所等の並行通園をしている場合は、当該保育所等と支援内容等を共有するなど連携して支援に当たるとともに、必要に応じて当該保育所等における障害のあるこどもへの支援をバックアップしていくことが重要である。

加えて、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との交流や、同年代の障害のないこどもと活動する機会の確保も必要である。

3. 他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所等との連携

様々なこどもや家族を地域で支えていくためには、地域の児童発達支援センターや児童発達支援事業所は、障害種別や障害の特性の理解、障害種別や障害の特性に応じた活動や支援方法、支援における成功事例や困難事例等について、合同で研修を行うことやそれぞれから助言をし合うことにより、連携を図りながら適切な支援を行っていく必要がある。また、発達支援上の必要性により、複数の児童発達支援センター等を併せて利用するこどもについては、支援内容を相互に理解しておくため、保護者の了解を得た上で、他の児童発達支援センター等の事業所との間で、こども本人の日常生活動作の状況や留意事項、相互の支援内容や個別の支援計画の内容等について情報共有を図ることが必要である。特にセルフプランの場合には、事業所間の連携及び情報共有を図っていくことが重要である。

特に、児童発達支援センターについては、地域における連携・ネットワーク構築の核として、自治体や地域の事業所と積極的に連携を図りながら、地域の事業所へのスーパーバイズやコンサル

セッションの実施や、研修や事例検討会の開催等を行うことも必要である。

また、障害の特性を踏まえて、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、医療機関等の専門性を有する専門機関や地域のセーフティーネット機能である障害児入所施設と連携し、助言や研修等を受けることや、特定の分野に強みを有する事業所と連携して支援を進めることも必要である。

4. 学校や放課後等デイサービス事業所等との連携

小学校や特別支援学校（小学部）に進学する際には、児童発達支援計画と個別の教育支援計画等を含め、こどもの発達支援の連続性を図るため、保護者の了解を得た上で、児童発達支援計画の内容だけでなく、こども本人の発達の状況や障害の特性、児童発達支援センター等で行ってきた支援内容等について情報共有を図り、円滑に支援が引き継がれるようにすることが必要である。

また、児童発達支援センターにおいては、小学校や特別支援学校（小学部）への保育所等訪問支援等の実施により、こどもの支援が継続できるようにしていくことも必要である。

放課後等デイサービスの利用を開始する場合についても、放課後等デイサービス計画が適切に作成されるよう、学校の場合と同様に情報の共有が必要である。また、放課後等デイサービス利用開始後も、より適切な発達支援を実施するために連携体制を継続し、必要な情報提供や助言を行うことが望ましい。

こうした、支援の移行の際は、引継ぎを中心とした会議において、障害児相談支援事業所と連携することが重要である。

5. こども家庭センター等との連携

特に支援を要する家庭（不適切な養育や虐待の疑い等）のこどもに対して支援を行うに当たっては、日頃からこどもの心身の状態、家庭での養育の状況等についての把握に努めるとともに、障害児施策だけでなく、障害福祉施策、母子保健施策、子ども・子育て支援施策、社会的養護施策等の関係機関と連携し、課題に対応していく視点が必要である。

また、こども家庭センターにおいてサポートプランが作成されている場合には、こどもや家族への支援が切れ目なく包括的に行われるよう、連携を図っていくことが必要である。

6. （自立支援）協議会等への参加や地域との連携

児童発達支援センター等は、（自立支援）協議会こども部会や地域の子ども・子育て会議、要保護児童対策地域協議会等へ積極的に参加すること等により、関係機関・団体等と連携して、地域支援体制を構築していく必要がある。

また、日頃から地域の行事や活動に参加できる環境を作るため、自治会の会合に参加することや、地域のボランティア組織と連絡を密にする等の対応をとることが必要である。

第6章 児童発達支援の提供体制

1. 定員

設置者・管理者は、設備、従業者等の状況を総合的に勘案し、適切な生活環境と事業内容が確保されるよう、障害のあるこどもの情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、適切な利用定員を定めることが必要である。

2. 職員配置及び職員の役割

(1) 適切な職員配置

- 児童発達支援センターにおいては、嘱託医、児童発達支援管理責任者、児童指導員及び保育士、機能訓練担当職員（機能訓練を行う場合）、看護職員（医療的ケアを行う場合）の配置が必須である。また、幅広い発達段階や多様な障害の特性に応じた発達支援及び家族支援を提供するためには、保育士、児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、看護職員を配置する等、多職種連携によるチームアプローチが可能な支援体制を整えることが望ましい。
- 児童発達支援事業所においては、児童発達支援管理責任者、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員（機能訓練を行う場合）、看護職員（医療的ケアを行う場合）の配置が必須であり、主に重症心身障害のあるこどもに対して児童発達支援を行う場合は、児童指導員又は保育士、さらに嘱託医、看護師、機能訓練担当職員の配置を行い、医療的ケア等の体制を整える必要がある。
- 常時見守りが必要なこどもや医療的ケアが必要なこども、重症心身障害のあるこども等への支援のために、児童指導員又は保育士、看護師について、人員配置基準を上回って配置することも考慮する必要がある。
- 児童発達支援管理責任者が個々のこどもについて作成する児童発達支援計画に基づき、適切な知識と技術をもって活動等が行われるよう、支援の単位ごとに、従業者を統括する指導的役割の職員が配置されている必要があり、この職員には保育士等の資格を保有する者を充てるなど、支援の質の確保の観点から、適切な職員配置に留意する必要がある。

(2) 設置者・管理者の責務

- 設置者・管理者は、児童発達支援センター等の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、設置者・管理者としての専門性等の向上を図るとともに、児童発達支援の質及び職員の資質向上のために必要な環境の確保を図らなければならない。
- 設置者・管理者は、児童発達支援センター等が適切な支援を安定的に提供することにより、障害のあるこどもの発達に貢献するとともに、こどもや保護者の満足感、安心感を高めるために、組織運営管理を適切に行わなければならない。
- 設置者・管理者は、各職員が目指すキャリアパスに応じた研修等に参加することができるよう、職員の勤務体制等を工夫し、職員一人一人の資質及び専門性の向上の促進を図らなければならない。

- 設置者・管理者は、職員一人一人の倫理観及び人間性を把握し、職員としての適性を適確に判断する責任がある。
- 設置者・管理者は、質の高い支援を確保する観点から、従業者等が心身ともに健康で意欲的に支援を提供できるよう、労働環境の整備を図る必要がある。

(3) 設置者・管理者による組織運営管理

設置者・管理者は、事業所の運営方針や、児童発達支援計画、日々の活動に関するタイムテーブルや活動プログラムについて、児童発達支援管理責任者及び従業者の積極的な関与のもとでPDCAサイクルを繰り返し、事業所が一体となって不断に支援の質の向上を図ることが重要である。

また、設置者・管理者は、PDCAサイクルを繰り返すことによって、継続的に事業運営を改善する意識を持って、児童発達支援管理責任者及び従業者の管理及び事業の実施状況の把握その他の管理を行わなければならない。

① 事業運営の理念・方針の設定・見直しと職員への徹底

- 事業所ごとに、運営規程を定めておくとともに、児童発達支援管理責任者及び従業者に運営規程を遵守させておかなければならない。運営規程には以下の重要事項は必ず定めておく必要がある。

<p>【運営規程の重要事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 従業者の職種、職員数及び職務の内容 ・ 営業日及び営業時間 ・ 利用定員 ・ 児童発達支援の内容並びに保護者から受領する費用の種類及びその額 ・ 通常の事業の実施地域 ・ 支援の利用に当たっての留意事項 ・ 緊急時等における対応方法 ・ 非常災害対策 ・ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ・ 虐待の防止のための措置に関する事項 ・ その他運営に関する重要事項

- 事業の目的及び運営方針は、本ガイドラインに記載されている児童発達支援の役割や児童発達支援の提供すべき内容、地域でのこどもや保護者の置かれた状況、児童発達支援が公費により運営される事業であること等を踏まえ、適切に設定する。
- 事業の目的及び運営方針の設定や見直しに当たっては、児童発達支援管理責任者及び従業者が積極的に関与できるように配慮する。

- 児童発達支援管理責任者及び従業員の採用に当たっては、事業所の目的及び運営方針を始めとした運営規程の内容を丁寧に説明するとともに、様々な機会を通じて繰り返しその徹底を図る。
- ② 複数のサイクル（年・月等）での目標設定と振り返り
- P D C A サイクルにより不断に業務改善を進めるためには、児童発達支援管理責任者及び従業員が参画して、複数のサイクル（年間のほか月間等）で事業所としての業務改善の目標設定とその振り返りを行うことが必要である。
- ③ 自己評価結果の公表・活用
- 運営基準において定められている自己評価及び保護者評価については、別添の「児童発達支援センター等における事業所全体の自己評価の流れ」を踏まえ、「事業所職員向け児童発達支援自己評価表」（別紙1）を活用し、児童発達支援センター等の職員による事業所の支援の評価を行うこと。また、別添の「保護者等向け児童発達支援評価表」（別紙2）を活用し、保護者等による事業所評価を踏まえ、事業所全体としての自己評価を行う必要がある。
 - 事業所の自己評価結果による児童発達支援の質の評価及び改善の内容については、事業所全体による自己評価に基づき、「事業所における自己評価結果（公表）」（別紙3）及び「保護者等からの事業所評価の集計結果（公表）」（別紙4）を用いて、概ね1年に1回以上、利用者や保護者等に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが必要である。
 - また、この事業所による自己評価のほか、可能な限り、第三者による外部評価を導入して、事業運営の一層の改善を図ることが必要である。
- ④ 支援プログラムの作成・公表
- 総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成する必要がある。
 - 作成された支援プログラムについては、利用者や保護者等に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが必要である。
 - また、この事業所による支援プログラムの他、利用者への情報公表等を推進するため、障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、事業所の情報等を公表する必要がある。
- ⑤ 職場内のコミュニケーションの活性化等
- P D C A サイクルによる業務改善が適切に効果を上げるには、現状の適切な認識・把握と、事業所内での意思の疎通・情報共有が重要である。
 - 支援提供の日々の記録については、児童発達支援管理責任者が把握する以外に、従業員

同士での情報共有を図ることも支援の質の向上のために有用である。職場での何でも言える雰囲気作りや職員同士のコミュニケーションの活性化も設置者・管理者の役割である。

- 児童発達支援計画の作成・モニタリング・変更の結果について、児童発達支援管理責任者から報告を受けるなど、児童発達支援管理責任者や従業者の業務の管理及び必要な指揮命令を行う。
- 支援内容の共有や職員同士のコミュニケーションの活性化が事業所内虐待の防止や保護者による虐待の早期発見に繋がるものであることも認識しておくとともに、設置者・管理者も、適切な支援が提供されているか把握しておく必要がある。

⑥ こどもや保護者の意向等の把握

- PDCAサイクルによる業務改善を進める上で、アンケート調査等を実施して、支援を利用するこどもや保護者の意向や満足度を把握することが必要である。
- 特にこどもや保護者の意向等を踏まえて行うこととした業務改善への取組については、こども及び保護者に周知していくことが必要である。

⑦ 支援の継続性

- 児童発達支援は、こどもや保護者への支援の継続性の観点から継続的・安定的に運営することが必要である。やむを得ず事業を廃止し又は休止しようとする時は、その一月前までに都道府県知事等に届け出なければならない。この場合、こどもや保護者に事業の廃止又は休止しようとする理由を丁寧に説明するとともに、他の児童発達支援センター等を紹介するなど、こどもや保護者への影響が最小限に抑えられるように対応することが必要である。

3. 施設及び設備

- 児童発達支援センター等は、児童発達支援を提供するための設備及び備品を適切に備えた場所である必要がある。設置者・管理者は、様々な障害のあるこどもが安全に安心して過ごすことができるようバリアフリー化や情報伝達への配慮等、個々のこどもの態様に応じた工夫が必要である。
- 児童発達支援事業所の発達支援室については、床面積の基準は定められていないが、児童発達支援センターが児童発達支援事業を行う場合においては、こども一人当たり2.47㎡の床面積が求められていることを参考としつつ、適切なスペースの確保に努めることが必要である。
- こどもが生活する空間については、発達支援室のほか、おやつや昼食がとれる空間、静かな遊びのできる空間、雨天等に遊びができる空間、こどもが体調の悪い時等に休息できる静養空間、年齢に応じて更衣のできる空間等を工夫して確保することが必要である。

また、室内のレイアウトや装飾にも心を配り、こどもが心地よく過ごせるように工夫することが必要である。

- 屋外遊びを豊かにするため、屋外遊技場の設置や、近隣の児童遊園・公園等を有効に活用する

ことが必要である。

- 備品については、遊具のほか、障害種別、障害の特性及び発達状況に応じた支援ツールを備えることも考慮していくことが必要である。

4. 衛生管理、安全管理対策

設置者・管理者は、障害のある子どもや保護者が安心して児童発達支援センター等の支援を受け続けられるようにするためには、児童発達支援センター等を運営する中で想定される様々なリスク、例えば、子どもの健康状態の急変、非常災害、犯罪、感染症の発生と蔓延等に対する対応マニュアルの策定や発生を想定した訓練、関係機関・団体との連携等により、日頃から十分に備えることが必要である。

(1) 衛生・健康管理

- 設置者・管理者は、感染症の予防や健康維持のために、職員に対し常に清潔を心がけさせ、手洗い、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底することが必要である。
- 設置者・管理者は、感染症又は食中毒が発生した場合の対応や、排泄物又は嘔吐物等に関する処理方法についての対応マニュアルを策定し職員に周知徹底を図るとともに、マニュアルに沿って対応できるようにすることが必要である。
- 設置者・管理者は、子どもの健康状態の把握及び感染症発生の早期発見のために、子どもの来所時の健康チェック及び保護者との情報共有の体制を構築しておくことが必要である。また、感染症発生動向に注意を払い、インフルエンザやノロウイルス等の感染症の流行時には、子どもの来所時の健康チェック及び保護者との情報共有体制を強化する必要がある。さらに、新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症により集団感染の恐れがある場合は、子どもの安全確保のために、状況に応じて休所とする等の適切な対応を行うとともに、保護者や各関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。
- また、感染症が発生した場合にあっても、重要な事業を継続又は早期に業務再開を図るため、事業継続計画（BCP）を策定するとともに、BCPに従い、従業員に対して必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施することが必要である。
- 職員は、事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認しておくとともに、子どもの健康管理に必要となる器械器具の管理等を適正に行う必要がある。
- 設置者・管理者は、食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応できる体制を整えることが必要である。
- 設置者・管理者は、重症心身障害のある子どもなど、全身性障害がある子どもについては、常に骨折が起こりやすいことを念頭におき、適切な介助が行える体制を整えるとともに、誤嚥性肺炎を起こさないよう、摂食時の姿勢や車いすの角度等の調整、本人の咀嚼・嚥下機能に応じた適切な食事の介助を計画的・組織的に行えるようにすることが必要である。

(2) 非常災害・防犯対策

- 設置者・管理者は、非常災害に備えて消火設備等の必要な設備を設けるとともに、非常災害

に関する具体的計画を立て、非常災害時の避難方法や、関係機関・団体への通報及び連絡体制を明確にするとともに、それらを定期的に職員や保護者に周知しなければならない。

- 設置者・管理者は、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 設置者・管理者は、重大な災害の発生や台風の接近等により危険が見込まれる場合には、こどもの安全確保のために、状況に応じて児童発達支援センター等を休所とする等の適切な対応を行うとともに、保護者や保育所等の関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。また、地震や風水害等の緊急事態に対して、重要な事業を継続又は早期に業務再開を図るための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、BCPに従い、従業員に対して必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施することが必要である。
- 職員は、障害種別や障害の特性ごとの災害時対応について理解しておくとともに、児童発達支援管理責任者は、こどもごとの児童発達支援計画に災害時の対応について記載することも必要である。
- また、障害児については、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされており、その作成に当たっては、障害児の状況等をよく把握する福祉専門職等の関係者の参画が極めて重要であるとされていることから、保護者のほか、相談支援事業所や主治医の参画が想定されるため、当該相談支援事業所等との間で、災害発生時の対応について綿密に意思疎通を図っておくことが重要であり、設置者・管理者は、職員に徹底する必要がある。
- 設置者・管理者は、外部からの不審者の侵入を含め、こどもが犯罪に巻き込まれないよう、事業所として防犯マニュアルの策定や、地域の関係機関・団体等と連携しての見守り活動、こども自身が自らの安全を確保できるような学びの機会など、防犯に係る安全確保への取組を行う必要がある。

（３） 緊急時対応

- 設置者・管理者は、こどもの事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、速やかに保護者、協力医療機関及び主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 設置者・管理者は、緊急時における対応方法について「緊急時対応マニュアル」を策定するとともに、職員が緊急時における対応方針について理解し、予め設定された役割を実行できるように訓練しておく必要がある。
また、設置者・管理者は、例えば、てんかんのあるこどもが急な発作を起こした場合に速やかに対応できるよう、個々のこどもに応じた緊急の対応方法や搬送先等について、個別の緊急時対応マニュアルとして策定して、職員間で共有することも必要である。
- 職員は、医療的ケアを必要とするこども等の支援に当たっては、窒息や気管出血等、生命に関わる事態への対応を学び、実践できるようにしておく必要がある。

（４） 安全管理

- 設置者・管理者は、設備の安全点検、従業員、障害児等に対する事業所外での活動・取り組み等を含めた、事業所での生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練、その

他の安全に関する事項について、安全計画を策定するとともに、従業者に周知し、安全計画に従って研修及び訓練を行うことが必要である。また、保護者との連携が図られるよう、保護者に対して安全計画に基づく取組の内容を周知することも必要である。

○ 職員は、支援の提供中に起きる事故やケガを防止するために、室内や屋外の環境の安全性について、安全計画の内容も踏まえた安全管理マニュアルとチェックリストを作成すること。それに基づいて毎日点検し、必要な補修等を行い、危険を排除することが必要である。

また、職員は、衝動的に建物から出てしまうこども等もいるため、こどもの特性を理解した上で、必要な安全の確保を行うことが必要である。

○ 設置者・管理者は、発生した事象の検証や、事故につながりそうな事例の情報を収集し、ヒヤリハット事例の検証を行なう機会を設けるとともに、事故原因の共有と再発防止の取組について、全ての従業者に共有することが必要である。

5. 適切な支援の提供

○ 設置者・管理者は、設備、職員等の状況を総合的に勘案し、適切な生活環境と事業内容が確保されるよう、障害のあるこどもの情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、利用定員の規模や、室内のレイアウトや装飾等に心を配り、必要に応じて改善を図る。

○ 職員は、児童発達支援の提供すべき支援の内容等について理解するとともに、児童発達支援計画に沿って、それぞれのこどもたちの障害種別、障害の特性、発達の段階、生活状況や課題に細やかに配慮しながら支援を行うことが必要である。

職員は常に意思の疎通を図り、円滑なコミュニケーションが取れるようにすることが必要である。

○ 支援開始前には職員間で必ず打合せを実施し、その日行われる支援の内容や役割分担について把握する。

○ 支援終了後に職員間で打合せを実施し、その日の支援の振り返りをし、こどもや家族との関わりで気づいた点や、気になった点について職員間で共有する。

○ 職員は、その日行った支援の手順、内容、利用者の反応や気づきについて、記録をとらなければならない。また、日々の支援が目標や計画に沿って行われているか、記録に基づいて検証し、支援の改善や自らのスキルアップに繋げていく必要がある。

6. 保護者との関わり

職員は、こどもや保護者の満足感、安心感を高めるために、提供する支援の内容を保護者とともに考える姿勢を持ち、こどもや保護者に対する丁寧な説明を常に心がけ、こどもや保護者の気持ちに寄り添えるように積極的なコミュニケーションを図る必要がある。

(1) 保護者との連携

○ 職員は、日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や課題について共通理解を持つことが重要である。このため、医療的ケアの情報や介助の方法、適切な姿勢、気になることがあった場合の情報等について、連絡ノート等を通じて保護者と共有するこ

とが必要である。また、必要に応じて、こどもの行動変容を目的として、保護者が褒め方やなどの具体的な子育てスキルの獲得を目指すペアレント・トレーニング等を活用しながら、こどもの育ちを支える力をつけられるよう支援したり、環境整備等の支援を行ったりすることが必要である。

- 設置者・管理者は、送迎時の対応について、事前に保護者と調整していくことが必要である。また、施設内でのトラブルやこどもの病気・事故の際の連絡体制について、事前に保護者と調整し、その内容について職員間で周知徹底しておく必要がある。
- 設置者・管理者は、職員が行う保護者への連絡や支援について、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・管理することが必要である。

(2) こどもや保護者に対する説明等

職員は、こどもや保護者が児童発達支援を適切かつ円滑に利用できるよう、適切な説明を十分に行うとともに、必要な支援を行う責務がある。

① 運営規程の周知

設置者・管理者は、運営規程について、事業所内の見やすい場所に掲示する等により、その周知を図る。

② こどもや保護者に対する運営規程や児童発達支援計画の内容についての丁寧な説明

設置者・管理者は、こどもや保護者に対し、利用申込時において、運営規程や支援の内容を理解しやすいように説明を行う必要がある。

特に、支援の内容、人員体制（資格等）、利用者負担、苦情解決の手順、緊急時の連絡体制等の重要事項については文書化の上、対面で説明する。

また、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の内容について、その作成時、変更時にこどもと保護者に対して丁寧に説明を行う必要がある。

③ 家族に対する相談援助等

○ 職員は、家族が相談しやすいような関係性や雰囲気づくりをすることが必要である。そのためには、日頃から家族と意思疎通を図りながら、信頼関係を構築していくことが重要である。

○ 職員は、保護者等が悩み等を自分だけで抱え込まないように、保護者等からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、保護者の困惑や将来の不安を受け止め、専門的な助言を行うことも必要である。例えば、保護者との定期的な面談（最低限モニタリング時に実施することが望ましい）や訪問相談等を通じて、子育ての悩み等に対する相談を行ったり、こどもの障害について保護者の理解が促されるような支援を行ったりすることが必要である。

○ 職員は、父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催したりすることにより、保護者同士が交流して理解を深め、保護者同士のつながりを密にして、安心して子育てを行っ

ていけるような支援を行うことが必要である。また、家族支援は保護者に限った支援ではなく、きょうだいや祖父母等への支援も含まれる。特にきょうだいは、心的負担等から精神的な問題を抱える場合も少なくないため、例えば、きょうだい向けのイベントを開催する等の対応を行っていくことも必要である。

- 設置者・管理者は、職員に対して、保護者との定期的な面談や保護者に対する相談援助について、その適切な実施を促すとともに、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・管理する必要がある。

④ 苦情解決対応

- 設置者・管理者は、児童発達支援に対する子どもや保護者からの苦情（虐待に関する相談を含む。）について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口や苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置、解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを構築することが必要である。
- 設置者・管理者は、苦情受付窓口について、子どもや保護者に周知するとともに、第三者委員を設置している場合には、その存在についても、子どもや保護者に周知する必要がある。
- 設置者・管理者は、苦情解決責任者として、迅速かつ適切に対応する必要がある
- 苦情が発生した場合の迅速かつ適切な対応も重要であるが、苦情につながる前にリスクマネジメントをすることで防げる苦情もある場合があることから、苦情になる前のリスクマネジメントを行うことも重要である。

⑤ 適切な情報伝達手段の確保

- 事業所は、定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信することが必要である。
- 視覚障害や聴覚障害等の障害種別に応じて、子どもや保護者との意思の疎通、情報伝達のための手話等による配慮が必要である。

7. 地域に開かれた事業運営

- 設置者・管理者は、地域住民の事業所に対する理解の増進や地域の子どもとしての温かい見守り、地域住民との交流活動の円滑な実施等の観点から、事業所はホームページや会報等を通じて活動の情報を積極的に発信することや、事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図ることが必要である。
- 実習生やボランティアの受け入れは、事業所及び実習生やボランティア双方にとって有益であり、設置者・管理者は、積極的に対応することが望ましい。ただし、実習生やボランティアの受け入れに当たっては、事故が起きないように適切な指導を行う等の対応が必要である。また、実習生やボランティアの受け入れに当たっては、事業所の理念やプログラム内容及び障害のある子どもの支援上の注意事項等を理解させることが必要である。

8. 秘密保持等

- 設置者・管理者は、職員等（実習生やボランティアを含む。以下同じ。）であった者が、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、誓約書の提出や雇用契約に明記するなど、必要な措置を講じなければならない。
- 職員は、関係機関・団体に子ども又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者等の同意を得ておかななければならない。
また、ホームページや会報等に子ども又は保護者の写真や氏名を掲載する際には、保護者の許諾を得ることが必要である。
- 職員等は、その職を辞した後も含めて、正当な理由がなく業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

9. 職場倫理

- 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童発達支援で活動するボランティアにも求められることである。
- 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
 - ・ 子どもの人権尊重と権利擁護、子どもの性差・個人差への配慮に関すること。
 - ・ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。
 - ・ 子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
 - ・ 個人情報の取扱とプライバシーの保護に関すること。
 - ・ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。
- 子どもに直接関わる大人として身だしなみに留意すること。
- 明文化された児童発達支援の倫理規範を持つこと。

第7章 支援の質の向上と権利擁護

1. 支援の質の向上への取組

児童福祉法第21条の5の18第2項の規定において、指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならないとされている。そのためには、設置者・管理者は、「第三者評価共通基準ガイドライン（障害者・児福祉サービス版）」等により、第三者による外部評価を活用することが有効である。

また、適切な支援を安定的に提供するとともに、支援の質を向上させるためには、支援に関わる人材の知識・技術を高めることが必要であり、そのためには、設置者・管理者は、様々な研修の機会を確保するとともに、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要である。

さらに、職員が児童発達支援センター等における課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を構築するためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢が重要である。そのため、設置者・管理者は、児童発達支援センター等において職場研修を実施し、職

員は当該研修を通じて、常に自己研鑽を図る必要がある。

加えて、設置者・管理者は、職員が外部で行われる研修等へ積極的に参加できるようにし、職員が必要な知識・技術の修得、維持及び向上を図ることができるようにする必要がある。

(1) 職員の知識・技術の向上

- 職員の知識・技術の向上は、児童発達支援の提供内容の向上に直結するものであり、職員の知識・技術の向上への取組は、設置者・管理者の重要な管理業務の一つである。
- 設置者・管理者は、職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが必要である。資質の向上の支援に関する計画の策定に際しては、職員を積極的に参画させることが必要である。
- 児童発達支援を適切に提供する上で、児童発達支援に期待される役割、障害のあるこどもの発達の段階ごとの特性、障害種別・障害の特性、関連する制度の仕組み、関係機関・団体の役割、児童虐待への対応、障害者の権利に関する条約の内容等を理解することが重要であり、設置者・管理者は、職員に対してこうした知識の修得に向けた意欲を喚起する必要がある。
- 障害種別、障害の特性に応じた支援や発達の段階に応じた支援、家族支援等に係る適切な技術を職員が修得することが、こどもの発達支援や二次障害の予防、家庭養育を支えるといった視点から重要であり、設置者・管理者は、職員に対してこうした技術の修得に向けた意欲を喚起する必要がある。

(2) 研修受講機会等の提供

- 設置者・管理者は、職員の資質向上を図るため、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
具体的には自治体や児童発達支援センター、障害児等関係団体が実施する研修等への職員の参加、事業所における研修会や勉強会の開催（本ガイドラインを使用した研修会や勉強会等）、事業所に講師を招いての研修会の実施、職員を他の事業所等に派遣しての研修、事業所内における職員の自己研鑽のための図書の整備等が考えられる。また、医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子どもに対し、適切な支援が行われるよう、喀痰吸引等の研修を受講させることが必要である。
- 児童発達支援管理責任者は、従業者に対する技術指導及び助言を行うことも業務となっており、設置者・管理者は、事業所内における研修の企画等に当たっては、児童発達支援管理責任者と共同して対応していくことが必要である。

(3) 児童発達支援センター等によるスーパーバイズ・コンサルテーションの活用

- 児童発達支援センターには、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助）を有することが求められており、対応が難しい子どもや家族をはじめ、個別ケースへの支援も含めた障害児通所支援事業所全体への支援が行われることが期待される。

地域の障害児通所支援事業所においては、児童発達支援センター等との連携を図りながら、スーパーバイズ・コンサルテーションを受けることにより、支援の質の向上につなげていくことが望ましい。

- スーパーバイズ・コンサルテーションを効果的に活用するためには、提供する児童発達支援センターとこれを受ける事業所の相互理解や信頼関係の構築が重要であり、相互が理念や支援の手法を明確にして取り組んでいくことが必要である。

2. 権利擁護

障害のあるこどもの支援に当たっては、児童の権利に関する条約、障害者の権利に関する条約、こども基本法、児童福祉法等が求めるこどもの最善の利益が考慮される必要がある。特に、障害のあるこどもが、自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための支援を提供される権利を有することを認識することが重要である。具体的には、職員は、こどもの意向の把握に努める等により、こども本人の意思を尊重し、こども本人の最善の利益を考慮した支援を日々行う必要があり、●●●の手引きを参照すること。

また、障害のあるこどもの権利擁護のために、虐待等のこどもの人権侵害の防止に関する次のような取組も積極的に行っていくことが重要である。

(1) 虐待防止の取組

- 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くことが求められる。
- 設置者・管理者は、職員によるこどもに対する虐待を防止するため、虐待防止委員会の設置など、必要な体制の整備が求められる。

虐待防止委員会の責任者は、通常、管理者が担うこととなる。虐待防止委員会を組織的に機能させるために、苦情解決の第三者委員等の外部委員を入れてチェック機能を持たせるとともに、児童発達支援管理責任者等、虐待防止のリーダーとなる職員を虐待防止マネージャーとして配置し、研修や虐待防止チェックリストの実施など、具体的な虐待防止への取組を進める。

- 設置者・管理者は、職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修を実施し、又は自治体が発する研修を受講させるほか、自らが虐待防止のための研修を積極的に受講する等により、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）について理解し、虐待の防止への取組を進める必要がある。特に、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」は必ず読むようにする。

各都道府県で実施する虐待防止や権利擁護に関する研修を受講した場合には、児童発達支援センター等で伝達研修を実施することが重要である。

- 職員等からの虐待（特に性的虐待）は、密室化した場所で起こりやすいことから、設置者・

管理者は、送迎の車内を含め、密室化した場所を極力作らないよう、常に周囲の目が届く範囲で支援が実施できるようにする必要がある。

- 職員等から虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合（相談を受けて虐待と認識した場合を含む。）、その職員は、障害者虐待防止法第 16 条に規定されている通報義務に基づき、児童発達支援の通所給付決定をした市町村の窓口に通報する。この時に、市町村に通報することなく、事業所の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することとなるため、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進める必要がある。
- 職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、こどもの状態の変化や家族の態度等の観察や情報収集により、虐待の早期発見に努めさせる必要がある。
- 職員は、保護者による虐待について、保護者に対する相談支援やカウンセリング等により未然防止に努めることが重要であることを認識する。
- 職員は、保護者による虐待を発見した場合は、児童虐待防止法第 6 条に規定されている通告義務に基づき、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所等へ速やかに通告するよう徹底する必要がある。虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所やこども家庭センター、児童家庭支援センター、市町村の児童虐待対応窓口、保健所等の関係機関・団体と連携して対応を図っていくことが求められる。

(2) 身体拘束への対応

- 職員等が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること等は身体拘束に当たり、障害のあるこどもや他の障害のあるこどもの生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、禁止されている。
- 設置者・管理者は、身体拘束等の適正化を図る措置（①身体拘束等の記録、②委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施）を講じる必要がある。
- やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性が要件となるが、身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、それでもなお、身体拘束を行わざるを得ない事態が想定される場合には、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて、設置者・管理者は組織的に決定する必要がある。また、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、こどもや保護者に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載させることが必要である。
- 身体拘束を行った場合には、設置者・管理者は、身体拘束を行った職員又は児童発達支援管理責任者から、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項の記録とともに報告を受ける。なお、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反となることを認識しておく必要がある。

(3) その他

- 設置者・管理者は、こどもの権利擁護に関する研修会を実施するなど、職員がこどもの人権

を尊重した支援を行うために必要な取組を進めることが必要である。

放課後等デイサービスガイドライン（素案）

※主な改正箇所：黄色マーカー

はじめに

平成 24 年の児童福祉法改正において、障害のあるこどもが身近な地域で適切な支援が受けられるように、従来の障害種別に分かれていた施設体系が一元化され、この際、児童発達支援は、主に未就学の障害のあるこどもを対象に発達支援を提供するものとして位置づけられた。

その後、約 10 年で児童発達支援等の事業所数、利用者数は飛躍的に増加した。身近な地域で障害児通所支援を受けることができる環境は、都市部を中心に大きく改善したと考えられる一方、障害児通所支援として求められる適切な運営や支援の質の確保が課題とされてきた。

さらに、全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、障害のあるこどもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）が重要となる中で、その取組は十分に推進されてきたとは必ずしも言えない状況にある。

これらの現状も踏まえ、改めて、障害児通所支援が担うべき役割や機能等、今後の障害児通所支援の在り方について検討するため、令和 3 年に「障害児通所支援の在り方に関する検討会」を開催し、制度改正等も視野に議論がなされ、令和 3 年 10 月には報告書がとりまとめられた。

同報告書でとりまとめられた内容については、社会保障審議会障害者部会においても議論がなされ、令和 3 年 12 月に「障害者総合支援法改正法施行後 3 年の見直しについて 中間整理」において、今後の障害児支援における検討の方向性が示された。

同中間整理において示された内容を踏まえ、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な役割を担う機関であることの明確化や、児童発達支援における「福祉型」と「医療型」の一元化等、法改正が必要な事項について、令和 4 年の通常国会に児童福祉法の改正法案が提出・審議され、令和 4 年 6 月に成立、令和 6 年 4 月に施行される。

同通常国会では、「こども基本法」「こども家庭庁設置法」等も成立した。また、令和 5 年に「障害児通所支援に関する検討会」を開催し、改正児童福祉法の施行に向けて、その内容を具体化するため議論がなされ、令和 5 年 3 月に報告書がとりまとめられた。

令和 5 年 4 月には、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども家庭庁が発足し、障害児支援については、こども施策全体の中でより一層の推進が図られることとなった。

また、同年 12 月には、「こども大綱」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的ビジョン」、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定された。

本ガイドラインは、これらの内容を踏まえ、放課後等デイサービスの内容や方法など基本的事項について示すものである。

事業所においては、本ガイドラインの内容を踏まえつつ、各事業所の実情や個々のこどもの状況に応じて不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努めることが求められる。また、各事業所の不断の努力による支援の質の向上とあいまって、今後も本ガイドラインの見直しを行い、本ガイドラインの質も向上させていくものである。

第1章 総論

1. ガイドラインの目的

- (1) この「放課後等デイサービスガイドライン」は、放課後等デイサービスについて、障害のある子どもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、放課後等デイサービスにおける基本的な支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるものである。
- (2) 各放課後等デイサービス事業者は、本ガイドラインにおいて示される放課後等デイサービスの基本理念や支援の内容等に係る基本的な事項等を踏まえ、子ども本人やその家族、各事業所や地域の実情に応じて創意工夫を図り、その機能及び質の向上を図らなければならない。
- (3) 各放課後等デイサービスは、本ガイドラインの内容を踏まえながら、子ども施策の基本理念等にのっとり、特別な支援や配慮を要する子どもであるか否かにかかわらず、権利行使の主体としての子ども自身が、ウェルビーイング¹を主体的に実現していく視点を持って子どもとその家族に関わらねばならない。

2. 子ども施策の基本理念 —子ども家庭庁の発足と子ども基本法の施行—

令和5年4月1日に子ども家庭庁が発足し、障害児支援施策も同庁の下で、子ども施策全体の連続性の中で、子ども施策として推進されていくこととなった。

また、子ども家庭庁の発足に伴い、子ども基本法が施行された。子ども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、子ども施策の基本となる事項を定める等により、子ども施策を総合的に推進することを目的としている（第1条）。

子ども施策の基本理念としては、次の6点が掲げられている（第3条）。

<子ども施策の基本理念>

- 全ての子どもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること。
- 全ての子どもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育

1 「ウェルビーイング」は、身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など生涯にわたる持続的な幸福を含むものをいう。（「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」より引用）

を受ける機会が等しく与えられること。

- 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会²・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること。
- こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有すると認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備すること。

障害児通所支援に携わる者は、障害児支援だけでなく、こども施策の基本理念も理解し、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもや家族の支援にあたっていくことが重要である。

なお、全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現するため、こどもの居場所づくりに関する基本的事項等を定めた「こどもの居場所づくりに関する指針」（以下「居場所指針」という。）が、令和5年12月に閣議決定されており、放課後等デイサービスに携わる者は、「居場所指針」の内容も十分に理解し、こどもや家族の支援にあたっていくことが重要である。

3. 障害児支援の基本理念 —最善の利益の保障・インクルージョンの推進・家族支援・後方支援—

(1) 障害のあるこども本人の最善の利益の保障

児童福祉法第1条では、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもが家族や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」として尊重されなければならないこと、第2条では、社会全体がこどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるべきことが規定されている。

また、こどもの権利条約及び障害者の権利に関する条約において、以下のように規定されている。

² こどもの権利条約第12条において、「自由に自己の意見を表明する権利（the right to express those views freely）」が定められている。その「意見」は、原文（英語）では「view(s)」であり、意見が聴取される権利に関する児童の権利委員会一般的意見第12号（2009年）において、言語化された意見のみならず、遊びや身振り、絵を含む非言語のコミュニケーション形態への認識と尊重が必要とされている。

<こどもの権利条約>

- 精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める（第23条の1）。
- 障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する（第23条の2）。

<障害者の権利に関する条約>

- 障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に共有することを確保するための全ての必要な措置を取ることとされ、措置にあたっては、児童の最善の利益が主として考慮され、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有している（第7条）。

このように、障害のあるこどもの支援を行うに当たっては、その気づきの段階から障害の有無にかかわらず、全てのこどもが、意見表明・自己選択・自己決定等の権利の主体であり、多様な特性等の尊重及び権利を保障し、こどものいまとこれからのための最善の利益を図っていくことが必要である。こどもの最善の利益を保障する観点から、こどもが意見を表明する機会が確保され、受け止められた上で、年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、こども本人の最善の利益を考慮することが必要である。その際には、言語化された意見だけでなく、こどもから様々な形で発せられる思いや願いについてくみ取るための十分な配慮を行うことが重要である。

(2) 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進と合理的配慮

障害者権利条約では、障害を理由とするあらゆる差別（「合理的配慮」の不提供を含む。）の禁止や障害者の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の促進等が定められている。障害のあるこどもの支援に当たっては、こども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じ、合理的な配慮が求められる。

また、全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けては、障害の有無にかかわらず、こども達が様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長していくことが重要である。

このため、放課後等デイサービス等は、障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に念頭におきながら、こどもや家族の支援にあたっていくことが求められる。

(3) 家族支援の重視

こどもの現在、そして将来の豊かな育ちを保障していくためには、こどもと家族を中心に据えて、包括的な支援を行っていくことが重要であり、障害のあるこどもを育てる家族に対して、障害の特性や発達の段階に応じて、こどもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、丁寧に家族への支援を行うことが重要である。

また、こどもは、家族やその家庭生活から大きな影響を受ける。家族がこどもの障害を含め、そのこのありのままを肯定していくプロセスは平坦ではなく、成長・発達の過程で様々な葛藤に直面する。様々な出来事や情報で揺れ動く家族を、ライフステージを通じて、しっかりとサポートすることにより、こども本人にも良い影響を与えることが期待できる。

さらに、こども本人や家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントの視点を持ち支援をすることが重要であり、こどもと家族のウェルビーイングの向上につながるよう、取り組んでいくことが必要である。

(4) 障害のあるこどもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割

障害のあるこどもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるため、障害のないこどもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められる。このため、専門的な知識・技術に基づく障害のあるこどもに対する支援を、他の子育て支援をバックアップする後方支援として位置づけ、保育所等訪問支援等を積極的に活用し、障害のあるこどもや保育所等の個々のニーズに応じた丁寧な支援を行うことで、保育所等における子育て支援における育ちの場において、障害のあるこどもの支援に協力等するとともに、子育て支援と障害児支援が双方向から緊密に連携した支援の取組が行われる地域の体制づくりを進めていくことが重要である。

また、障害のあるこどもの健やかな育成のためには、こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要がある。

第2章 放課後等デイサービスの全体像

1. 定義

児童福祉法において、「放課後等デイサービス」は、以下のように規定されている。

<児童福祉法>

- 放課後等デイサービスとは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）に就学している障害児（専修学校等に就学している障害児にあっては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要がある

と市町村長（特別区の区長を含む。）が認める者に限る。）につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう（第6条の2の2第3項）。

2. 役割

（1） 最善の利益の考慮

- 放課後等デイサービス事業所は、児童福祉法等の理念に基づき、障害のあるこどもの最善の利益を考慮して、放課後等デイサービスを提供しなければならない。

（2） 本人支援・移行支援・家族支援・地域支援

- 放課後等デイサービス事業所は、主に学齢期の障害のあるこども又はその可能性のあるこどもに対し、個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援に努めなければならない。また、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進するため、小学校、特別支援学校（主に小学部）等（以下「小学校等」という。）と連携を図りながら支援を行うよう努めなければならない。
- 放課後等デイサービスの目的を達成するため、専門性を有する職員が、保護者や地域の様々な社会資源との緊密な連携のもとで、障害のあるこどもの状態等を踏まえて支援を行わなければならない。

3. 放課後等デイサービスの概要

放課後等デイサービスは、大別すると、「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」及び「地域支援」からなる。それぞれの具体的な内容については、第3章の2において記載している。

4. 放課後等デイサービスの原則

（1） 放課後等デイサービスの目標

- ① 放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のあるこどもにとって、安心・安全でその子とその子らしく過ごせる居場所として、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、多様な遊びや体験活動等の機会を得ることを通じて、個々のこどもの状況に応じた発達支援が行われ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸福な状態（ウェルビーイング）で成長することができるよう、年齢や発達の程度に応じた意見の尊重及びこどもの最善の利益の保障を踏まえながら、健全な育成を図る必要がある。
- ② こどもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるため、放課後等デイサービスにおいても、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが共に成長できるよう、こども

の育ちと個別のニーズを共に保障しながら、障害のあるこどもの集団等の中だけでなく、他のこどもも含めた集団等の中での育ちをできるだけ保障する視点や、地域の同年代のこどもとの仲間作りを図っていくことが重要である。

そのためには、放課後等デイサービスにおいても、障害のあるこどもや地域の放課後児童クラブ等の個々のニーズに応じて、放課後児童クラブや児童館等の他の子育て支援施策等と連携を図りながら支援や活動の交流を進めて行くことが重要であり、子育て支援と障害児支援が双方向から緊密に連携した支援の取組が行われる地域づくりの一翼を担うことが期待される。

- ③ 放課後等デイサービスは、こどもが安心して過ごすことができ、心身の安全が確保された場所である必要がある。どのような場所を安全・安心と感じるかは、こどもによって異なり得るが、少なくとも、大人がこどもを力で動かそうとすることや、自分の思うように動かそうとするような関わり方や威圧的な態度で関わるなど、こどもが不安や恐怖に感じることがないようにすることが必要である。

その際には、障害特性等にも配慮した環境設定が求められる。その上で、一人で居ることに安らぎを感じるこどももいれば、集団の中で落ち着きを感じるこどももいる。こうした多様なこどもの特性等を理解し、例えば、集団での活動だけでなく、必要に応じて小規模の集団の中で、対人関係を構築するための時間を確保する等、個々のニーズに応じた配慮等も踏まえた環境づくりが求められる。

- ④ 放課後等デイサービスには、多様な特性やニーズ、様々な背景のあるこどもが通うことが想定されるが、中には、精神的な理由等で継続的に学校に通学できない不登校の状態にあるこどもや、社会的養護の状況にあるこども等もいる。

それらの状況にあるこどもにとっては、放課後等デイサービスは、安心で安全に過ごせる場所、不安解消、社会的コミュニケーションを図ることができる場等、こどもと家族の身近なセーフティーネットとしての役割を果たすことが重要である。

- ⑤ 地域において、こどもや家族を中心に据えて包括的な支援を行っていくためには、地域の各事業所や各関係機関、それぞれが非連続な「点」として独自に支援を行うのではなく、こども施策全体の連続性の中で、地域で相互に関係しあい連携しながら「面」でこどもや家族を支えていく必要がある。

その上では、放課後等デイサービスにおいても、地域において障害児支援の中核的な役割を担うことになる児童発達支援センターと積極的に連携を図りながら、支援を行っていくことも重要である。

(2) 放課後等デイサービスの方法

放課後等デイサービスの対象は、身体も心も大きく成長する時期の小学生年代から高校生年代等までのこどもであるため、この時期のこどもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、コミュニケーション面で特に配慮が必要な課題等も理解し、アセスメントを踏まえた、一人ひとりの状態に即した放課後等デイサービス計画を作成し、その計画に沿って発達支援を行う。

その際には、こどもがそのこころしく過ごせる場であるという安心・安全の土台があった上で、本人支援の5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点等を踏まえたアセスメントを行い、生活や遊び等の中で、5領域の視点を網羅したオーダーメイドの支援が行われるものである。

そのため、本人支援の5領域の視点を網羅したアセスメントが行われないことや、5領域のうち特定の領域のみの支援（例えば、5領域の視点を網羅したアセスメントを踏まえ、そのこどもにとって課題と考えられた領域のみの支援）を行うなど、本人支援の5領域の視点が漏らされていない状況で支援を提供することは、総合的な支援としては相応しいとは言えないものである。

さらに、こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねる中で、相互に関連を持ちながら育っていくことが重要である。そのため、「本人支援」に加え、「家族支援」と「地域支援（連携）」もあわせた支援が行われることが基本である。

なお、支援の提供に当たっては、放課後等デイサービスでは、こどもの発達過程や障害種別、障害特性を理解している者による発達支援を通じて、こどもが他者との信頼関係の形成を経験できることが必要であり、この経験を起点として、仲間とともに過ごすことの心地よさや楽しさを味わうことで、人と関わることへの関心が育ち、コミュニケーションをとることの楽しさを感じられるように支援することが必要である。その上では、支援者が「こどもとともに」という姿勢をもち、支援者自らこどもとの信頼関係を構築することが重要である。

また、仲間と関わることにより、葛藤を調整する力や、主張する力、折り合いをつける力が育つことを期待して支援することが重要である。

（3） 放課後等デイサービスの環境

放課後等デイサービスの環境には、支援に携わる職員やこども等の人的環境、施設や遊具等の物的環境、さらには自然や社会の事象等がある。

放課後等デイサービスは、こうした人、物、場等の環境が相互に関連し合い、こどもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構築し、工夫して支援を行わなければならない。

- ① こども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。
- ② こどもの活動が豊かに展開されるよう、放課後等デイサービスの設備や環境を整え、保健的環境や安全の確保等に努めること。
- ③ こどもが生活する空間は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、個々の特性を理解し、時間や空間を本人にわかりやすく構造化することや、不安な気持ちを落ち着かせる環境を整える等、個々のニーズに配慮した環境の中で、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。
- ④ こどもが人と関わる力を育てていくため、こども自らが周囲のこどもや大人と関わっていきことができる環境を整えること。

(4) 放課後等デイサービスの社会的責任

- ① 放課後等デイサービスは、障害の有無にかかわらず、ひとりの子どもとして人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して発達支援を行わなければならない。また、子どもに影響のある事柄に関して決めていく場合には、子どもにその内容を説明し、子どもの意見を聞くとともに、その過程に子どもが参加することを保障する必要がある。
- ② 放課後等デイサービス事業者は、放課後等デイサービスの従業者に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。
- ③ 放課後等デイサービスの従業者は、常に自己研鑽に励み、子どもへの発達支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- ④ 放課後等デイサービス事業者は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後等デイサービスが行う支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ⑤ 放課後等デイサービス及び放課後等デイサービスの事業者は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- ⑥ 放課後等デイサービス及び放課後等デイサービスの事業者は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

(5) 児童期・思春期のこどもの発達に関する理解

放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害特性だけでなく、こどもの発達の特徴等を理解しておく必要がある。また、その取組は、こどもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活場面を用いて提供されることが望ましい。さらに、一人ひとりの心身の状態を把握しながら、障害特性やそれぞれに配慮すべき事項も踏まえて、支援を提供することが必要である。

また、放課後等デイサービスを利用する子どもは、生活年齢に加え、個々の発達年齢や障害の特性についても考慮すべき対象であることから、本来であれば乳幼児期に培われているであろうアタッチメントや基本的な信頼関係の形成などについても、見落としがないように留意すべきである。

放課後等における活動を通じて、こどもの育ちを支援するという目的が共通である放課後児童クラブでは、放課後児童クラブの育成支援のねらい及び内容等を示した放課後児童クラブ運営指針（平成27年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、6歳から12歳までのこどもの発達の特徴等の理解に役立てるため、児童期のこどもの発達について基礎的なことが示されているところである。

放課後等デイサービスにおいては、13歳以降（思春期）の発達過程の内容等を理解し、基礎的なこどもの発達の特徴等を踏まえた上で、個々のこどもの環境や障害特性等に応じた発達支援を行っていくことが必要である。

児童期には、特有の行動が出現するが、その年齢は固定的なものではなく、個人差も大きいことから、本ガイドラインでは、放課後児童クラブ運営指針も参考に、目安として、概ね6歳～8歳（小学校低学年）、9歳～10歳（小学校中学年）、11歳～12歳（小学校高学年）の3つの時期に区分するとともに、13歳以降（思春期）を一つの時期として区分し、児童期から思春期までの時期を4つの区分に分けて留意すべき事項を示す。なお、この区分は、同年齢のこどもの均一的な発達の基準ではなく、一人ひとりのこどもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

ア おおむね6歳～8歳（低学年）

- こどもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。
- 遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分が大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。
- ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。
- 大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。

イ おおむね9歳～10歳（中学年）

- 論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても理解し始める。
- 遊びに必要な身体的技能がより高まる。
- 同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。
- 言語や思考、人格等のこどもの発達諸領域における質的变化として表れる「9、10歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。

ウ おおむね 11 歳～12 歳（高学年）

- 学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。
- 日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。
- 大人から一層自立的になり、少人数の仲間で「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にようになる。
- 身体面において第2次性徴が見られ、思春期・青年期の発達の特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。

エ おおむね 13 歳以降（思春期）

- 思春期は、こどもから大人へと心身ともに変化していく大切な時期である。障害のあるこどもたちも同様に第二次性徴などの身体的変化や精神的変化に戸惑いを感じる時期である。これらの混乱と親からの自立を目指した一連の動きは、誰しもが通過する過程であるが、反抗的あるいは攻撃的な態度として表れることも多く「問題行動」と捉えられ、家族を含め周囲の大人の対応いかんによっては情緒的・精神的な二次障害につながる危険性がある。
- この時期、共通の立場にある仲間とお互いに共感し心を通じ合わせることで、危機を乗り越えていくことも可能となる。
- 一方で、同じ年齢や同性の仲間との間に生じるストレスや心理的ショックなどが「劣等感」となって定着してしまうこともある。
- 障害のあるこどもはこの時期にあっても保護者や他の大人から「こども」としてみられることも多いが、大人になる過程にある一人の人間として扱うことが何よりも重要である。
- 思春期前に培われた「有能感」を基盤に「劣等感」に押しつぶされることなく、大人とだけではなく仲間との関係性も重視し、就労など次のステージに向かう力が生まれるようにサポートすることが求められる。

(6) 学齢期における発達の程度や障害特性を踏まえた支援の視点

障害のあるこどもに対して支援を提供する場合には、これまでの様々な生活経験に基づく個々の成長発達過程によって、発達年齢や障害特性から想定される状況とは、異なる育ちをしている可能性があることも念頭においてかかわる必要がある。こどもの個々の育ちは環境に大きく影響を受けている。それぞれの障害の特徴を理解しつつ、発達の視点にたって、こどもの状態の全体像を把握し、それを踏まえた支援を行う必要があり、いっそう個別性が必要とされる。成長発達に不可欠な体験や経験は、こども自身の行動や行為を通して学習され、発達を促進することになる。それは、見る、聞く、触れるなどの感覚と運動により、物や行為等をより深く理解することである。

このため、放課後等デイサービスに携わる従業者は、こどもの障害特性を理解し、発達段

階を踏まえた上で、一人ひとりのこどもに合わせた発達支援の観点をもって支援を行うことが必要であり、多角的な視点でアセスメントを行いながら、こどもの特性等の分析や定期的な見直しをしながら支援をしていくことが重要である。

① 意見表明の権利の保障

障害のあるこどもの中には、自ら発信することが難しいこどもや、得意でないこどもも多いが、こども自らが発信する力を持っていることを信じ、寄り添いながら、意見表明の権利を保障していくことが必要である。

また、重度・重複の障害があっても、必ず「意思」や「意向」、あるいは「考え」や「気持ち」があり、これを具体化していくことが重要であり、発達段階、障害特性やこどもの性格等の個性等を加味し、合理的配慮を取り入れながら、都度適切な方法で、意見表明の機会を保障していくことが必要であり、●●の手引きを参考にされたい。

② 障害の重複

診断名や明示された障害種別は、こどもを理解するために有用な情報の一つである。こどもによっては、複数の障害特性を有する等、重複している場合もある。

一方で、診断名に基づく障害特性だけで捉えられることばかりではないため、その情報だけにとらわれることなく、こどもの状態像の把握とアセスメント、分析等をして、支援を行うことが必要である。また、複数の種別の障害を併せ有するこどもに対しては、それぞれの障害の特性に配慮した支援が必要である。

③ 発達段階と障害特性

こどもの発達状況と障害特性をとらえ、適切な支援を提供することが必要である。

一方、社会的には（生活）年齢相応の振る舞いや行動を求められる場面も多い。そのため、支援者もそのこどもの年齢に適切な社会的な行動や行為を意識して支援を行う必要がある。

④ 未経験なことの把握と適切な経験の機会の保障

障害の有無にかかわらず、こどもが経験することには保護者や大人の考え方が影響する。それに加え、こどもがもつ動作や状況理解力、活動性、行動力等により、経験の機会の個人差が大きくなる。

未経験になりやすいことを、大人に見守られている安心感の中で経験できる機会を意図的に提供し、一つ一つの体験を丁寧に見守る必要があると同時に、適切ではないと思われる経験によって誤学習させないように配慮することが必要である。

⑤ 成功体験と失敗体験

経験不足や多くの未経験要素があることにより、こどもが自分自身の行動を自己評価する機会が少なくなることにつながりやすくなる。また、他者の介入が多いほど、自己評価や自己満足なしに、「成功や失敗の判断」を他者が行うことや、他者の評価を基準に自己評価する

ことが多くなることにも留意が必要である。

特に年齢が高くなるほど、じっくりと取り組む機会を設けることや、大人がこどもの行動を先取りする支援を行うのではなく、こどもたちが様々なことを考えながら自己選択・自己決定する時間を意識的につくり、見守る支援も必要となる。そして、自ら選び成功や失敗（支援付きの試行錯誤）を体験することが重要である。

⑥ 二次障害の理解と対応

障害特性によって二次障害は様々である。基本的には、二次障害の予防という観点で関わる必要があるが、二次障害が生じている場合は、発生要因を把握し、除去や軽減に努めるとともに代替手段の確保や学習の促進を図ることも必要になってくる。

運動障害の場合、成長に伴う関節の可動性の低下や身体的痛みに配慮が必要で、二次障害の予防や軽減のためにも、適切な時期に自助具や移動用具などを取り入れた生活設計を提案する必要がある。知的障害や発達障害などの場合には、本人の特性に合わない環境（理解できない指示や刺激が多く混乱しやすい環境など）や働きかけ（叱責されたり、頑張り続けるよう要請されたりするなど）により、適切な行動を身につけられなかったり（未学習）、誤った行動を獲得してしまったり（誤学習）することにより二次障害が生じる場合がある。

また、自信の喪失やいじめ被害なども見られる場合には自尊心が低下し、結果として不登校やひきこもりになることもある。保護者からすれば、こどもの特性等を理解できず、どのように対応して良いかわからず努力してもうまく子育てできないこともあり、結果として虐待を含む不適切な養育に至ってしまうことも考えられる。こども本人の障害や特性の理解に加えて、家庭や学校、地域などとの関わりの中で対象となるこどもの特性等を理解していくことが求められる。

第3章 放課後等デイサービスが提供すべき支援の具体的内容

1. 放課後等デイサービスの提供に当たっての留意事項

放課後等デイサービスに携わる職員は、他のこども施策との連続性を意識した支援や連携が求められている。そのため、障害の有無にかかわらず、全てのこどもに共通する指針となる「こども大綱」や、「居場所指針」の内容も理解するとともに、放課後児童クラブとの連携及び併行通園等を行うために、放課後児童クラブ運営指針のねらい及び内容を理解し、次の事項に留意しながら、支援にあたる必要がある。

- こどもの心身の状態を把握して適切に援助する。また、家庭環境や生活の実態を知り、社会的養護等の支援の必要性を感じる場合は、速やかに適切に対応する。
- 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるようにする。
- こども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
- 適度な運動と休息を取ることができるようにする。また、こどもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活、活動ができるようにする。
- 人との信頼関係を基盤に、こどもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後等デイサービスの生活に主体的に関わることができるようにする。
- こどもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- 事業所でのこどもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して支援を行う。

放課後等デイサービスは、単にこどもが知識やスキルを身につけることが目的ではなく、様々な遊びや体験活動の機会を通じてこどもたちの生きる力を育むことがその目指すべき目的である。その上で、放課後等デイサービスは、児童から青年期という人格形成に向かう幅広い時期を対象とする時期であり、こども一人ひとりの人間性の成長にもしっかりと目を向け、支援していくことが重要である。

また、活動を行うにあたっては、その土台として、こどもたちが安心感のある環境の中にあることがとても重要である。そのため、前述したこどもの障害やその障害による生活上の困難さに配慮することはもちろん、こどもたちの日常生活における環境についても目を向け、場合によっては、関係機関等と連携してアプローチする必要も視野に入れておく必要がある。放課後等デイサービスは、福祉援助と発達支援という二つの視点を持ってこどもと向き合い、その成長を支えていくことが重要である。

2. 放課後等デイサービスの内容

放課後等デイサービスにおける発達支援は、具体的には、障害のあるこどもの個々のニーズに応じて、「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」及び「地域支援」を総合的に提供していくものである。

「本人支援」の各領域に示すねらい及び支援内容は、こどもが家庭や地域社会における生活

を通じ、様々な体験を積み重ねる中で、相互に関連を持ちながら達成に向かうものである。このため、「本人支援」だけでなく、「移行支援」や「家族支援」、「地域支援」を通して、育ちの環境を整えていくことが極めて重要である。

(1) 発達支援

① 本人支援

「本人支援」は、障害のあるこどもの発達の側面から、心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」、運動や感覚に関する領域「運動・感覚」、認知と行動に関する領域「認知・行動」、言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」、人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」の5領域にまとめられるが、これらの領域の支援内容は、お互いに関連して成り立っており、重なる部分もある。

「本人支援」を提供するに当たっては、「自立支援と日常生活の充実のための活動」、「体験的な活動や遊び」、「地域交流の機会の提供」及び「こどもが主体的参画できる機会の提供」の4つの基本活動を複数組み合わせることで支援を行うことが求められる。

また、この「本人支援」の大きな目標は、障害のあるこどもが、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにするものである。なお、本人支援は、家庭や地域社会への生活に活かされることが重要であり、家庭や学校とも連携を図りながら共有されていくべきものである。

(ア) 健康・生活

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康状態の維持・改善 ・ 生活のリズムや生活習慣の形成 ・ 病気の状態の理解と生活管理 ・ 身体各部の状態の理解と保護 ・ 障害の特性の理解と生活環境の調整 ・ 生活におけるマネジメントスキルの獲得
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康状態の把握 <ul style="list-style-type: none"> 健康な心と体を育て自ら健康で安全な生活を作り出すことを支援する。また、健康状態の常なるチェックと必要な対応を行う。その際、意思表示が困難であるこどもの障害の特性及び発達の過程・特性等に配慮し、小さなサインから心身の異変に気づけるよう、きめ細かな観察を行う。 ・ 健康状態の維持・改善 <ul style="list-style-type: none"> 障害により運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるように支援する。 ・ 生活リズムや生活経験の形成 <ul style="list-style-type: none"> 睡眠、食事、排泄等の基本的な生活習慣を形成し、健康状態の維

	<p>持・改善に必要な生活リズムを身につけられるよう支援する。また、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防など、健康な生活環境への配慮を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気の状態の理解と生活管理 <p>医療機関や保護者と連携を図りながら、自分の病気の状態を理解し、病気の状態を維持・改善をしていくため、自分の生活を自ら管理することができる力を育てていけるよう支援する。</p> ・身体各部の状態の理解と保護 <p>発達の段階に応じて、身体各部の状態や補助機器を用いる際の留意点等を理解し、自らその部位を適切に保護する力を育てていけるよう支援する。</p> ・障害の特性の理解と生活環境の調整 <p>自らの障害にどのような特性があるのか理解し、それらがおよぼす生活上の困難について理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていくための支援をする。</p> ・構造化等により生活環境を整える <p>生活の中で、様々な遊びや体験の機会が適切に得られるよう環境を整える。また、障害の特性に配慮し、時間や空間を本人に分かりやすく構造化する。</p> ・生活におけるマネジメントスキルの獲得 <p>自分で何をするかアイデアを出しながら、自分の生活をマネジメントすることができるよう、こどもの意向を受け止めながら、自分で組み立ててできる行動を増やしていけるよう支援する。</p>
--	--

(イ) 運動・感覚

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・姿勢と運動・動作の基本的技能 ・姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 ・日常生活に必要な基本動作 ・身体の移動能力 ・保有する感覚の活用 ・感覚の補助及び代行手段の活用 ・感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・姿勢と運動・動作の基本的技能 <p>日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ることなどの基本的技能に関することを支援する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるよう支援する。 ・日常生活等に必要な基本動作 食事、排泄、衣服の着脱、洗面、入浴など日常生活に必要な基本動作や、活動する上で必要な基本動作を身につけることができるよう支援する。 ・身体の移動能力の向上 自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力や、事業所外での移動や交通機関の利用など、社会的な場面における移動能力の向上が図られるよう支援する。 ・保有する感覚の活用 個々の感覚の状態とその活用の仕方を把握した上で、保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚などの感覚を活動を通じて十分に活用できるよう支援する。 ・感覚の補助及び代行手段の活用 障害の状態や発達の段階、興味関心に応じて、将来の社会生活等に結び付くように、保有する感覚を用いて状況を把握しやすくするよう各種の補助機器や ICT を活用及び、他の感覚や機器での代行が的確にできるように支援する。 ・感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動 視覚、聴覚、触覚などの保有するいろいろな感覚やその補助及び代行手段を総合的に活用して、情報を収集したり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるよう支援する。
--	--

(ウ) 認知・行動

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・感覚や認知の特性についての理解と対応 ・認知や行動の手掛かりとなる概念の形成 ・対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・感覚や認知の特性についての理解と対応 一人一人の感覚や認知の特性を理解し、それらを踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、特に自己の感覚の過敏さや認知の偏りなどの特性について理解し、適切に対応できるよう支援する。 ・認知や行動の手掛かりとなる概念の形成 物の機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概

	<p>念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるよう支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動障害への予防及び対応 <p>感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害の予防、及び適切行動への対応の支援を行う。</p>
--	---

(エ) 言語・コミュニケーション

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションの基礎的能力の向上 ・言語の受容と表出 ・言語の形成と活用 ・コミュニケーション手段の選択と活用 ・状況に応じたコミュニケーション
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションの基礎的能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> 障害の種別や程度、興味・関心等に応じて、言葉によるコミュニケーションだけでなく、表情や身振り、各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けることができるよう支援する。 ・言語の受容と表出 <ul style="list-style-type: none"> 話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるよう支援する。 ・言語の形成と活用 <ul style="list-style-type: none"> コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるよう支援する。 ・コミュニケーション手段の選択と活用 <ul style="list-style-type: none"> 障害の特性及び心身の発達段階等に応じて、話し言葉や各種の文字・記号、絵カード、機器等の適切なコミュニケーション手段を選択・活用し、他者とのコミュニケーションが円滑にできるよう支援する。 ・状況に応じたコミュニケーション <ul style="list-style-type: none"> コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側と受け取る側との人間関係や、そのときの状況を的確に把握することが重要であることから、場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるよう支援する。 ・手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用 <ul style="list-style-type: none"> 音声言語によるコミュニケーションだけでなく、手話、点字、音声、文字、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手

	段を活用し、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。
--	------------------------------

(オ) 人間関係・社会性

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他者との関わり（人間関係）の形成 ・ 他者の意図や感情の理解 ・ 自己の理解と行動の調整 ・ 仲間づくりと集団への参加 ・ 情緒の安定
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他者との関わり（人間関係）の形成 人に対する基本的な信頼感をもち、他者からの働き掛けを受け止め、それに応ずることができるように支援する。 ・ 他者の意図や感情の理解 他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるように支援する。 ・ 自己の理解と行動の調整 自分のできることや苦手なことなど、自分の行動の特徴などを理解し、自己を肯定的に捉えられる機会を通じて、気持ちや情動を調整し、状況に応じた行動ができるように支援する。 ・ 仲間づくりと集団への参加 集団の雰囲気に合わせてたり、集団での決まり等を理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるように支援するとともに、共に活動することを通じて、相互理解や互いの存在を認め合いながら、仲間づくりにつながるよう支援する。 ・ 情緒の安定 自身の感情、気持ち、生理的な状態像への気づきや関心を持ち、その変化の幅を安定させることに興味を持てるように援助し、変化の幅が小さく安定した情緒の下で生活ができるよう支援する。 ・ 安定したアタッチメントの支援 自身の感情が崩れたり、不安になった際に、大人が相談等にのることで、安心感を得たり、自分の感情に折り合いをつけたりできるよう「安心の基地」の役割を果たせるよう支援する。

本人支援において、複数組み合わせることを行うことが求められる4つの基本活動は、以下のとおりである。

なお、4つの基本活動を行うことを前提にし、こどもの意見を聴きながら自己選択や自己決定を促すとともに、こども同士の関りの中でこどもが主体性を発揮しながら活動参加ができるよう、それを支援するプロセスを組み込むことが求められる。

(ア) 自立支援と日常生活の充実のための活動

こどもの発達に応じて必要となる基本的日常生活動作や自立生活を支援するための活動を行う。こどもが意欲的に関われるような遊びを通して、成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする。将来の自立や地域生活を見据えた活動を行う場合には、こどもが通う学校で行われている教育活動を踏まえ、方針や役割分担等を共有できるように学校との連携を図りながら支援を行う。

(イ) 多様な遊びや体験

屋内外問わず、遊び自体の中にこどもの発達を増進する重要な要素が含まれているため、遊びを保障し、挑戦や失敗を含め、自由な遊びを行えることは重要である。また、体験したことや、興味を持ったことに取り組めることは、新たにやってみたいと感じる機会につながるため、多種多様な体験の機会が充実していることも重要であるため、こどもが望む遊びや体験等を自己選択しながら取り組めるよう、多彩な活動プログラムを用意することが求められる。その際には、個別性に配慮された環境の中で行えるように工夫する。

(ウ) 地域交流の機会の提供

障害があるがゆえにこどもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわないように、こどもの社会経験の幅を広げていくことに加え、地域の中にこどもの居場所を新たにつくっていく観点も重要である。他の社会福祉事業や地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・交流活動等、地域資源も生かした遊びや体験の機会の場の創出、ボランティアの受入れ等により、積極的に地域との交流を図っていく。こうした取組は、こどもにとって、地域そのものが安全・安心な居場所となることにもつながる。

(エ) こどもが主体的に参画できる機会の提供

こどもとともに活動を企画することや、過ごし方のルールをつくることなど、こどもが主体的に参画できる機会を設けて、こども自身が権利の主体であることを実感することは、こどもの権利を守るという観点からも重要である。そのためには、こどもの視点に立ち、こどもが意見の表明をしやすい環境づくりを行いながら、こどもとともに活動を組み立てていく等の取組を行っていく。その際には、こどもの意思を受け止めつつ、一人一人の個別性に配慮するとともに、寄り添って進めていくことが重要である。

② 移行支援

こどもの地域社会への参加・包摂(インクルージョン)を進めるため、放課後等デイサービスにおいても、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが共に成長できるよう、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障しながら、障害のあるこどもの集団等の中だけでなく、他のこどもも含めた集団等の中での育ちをできるだけ保障する視点や、地域の同年代のこどもとの

仲間作りを図っていくことが求められる。

また、こどもが、地域の中で孤立することなく、地域の一員として包み支え合う地域づくりをしていく視点も重要である。

そのためには、日常的に地域とのつながりを意識するとともに、こどもの発達の状況や家族の意向等をアセスメントし、地域の他のこどもや地域住民との交流、放課後児童クラブとの併行利用等、様々な地域資源や他の子育て支援施策との連携を図りながら取組を行っていくことが期待される。

(ア) こどもと保護者の意向の把握等

- 日々の関わりの中や、保護者との面談、放課後等デイサービス支援計画の作成・見直し等の機会において、こどもの発達段階や特性等も踏まえながら、こどもや保護者の意向を把握し、他の子育て支援施策への移行や、地域において他のこどもとの交流の機会等について、こどもや保護者の意向の確認を行うこと。
- こどもや保護者の意向を把握した後、事業所内で情報共有を行い、事業所として可能な対応方法を検討すること。放課後児童クラブとの併行利用等、移行支援を行う場合には、担当の相談支援専門員に情報共有を行い、今後の取組に向けた協議等を行うことが望ましい。この際、相談支援専門員と事業所だけでなく、具体的取組を進めるために必要な関係機関がある場合には、共通理解の下で効果的に取組を進めるため、関係機関を参集して会議を開催することも考えられる。
- 取組を進めるに当たっては、個々のアセスメントと家族の理解と意向をすり合わせながら、こどもの育ちと個別のニーズを保障することを重点に置きながら、丁寧な取組を進めることが必要である。

(イ) 放課後児童クラブ等との併行利用や移行に向けた取組

- 放課後児童クラブ等への移行に向けては、通所している場面のみでこども本人の評価を行うだけでなく、異なる生活の場で活動すること等も踏まえながら、具体的な移行を想定したこどもの発達の評価や、合理的な配慮を含めた移行に向けた環境の評価等行うことが重要である。これらの取組で整理された情報は、相談支援専門員や放課後児童クラブ等の関係機関にも共有をしながら進めていくことが重要である。
- 放課後児童クラブとの併用利用をしている場合には、利用日数や利用時間等の調整だけでなく、日常的な連携を図りながら、支援内容の共有や支援方法の伝達等を行うことで、共通理解を深め、連続性をもった支援を行うことが望ましい。こどもの利用状況等により、必要に応じて保育所等訪問支援の活用を検討することも必要である。

(ウ) 就学・進学時や学校卒業後の取組等

- 未就学児に児童発達支援を利用していた場合には、こども本人の発達の状況や障害の特性、児童発達支援において行ってきた支援内容等、こどものこれまでの育ちについての情報を十分に有していると考えられる。あらかじめ保護者の同意を得た上で、利用し

ていた児童発達支援事業所等に情報共有を求める等、発達支援の連続性を確保するための引継ぎ等を行うことが望ましい。

- 中学、高校への進学等、こどもの生活環境が変わる場合には、あらかじめ保護者の同意を得た上で、こども本人の状況や障害の特性、それまで行ってきた支援内容、これまで学校との間で共通理解を図ってきた事項等について、学校に情報共有を行う等、こどもが新たな環境で安心して通学ができるよう、学校と連携を図っていくことが望ましい。
- 高校年代は、進学や就職等、学校卒業後の生活に向けて、成人期への移行をより意識した時期となる。こどもや保護者の意向の確認等を踏まえ、学校や相談支援専門員等と連携を図りながら、成人期への移行を意識した連携や移行に向けた具体的取組について検討していくことが必要である。
- こどもが高等学校等を卒業し、就職や他の障害福祉サービス事業所等をする場合には、あらかじめ保護者の同意を得た上で、放課後等デイサービスで行われていた支援内容等について、就職先や学校卒業後に関わる新たに利用する障害福祉サービス事業所等に対して情報共有を行う等、放課後等デイサービスにおいても、積極的に連携を図ることが重要である。

(エ) その他

- 地域において他の子育て支援施策との連携を図りながら、こども同士の交流の機会を設ける等が望ましい。日頃から交流の機会を設けることで、こどもや保護者が、放課後児童クラブ等を利用する際の具体的なイメージにつながることも期待される。
- 利用するこども達が地域のこどもとして周囲から温かく見守られ、地域において円滑な交流を図っていくためには、地域の中で顔を合わしたら挨拶を交わす等、日頃から地域住民とコミュニケーションを図ることや、事業所のホームページを通じて活動の情報を積極的に発信すること、また、事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図っていくことが重要である。
- 地域住民の理解を得ながら、周辺にある公園、児童館、図書館、その他地域の公共施設等を積極的に活用し、地域の他のこどもとの交流の場を広げることも期待される。

③ 支援に当たっての配慮事項・留意点

(ア) 障害特性に応じた配慮事項

放課後等デイサービスに携わる職員は、こどもが成長発達する過程において、様々な合理的配慮等を行いながら環境を工夫し、支援する必要がある。

なお、ここでは、特に配慮すべき内容について示しているが、障害特性だけで捉えられることばかりではないため、この内容だけにとらわれることなく、こどもの状態像の把握とアセスメントを行った上で、必要な配慮を行うことが必要である。

- 視覚に障害のあるこどもに対しては、聴覚、触覚及び保有する視覚等を十分に活用しながら、様々な体験を通して身近な物の存在を知り、興味・関心や意欲を育てていくこと等を通じて、社会性をさせ生活経験を豊かにしていくことが必要である。また、ボディイメージを育て、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようになることが必要である。さらに、視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触角教材、拡大教材および音声教材等各種教材を効果的に活用することも重要である。
- 聴覚に障害のあるこどもに対しては、聴こえない聴こえにくい特性や配慮を理解した上で（ろう重複、盲重複の場合には、特に配慮が必要）、保有する聴覚や視覚的な情報等を十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る支援を進める必要がある。また、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して人との関わりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てる必要がある。
- 知的障害のあるこどもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への意欲を高めて、発達を促すようにすることが必要である。また、ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるよう配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすることが必要である。
- 発達障害のあるこどもに対しては、予定等の見通しをわかりやすくすることや、感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）に留意し、安心できる環境づくりが必要である。また、具体的又は視覚的な手段を用いながら、活動や場面の理解ができるようにすることや、人とかかわる際の具体的な方法や手段を身に付けることが必要である。
- 精神的に強い不安や緊張を示すこどもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫し、情緒の程よい表出を促すとともに、人との関わりを広げていけるようにすることが必要である。また、少人数でゆったりと落ち着いた受容的な環境を用意することが必要である。
- 肢体不自由のこどもに対しては、幼児の身体の動きや健康の状態等に応じ、可能な限り体験的な活動を通して経験を広げるようにすることが必要である。また、興味や関心をもって、進んで身体を動かそうとしたり、表現したりするような環境を創意工夫することが必要である。
- 病弱・身体虚弱のこどもに対しては、病気の状態等に十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにするとともに自己理解を深めさせながら支援していくことが必要である。心臓病等により乳幼児期に手術等を受けているこどもは、治療過程で運動や日常生活上での様々な制限を受けることや、同年代のこどもとの関わりが少なくなるなど、学習の基礎となる経験が不足することがある。小児慢性特定疾病や難病等のこどもを含め、こどもが可能な限り体験的な活動を経験できるよう、主治医からの指示・助言や保護者の情報を3者で共有しながら支援を行うことが必要である。
- 医療的ケアが必要なこどもや重症心身障害のあるこどもに対しては、必要な医療的ケ

アの目的や、手法やケアの具体的な方法等について十分に情報を収集し、あらかじめ医師の指示、指示に基づき適切に提供する体制とした上で、心身や健康の状態、病気の状態等を十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにするとともに、自己理解を深めさせながら支援していくことが必要である。また、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けることができるようにすることが必要である。さらに、こどもが可能な限り体験的な活動を経験できるよう、主治医からの指示・助言や保護者の情報を3者で共有しながら支援を行うことが必要である。

○ 重症心身障害のあるこどもに対しては、重度の知的障害及び重度の肢体不自由があるため、意思表示の困難さに配慮し、こどもの小さなサインを読み取り、興味や関心を持った体験的な活動の積み重ねができるようにすることが必要である。これは、不快、苦痛、体調不良時等の意思表示であっても同様であり、その表情等から変化に気づけるよう、心身の状態を常にきめ細かく観察することが必要である。また、筋緊張を緩和する環境づくりと、遊び、姿勢管理により、健康状態の維持・改善を支えることが必要である。

○ 複数の種類の障害を併せ有するこどもに対しては、それぞれの障害の特性に配慮した支援が必要である。

○ 知的障害と発達障害を重複している場合には、将来的な強度行動障害の状態となるリスクを把握し、適切なアセスメントを踏まえ、それぞれの障害の特性に応じた支援の提供と、環境の調整に取り組む等、行動上の課題を誘発させないように、予防的な観点をもって支援を行っていくことが必要である。

特に、学童期や思春期になると、行動上の課題がより顕在化しやすくなるため、現在の行動上の課題やその行動の意味等にも着目する機能的アセスメントを行い、それを踏まえてこどもが安心して過ごせるための環境調整や、自発的なコミュニケーションスキル等を身につけていくための「標準的な支援」が必要である。

(イ) 思春期のこどもへの支援に関する留意点

思春期は、行動上の課題が顕在化してくることや、メンタルヘルスの課題や不登校など様々な課題が増えてくる年代であり、この時期には高校卒業後の進路に向けた準備もある。思春期のこどもへの支援に関して、留意すべきいくつかの内容を例として以下に示す。

○ 思春期は、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティーを形成していく時期である。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、家族・友人との関係などに悩んだりする繊細な時期でもある。思春期のこどもが、自己肯定感を高められるよう支援を行うことが重要であり、こどもの意思を受け止めつつ、一人一人の個別性に合わせて寄り添って支援を行っていくことが重要である。

○ 中学生・高校生年代では、こども達から表明された意見に基づき、それらの意見を自

分たちで実行し、形にするための取組を行うことも重要な経験である。

○ 思春期は、メンタルヘルスの課題も顕在化してくる年代であり、こころの不調や病気の兆し、症状やその特徴を理解して支援を行うことも重要であり、必要に応じて、医療機関や地域の相談窓口となる機関（保健所、精神保健福祉センター）とも連携を図りながら支援を行うことが重要である。

○ 不登校の状態にあるこどもに対しては、まずは、こども本人の気持ちに寄り添い、共感したりすることで、こどもの自己肯定感を高めることが大切である。決して登校することだけを求めるのではなく、こどもの最善の利益を考えつつ、支援を行っていくことが重要である。不登校の状態にあるこどもへの支援においては、学校（校長、担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）、家庭を中心に、こどもを取り巻く支援機関、団体と連携を取りながら、支援の状況等を適宜共有し支援を行っていくことも重要である。

（ウ） 特に支援を要する家庭等、複合的な困難への配慮を必要とするこどもへの留意点

こどもが行動、態度や表情など気がかりな様子を見せる時は、その原因や背景を考える必要がある。事業所の支援環境や手立ての調整を行うことで改善できることもあれば、こどもの生活環境全般を見渡し分析した上で、その環境上で発生している事象にアプローチしなければならないこともある。いくつかの気に留めておくべき環境要因を取り上げ、特に支援を要する家庭等、複合的な困難への配慮を必要とするこどもへの留意点として以下に示すが、これらの留意点に加え、まずは日頃から保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともにこどもの変化に気付きやすくしておくこと、さらには専門機関やボランティア・市民活動団体などの地域資源についての情報を収集しておくことが重要である。

○ 放課後等デイサービスの従業者は、児童虐待防止及び早期発見への対応が求められる。児童虐待への対応については、まずは、日頃からこどもの心身の状態、家庭での養育の状況についての把握に努めることが重要である。不自然な傷がある、日常的に身なりが不衛生で放置が疑われる、極度の緊張した表情、極度の甘えがみられるなど虐待が疑われる場合には、速やかに事業所内で情報共有や保護者の援助を行うとともに、こどもの状態を把握し、速やかに市町村または児童相談所、こども家庭センター等の関係機関と連携をすることが必要である。

○ 生活に困窮する家庭が抱える生活課題・福祉課題は、貧困により未経験になりやすいことや、こどもの生活や育ちに様々な影響を及ぼすことがある。サイズに合っていない衣類を着ている、朝食を食べていない、医療機関を受診しない、生活リズムの乱れが見られるなどのこどもの貧困が疑われる場合は、それが貧困によるものなのか虐待を含む他の要因によるものなのかを見極める必要がある。こどもの貧困へ対応するにあたっては、支援に関する情報の管理を適切に行うと同時に、貧困に悩む保護者やこどもの自尊心を傷つけないよう十分配慮することが必要である。さらに、状況に応じて児童相談所、こども家庭セン

ターなどの公的機関と連携を図りながら支援を行うことが重要である。

- 近年増加傾向にある外国にルーツのあるこどもは、日本語がうまく話せないことで他のこどもとの関係を構築することが難しいこともあり、学習が進みにくい、あるいは、文化の違いなどにより差別やいじめを受ける場合もあるなど、生活上の困難さを感じているこどもも多い。また、保護者の就労が不安定である場合には、経済的な課題を抱えることも想定される。支援にあたっては、こどもが持つ困難さをまず把握し、それぞれの困難さに対して具体的にどのような支援が必要かを「多文化共生」という視点を入れながら考えていくことが重要である。

(2) 家族支援

こどもが学齢期に診断を受ける場合や、年齢とともにこどもの発達課題が変化する場合、また、いわゆる二次障害を抱える場合もあり、学齢期においても、家族支援は重要な支援の一つである。こどもが思春期の課題等乗り越えていくには家族の協力が不可欠であり、家庭は自尊感情や有能感（自己効力感）のベースとなる。そのため、子育てに困難さを感じているか、相談する人はいるか（孤立していないか。）など、家族の困り感に寄り添いながら、家族（きょうだいを含む。）への支援を丁寧に行うことが重要である。

- 送迎の際や利用後の引き渡しの際に家族と直接顔を合わせることが想定されるが、日頃から、信頼関係を構築するための関わり方を意識し、短時間であっても丁寧に関わるのが重要である。なお、家族支援は保護者に限った支援ではなく、必要に応じて、きょうだいや祖父母などへの支援も併せて検討することが望ましい。
- 親同士やきょうだい同士のつながりをつくる取組や仲間づくりの取組を行うことも重要である。
- 家庭内での養育等について、ペアレント・トレーニング等を活用しながらこどもの育ちを支える力をつけられるよう支援する一方、家族に対して過度にケア等を期待することは、家族に大きな心理的負担を生むこと、こどもとの心理的な母子一体化や共依存の関係につながる懸念があり、家族自身の自己実現を尊重する視点も重要である。
- 虐待やDV、経済的理由により子育てに不安定さなどがある場合は、児童相談所やこども家庭センター、市町村などとの連携も重要になる。特に、こども家庭センターにおいてサポートプランを作成されている場合には、サポートプランの内容も意識し、こども家庭センターとの連携を図りながら支援を行うことが重要である。
- 学齢期においては、放課後等デイサービスや放課後児童クラブの利用や、地域での様々な遊びや体験活動を経験する機会も重要であるが、家族とともに家庭で過ごすという視点も重要である。家庭で過ごす時間の確保は、こどもの情緒の安定も含め、常に視野に入れる必要がある。そのため、障害児相談支援事業所との連携や、放課後等デイサービス計画作成にあたっては、家庭で過ごす時間の確保も視野に入れて計画作成を行うことも重要な視点である。事業所での様子を伝え、家庭で取り組んでもらいた取組等があれば、その都度家族と情報共有等を行うことが重要である。

- 保護者との情報共有については、学校、放課後等デイサービス及び家庭で情報共有を行うため、「連絡ノート」などを活用することも効果的である。その他、情報発信ツールやお便り、保護者会、個別面談や懇談会等の様々な方法を有効に活用することも考えられる。
- 思春期になると、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えることや、家族等との関係などに悩んだりする繊細な時期であり、親子の葛藤が顕著になることも多い。こどもの年代や家族の関係性も踏まえた家族支援を行っていくことが重要である。
- 社会的養護の状況にあるこどもの場合には、児童養護施設や里親等、家族とは異なる場で生活をしている場合もあり、そのような場合には、こどもの暮らしを支える関係者と緊密な連携を図っていくことも必要である。

(3) 地域支援

① 学校との連携

- 学齢期において、学校との連携は大変重要である。放課後等デイサービスの提供において、こどもに必要な支援を行う上では、学校との役割分担も重要であることから、放課後等デイサービス計画と個別の教育支援計画等を連携させるなど、学校での生活も把握し、学校での生活も踏まえた支援目標を立てることが重要である。
- 学校との連携に当たっては、①本人の状態や課題、②学校での個別の教育支援計画や指導計画に基づく年間目標や学習内容、③支援の方法（姿勢保持の椅子などの器具、スケジュールなどのツール、声かけの方法、身体介助方法、パニック時の対応など）、④学校が考える福祉的ニーズ（放課後等デイサービスに求めること）などについて共有することが考えられる。
- 日常の生活場面の中でも、特に送迎で学校を訪れる場面は、学校と連携を図る良い機会であり、その日の学校での様子や気になることがあった場合には、口頭又は「連絡ノート」を活用するなど、学校と事業所の間で、適切に情報共有が図られるようにすることが重要である。

② 地域、関係機関との連携

- 放課後等デイサービスは、地域の中にこどもの居場所を新たにつくっていく観点も持ちながら、地域の公園や児童館、その他の公共施設等の社会資源を積極的に活用し、遊びや体験の機会、交流の場を広げるとともに、地域住民と連携、協力しての安全の確保、障害のないこどもたちとの交流などの取組を積極的に取り組んでいくことが求められる。
- 放課後児童クラブ等と併行利用している場合には、放課後児童クラブと十分な連携を図り、日常的に協力できるような体制を構築することが重要である。

第4章 放課後等デイサービス計画の作成及び評価

放課後等デイサービスの適切な実施に当たっては、障害児相談支援事業所が、障害のあるこどもや保護者の生活全般における支援ニーズや解決すべき課題等を把握し、最も適切な支援の組み合わせ等について検討し、障害児支援利用計画を作成する。その後、児童発達支援管理責任者が、

障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、当該事業所が提供する具体的な支援内容等について検討し、放課後等デイサービス計画が作成され、これに基づき日々の支援が提供されるものである。

なお、セルフプランにより放課後等デイサービスを利用する障害児であって、複数の事業所から継続的に支援を受けている場合は、事業所間で連携し、当該障害児の状態や支援状況の共有等を行うなど、障害児支援の適切な利用支援を進めることが重要である。

1. 障害児支援利用計画との整合性のある放課後等デイサービス計画の作成と放課後等デイサービスの実施（障害児相談支援事業所との連携）

(1) 障害児相談支援事業者による障害児支援利用計画案の作成と支給決定

- 障害児相談支援事業に従事する相談支援専門員は、放課後等デイサービスの利用を希望する子どもや保護者の求めに応じて障害児支援利用計画案の作成を行う。
- 相談支援専門員は、子どもや保護者との面談により、子どもの心身の状況や置かれている環境、日常生活の状況、現に受けている支援、支援の利用の意向等を子どもや保護者から聞き取った上で、それらに基づいたアセスメントによりニーズを明らかにし、総合的な援助方針を提案する。
- そして、子どもや家族の意向と総合的な援助方針に基づき、個々の子どもの障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させ、生活全般のニーズを充足するために、必要な支援を検討する。
- 学齢期の障害のある子どもへの支援には、児童福祉法に基づき、放課後等デイサービスの他、重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」、学校等に訪問して障害のある子どもに対し支援を行う「保育所等訪問支援」がある。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、居宅で入浴や排泄、食事の介護等を行う居宅介護（ホームヘルプ）や、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、施設で入浴や排泄、食事の介護等を行う短期入所（ショートステイ）等の障害福祉サービスが利用できる。
- 障害児支援利用計画案は、これらの支援の中から、必要な支援を選択又は組み合わせ、個々の支援の目的や内容及び量について検討し、子ども又は保護者の同意のもと作成するものである。
- 市町村は、作成された障害児支援利用計画案を勘案し、放課後等デイサービスの利用についての支給決定を行うこととなる。

(2) 担当者会議の開催と障害児支援利用計画の確定

- 相談支援専門員は、市町村による支給決定後、子どもや保護者の希望を踏まえて、支援を提供する事業者の調整を行い、それらの事業者等を集めた担当者会議を開催する。放課後等デイサービスを利用する場合、担当者会議には、子どもや家族、放課後等デイサービス等の児童発達支援管理責任者や従業者、他の支援等を利用している場合にはその担当者、その他必

要に応じて、こどもや保護者への支援に関係する者が招集される。

- 担当者会議では、障害児支援利用計画案の作成に至る経緯、こどもや保護者の意向と総合的な援助方針、ニーズと支援目標、支援内容等について参加者で共有する。
- 担当者会議の参加者は、障害児支援利用計画案の内容について意見交換を行うが、その際、放課後等デイサービスの担当者は、放課後等デイサービスの専門的な見地からの意見を述べることを求められる。また、障害児支援利用計画案に位置づけられた当該事業所に期待される役割を確認するとともに、障害のあるこどもが、地域の中で他のこどもと共に成長できるようにするため、こどもの最善の利益の観点から、支援の提供範囲にとどまらない意見を述べる重要性がある。
- 相談支援専門員は、参加者による意見交換を受けて支援の提供の目的や内容を調整し、各担当者の役割を明確にした上で、こども又は保護者の同意のもと障害児支援利用計画を確定する。確定した障害児支援利用計画は、こどもや保護者を始め、支給決定を担当する市町村、放課後等デイサービスの支援を提供する者に配付され共有される。

(3) 放課後等デイサービス計画に基づく放課後等デイサービスの実施

- 放課後等デイサービスの放課後等デイサービス計画は、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助方針や、当該事業所に対応を求められるニーズや支援目標及び支援内容を踏まえて、放課後等デイサービスの具体的な内容を検討し、作成する。
- そのためには、障害児相談支援事業者と連携し、障害児支援利用計画との整合性のある放課後等デイサービス計画の作成と支援の実施が重要である。なお、障害児支援利用計画と放課後等デイサービス計画は、個々のこどもの支援における合理的配慮の根拠となるものである。
- 放課後等デイサービスは、作成された放課後等デイサービス計画に基づき支援を実施する。

(4) 障害児相談支援事業者によるモニタリングと障害児支援利用計画の見直し

- 一定期間毎に、相談支援専門員は、こどもと保護者に対する面談により、障害児支援利用計画に基づいた支援の提供状況や効果、支援に対する満足度についてモニタリングを実施する。また、各事業者から支援の提供状況や効果について確認した結果、現在の支援がニーズの充足のために適切でなかったり、当初のニーズが充足してニーズが変化していたり、新たなニーズが確認された場合は、必要に応じて担当者会議を開催し、障害児支援利用計画を見直す。
- 担当者会議において、放課後等デイサービスの児童発達支援管理責任者は、その時点までの支援の提供状況を踏まえて、課題への達成度や気づきの点等の情報を積極的に述べ、必要に応じた障害児支援利用計画の見直しに寄与することが重要である。そのためには、放課後等デイサービスの設置者・管理者は、児童発達支援管理責任者や従業者のうち、当該こどもの状況に精通した者を参画させなければならない。
- 障害児支援利用計画の内容が見直され、総合的な支援方針や放課後等デイサービスに求められる役割が変更された場合には、児童発達支援管理責任者は、必要に応じて放課後等デイ

サービス計画を変更し、適切な放課後等デイサービスを実施する。

(5) その他の連携について

- 放課後等デイサービスによる支援は、子どもや保護者への生活全般における支援の一部を継続的に実施するものである。このため、日々の支援を担う放課後等デイサービスは、子どもや保護者のニーズの変化を細やかに把握することができる。また、継続的な関わりは、専門的なアセスメントを深め、潜在的なニーズの顕在化にもつながる。
- しかし、それらのニーズは、放課後等デイサービスのみで対応できるものばかりではなく、他の支援機関による対応が必要な場合もある。その場合は適切な支援が調整され提供されるように、速やかに障害児相談支援事業者などの関係機関と連絡を取り合う必要がある。

以上のように、障害児相談支援事業者と放課後等デイサービスの関係性は、単に相談支援専門員が作成した障害児支援利用計画に基づき、児童発達支援管理責任者が放課後等デイサービス計画を作成し、支援を実施するという上下の関係にはない。放課後等デイサービスから障害児相談支援事業者へ積極的に働きかけ、子どもや保護者の生活全般のニーズを充足するための双方向のやり取りを行う関係であることに留意して連携する必要がある。

2. 放課後等デイサービス計画の作成及び評価

児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービスを利用する子どもと保護者のニーズを適切に把握し、放課後等デイサービスが提供すべき支援の内容を踏まえて放課後等デイサービス計画を作成し、すべての従業者が放課後等デイサービス計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。また、提供される支援のプロセスを管理し、客観的な評価等を行う役割がある。

(1) 子どもと保護者及びその置かれている環境に対するアセスメント

- 児童発達支援管理責任者は、子どもや家族への面談等により専門的な視点からのアセスメントを実施する。子どもと保護者及びその置かれている環境を理解するためには、子どもの障害の状態だけでなく、子どもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントに加え、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認する必要がある。
- また、子どもの発育状況、自己理解、心理的課題、子どもの興味・関心、養育環境、これまで受けてきた支援、現在関わっている機関に関すること、地域とのつながり、利用に当たっての希望、将来展望等について必要な情報を収集し、子どもと保護者のニーズや課題を分析する。
- 保護者のニーズと子ども自身のニーズは必ずしも一致するものではないので、子どものニーズを明確化していくことがまず求められる。また、この発達の段階にある子どものニーズは変化しやすいため、日頃から状況を適切に把握して対応していく必要がある。

(2) 放課後等デイサービス計画の作成

- 障害児相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画や、自らの事業所でアセスメントした情報について課題整理表等を用いて整理しながら放課後等デイサービスにおけるニーズを具体化した上で、支援の具体的な内容を検討し、放課後等デイサービス計画を作成する。
- 放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、障害児等の意思の尊重、障害児の最善の利益の優先考慮の下で、放課後等デイサービス計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることが必要である。
- 「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「障害児にとって最も善いことは何か」を考慮することをいうが、障害児の意見がその年齢及び発達に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、障害児にとって最善とは言い難いと認められる場合には、障害児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである。
- 放課後等デイサービス計画の作成に係る担当者等会議の開催に当たっては、障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該障害児の年齢や発達に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くことが求められる。そのため、例えば、会議の場に障害児と保護者を参加させることや、会議の開催前に障害児本人や保護者に直接会うことなどが考えられる。
- 放課後等デイサービス計画には、子どもと保護者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、長期目標及び短期目標とその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、放課後等デイサービスの提供すべき支援の内容を踏まえた具体的な支援内容、留意事項を含める。
- 放課後等デイサービス計画に、子ども本人のニーズに応じた「支援目標」を設定し、それを達成するために、「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」及び「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目を適切に選択し、その上で、具体的な支援内容を設定する。
- 放課後等デイサービスにおいては、5領域との関連及びその他選択した支援内容の項目についても、具体的な支援内容とともに、放課後等デイサービス計画に明記することが必要である。
- インクルージョンの推進に努めるため、インクルージョンの観点を踏まえた取組（例えば放課後児童クラブとの併行利用等）や、支援提供におけるインクルージョンの視点（例えば地域との交流機会の確保等）について明記することが必要である。
- 支援内容については、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「どのように」、「どのくらい」支援するかということが、放課後等デイサービス計画において常に明確になっていることが必要である。
- 子ども又は保護者に対し、本ガイドラインの「放課後等デイサービスの提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」及び「地域支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「放課後等デイサービス計画」を示しながら説明を行い、子どもや家族の支援に必要な内容になっているかについて同意を得る必要がある。
- 将来に対する見通しを持った上で、障害種別、障害の特性や子どもの発達の段階を丁寧に

把握し、それらに応じた関わり方を考えていくことが必要である。

- 支援手法については、個別活動と集団活動をそのこどもに応じて適宜組み合わせる。
- 計画の作成に際しては、従業者から放課後等デイサービス計画の原案について意見を聞くなど、担当の従業者を積極的に関与させることが必要である。
- 事業所において作成した放課後等デイサービス計画は、障害児相談支援事業所へ交付を行うことが必要である。

(3) タイムテーブル、活動プログラムに沿った発達支援の実施

- 放課後等デイサービスにおける時間をどのようにして過ごすかについて、一人一人の放課後等デイサービス計画を考慮し、一日のタイムテーブルを作成する。タイムテーブルは、こどもの生活リズムを大切にし、日常生活動作の習得や、こどもが見通しを持って自発的に活動できるよう促されることが期待される。ただし、提供される活動プログラムを固定化することは、経験が限られてしまうことにもなるため、活動プログラムの組合せについて、創意工夫が求められる。
- 発達支援の時間は十分に確保されなければならない。送迎の都合で発達支援の時間が阻害されることのないようタイムテーブルを設定しなければならない。
- 活動プログラムは、こどものニーズや状況、こどもの障害種別、障害の特性、発達の段階、生活状況や課題等に応じた内容を組み立て、従業者も交えながらチームで検討していくことが必要である。
- 集団活動の場合は、対象児の年齢や障害の状態の幅の広さを考慮しながら、活動プログラムを作成する必要がある。こどもの年齢や発達課題が異なることも多いことから、年齢別又は障害別、発達課題別に支援グループを分けることも考慮する必要がある。
- 活動プログラムの内容は、本ガイドラインに記載されている放課後等デイサービスの提供すべき支援の内容等を十分に踏まえたものでなければならない。

(4) 放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（モニタリング）

- 放課後等デイサービス計画は、概ね6ヶ月に1回以上モニタリングを行うことになっているが、こどもの状態や家庭状況等に変化があった場合にはモニタリングを行う必要がある。モニタリングは、目標達成度を評価して支援の効果を測定していくためのものであり、単に達成しているか達成していないかを評価するものではなく、提供した支援の客観的評価を行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断する。
- 障害児支援利用計画との整合性のある放課後等デイサービス計画の作成と放課後等デイサービスの実施が重要であることから、モニタリング時においても、相談支援事業所と相互連携を図りながら、情報共有を行うことが重要である。

(5) モニタリングに基づく放課後等デイサービス計画の変更及び支援の終結

- モニタリングにより、放課後等デイサービス計画の見直しが必要であると判断された場合は、放課後等デイサービス計画の積極的な見直しを行う。その際、支援目標の設定が高すぎ

たのか、支援内容があっていなかったのか、別の課題が発生しているのか等の視点で、これまでの支援内容等を評価し、今後もその支援内容を維持するのか、変更するのかを判断していく。現在提供している放課後等デイサービスの必要性が低くなった場合は、放課後等デイサービス計画の支援目標の大幅な変更や放課後等デイサービスの終結を検討する。なお、放課後等デイサービス計画の支援目標の大幅な変更や放課後等デイサービスの終結時には、設置者・管理者へ報告する。

- 放課後等デイサービス計画の支援目標の大幅な変更や放課後等デイサービスの終結に当たっては、放課後等デイサービスから家族や障害児相談支援事業所、保育所等の関係機関との連絡調整を実施し、障害児支援利用計画の変更等を促す。また、また、こども家庭センターにより、サポートプランが作成されている場合には、こども家庭センターと連絡調整を行うことも必要である。なお、学校卒業後に障害福祉サービス事業所を利用する場合等、他の機関・団体に支援を引き継ぐ場合には、これまでの放課後等デイサービスの支援内容等について、適切に情報提供することも必要である。

第4章 関係機関との連携

1. 学校との連携

- こどもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、連携を積極的に図ることが必要である。また、その際には、家庭も含めた三者で情報共有を行うことは、共通理解の下で支援を進めていくためには重要である。
- 学校の年間計画や行事予定等の交換、下校時刻の確認、引継ぎの項目等、学校との間で、適宜必要に応じた情報共有を行っていくことが必要である。
- 送迎にあたって、安全かつ確実に送迎を行うためには、学校との連携・協力が必要である。
特に学校の授業終了後の迎えに当たっては、他の事業所の車両の運行も想定されることから、事故等が発生しないよう細心の注意を払う必要がある。このため、管理者や児童発達支援管理責任者は、送迎時の対応について学校と事前に調整しておくことが必要である。
- 下校時のトラブルやこどもの病気・事故が発生した場合の連絡体制（緊急連絡体制や対応マニュアル等）について、事前に学校と調整し、管理者や児童発達支援管理責任者、送迎を担当する従業者に対し周知徹底をしておく必要がある。
- 学校との間で相互の役割の理解を深めるためには、日常的な連携に加え、以下のような取組を行うことも考えられる。

- ・ あらかじめ保護者の同意を得た上で、学校から個別の教育支援計画等についての情報提供を受けるとともに、放課後等デイサービス事業所の放課後等デイサービス計画を学校へ情報提供すること。
- ・ 個別の教育支援計画が作成されていないこどもにあつては、あらかじめ保護者の同意を得た上で、お互いの支援内容等について、適宜情報共有等を行えるよう調整しておくこと。
- ・ 学校の行事や授業参観に放課後等デイサービスの従業者も積極的に参加すること。

- ・ 高校年代は、学校卒業後の生活に向けて、成人期への移行をより意識した時期となる。学校でも卒業後の生活に向けた取組等が行われることから、こどもや保護者の意向の確認等を踏まえ、学校と連携を図りながら、共通理解の下で、成人期への移行に向けた支援が取り込まれること。

○ 教育と福祉の連携については、学校と放課後等デイサービス等との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有が必要である。平成30年に、文部科学省と厚生労働省の両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトが開催され、教育と福祉との連携を推進するための方策や、保護者支援を促進するための方策についてとりまとめられており、参考にされたい。

2. 児童発達支援センターとの連携

児童発達支援センターは、令和4年の改正児童福祉法において、地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として位置づけられたことから、以下の4つの中核機能を求められることになった。

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③ 地域のインクルージョン推進の機能
- ④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

児童発達支援センターは、地域における障害児支援体制の整備の面でも重要な役割を担っていくこととなるが、各取組を地域全体の障害児支援の質の向上につなげていくためには、地域の状況を把握し、地域でどのような支援が望まれているのか、実践知として集積し、それを地域への支援として還元していくことが重要であり、そのためには、児童発達支援センターと地域の障害児通所支援事業所との相互理解や信頼関係の構築が重要である。

放課後等デイサービスにおいても、児童発達支援センターが開催する研修会に参加すること、児童発達支援センターを卒園して放課後等デイサービスを利用するこどもについて引継ぎを行うなど、日常的な連携体制を構築することが期待される。

3. 放課後児童クラブ等との連携

- 放課後児童クラブ等が障害のあるこどもへの対応に不安を抱える場合等については、放課後等デイサービスとの併行利用や、保育所等訪問支援等の積極的な活用を勧める等、放課後児童クラブ等と連携を図りながら、障害のあるこどもの育ちの支援に協力等、適切な支援につなげていくことが重要である。
- 障害のあるこどもが、地域の中で様々な遊びや体験の機会等を通じて、できるだけ地域や他のこどもと共に過ごす機会を得られるよう、地域の放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館との交流や他のこどもと共に参加するような活動を企画することが期待される。

4. 医療機関や専門機関との連携

- こどもの事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合に備え、近隣の協力医療機関をあらかじめ

め定めておく必要がある。協力医療機関は、緊急時の対応が生じた場合に相談をすることが想定されることから、できるだけ近い場所であることや、事業所の作成する緊急時の対応マニュアルを、事前に協力医療機関や保護者と共有しておくことが望ましい。

- こどもが服薬をしている場合には、主治医や保護者と連携を図りながら、必要に応じて情報共有を行うことが重要である。
- 医療的なケアが必要なこどもが利用する場合には、こどもの状態や障害特性、必要な医療的ケアに応じた支援を提供するため、こどもの主治医等との連携体制を整えておくことに加え、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーター等、医療的なネットワークを構築していくことが重要である。
- 人工内耳を装着しているこどもが利用する場合には、こどもの状態や障害特性に応じた適切な支援を提供するため、こどもの主治医等との連携体制を整えておくことが重要である。
- 障害種別や障害特性の理解や、障害種別や障害特性に応じた活動や支援方法に関すること、支援困難事例等については、児童発達支援センターから助言や研修を受けることなど、連携を図りながら適切な支援を行っていくことが必要である。

5. ライフステージに応じた関係機関との連携

- こどもの発達支援の連続性を保障するため、あらかじめ保護者の同意を得た上で、就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園や児童発達支援センター等と連携し、情報の共有と相互理解に努めることが重要である。
- 利用するこどもが就職等をする場合には、あらかじめ保護者の同意を得た上で、放課後等デイサービスで行われていた支援内容等について、就職先や新たに利用する障害福祉サービス事業所等に情報共有を行う等、積極的に連携を図ることが重要である。

6. 他の放課後等デイサービス事業所等との連携

- 複数の放課後等デイサービス事業所等を併せて利用するこどもについて、支援内容を相互に理解しておくため、あらかじめ保護者の同意を得た上で、他の事業所との間で、相互の個別支援計画の内容等について情報共有を図ることが重要である。特に、セルフプランの場合には、事業所間の連携及び情報共有をより図っていくことが重要である。

7. こども家庭センターや児童相談所との連携

- 特に支援を要する家庭（不適切な養育や虐待の疑い等）のこどもに対して支援を行うに当たっては、こども家庭センターや児童相談所と連携を図りながら支援を行う。また、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等へ参加を要請された場合には、参加するとともに、関係機関と連携して支援を行う体制を構築することが重要である。
- こども家庭センターにおいてサポートプランが作成されている場合には、こどもや家族への支援が切れ目なく包括的に行われるよう、連携を図っていくことが必要である。

8. (自立支援) 協議会等への参加や地域との連携

- 管理者又は児童発達支援管理責任者は、(自立支援) 協議会こども部会等へ積極的に参加すること等により、地域の関係機関・団体との関係性を構築しておく重要である。
- 日頃から地域の行事や活動に参加できる環境を作るため、放課後等デイサービスの従業者が自治会や地域の会合に参加することや、地域のボランティア組織と連携を密にする等の対応をとることが期待される。

第5章 放課後等デイサービスの提供体制

1. 定員

設置者・管理者は、設備、従業者等の状況を総合的に勘案し、適切な生活環境と事業内容が確保されるよう、障害のあるこどもの情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、適切な利用定員を定めることが必要である。

2. 職員配置及び職員の役割

(1) 適切な職員配置

- 放課後等デイサービスにおいては、管理者（1名以上）、児童発達支援管理責任者（1名以上／専任）、機能訓練担当職員（機能訓練を行う場合）、看護職員（医療的ケアを行う場合）の配置が必要である。児童指導員又は保育士の配置については、10名までは2名以上（10人を超えるものは10名を超えて5又はその端数を増すごとに2名に1名を加えて得た数以上）とされている。

主に重症心身障害のあるこどもに対して行う場合は、嘱託医（1名以上）、看護師（1名以上）、児童指導員又は保育士（1名以上）、機能訓練担当職員（1名以上）、児童発達支援管理責任者（1名以上）、（管理者（1名以上））とされている。なお、機能訓練担当職員については、機能訓練を行わない時間帯については置かないことができるものである。
- 常時見守りが必要なこどもや医療的ケアが必要なこども、重症心身障害のあるこども等への支援のために、児童指導員又は保育士、看護職員について、人員配置基準を上回って配置することも考慮する必要がある。
- 児童発達支援管理責任者が個々のこどもについて作成する放課後等デイサービス支援計画に基づき、適切な知識と技術をもって活動等が行われるよう、支援の単位ごとに、従業者を統括する指導的役割の職員が配置されている必要があり、この職員には保育士等の資格を保有する者を充てるなど、支援の質の確保の観点から、適切な職員配置に留意する必要がある。

(2) 設置者・管理者の責務

- 設置者・管理者は、放課後等デイサービスの役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、設置者・管理者としての専門性等の向上を図るとともに、放課後等デイサービスの質及び職員の資質向上のために必要な環境の確保を図らなければならない。

- 設置者・管理者は、放課後等デイサービスが適切な支援を安定的に提供することにより、障害のあるこどもの発達に貢献するとともに、こどもや保護者の満足感、安心感を高めるために、組織運営管理を適切に行わなければならない。
- 設置者・管理者は、各職員が目指すキャリアパスに応じた研修等に参加することができるよう、職員の勤務体制等を工夫し、職員一人一人の資質及び専門性の向上の促進を図らなければならない。
- 設置者・管理者は、職員一人一人の倫理観及び人間性を把握し、職員としての適性を適確に判断する責任がある。
- 設置者・管理者は、質の高い支援を確保する観点から、従業者等が心身ともに健康で意欲的に支援を提供できるよう、労働環境の整備を図る必要がある。

(3) 設置者・管理者による組織運営管理

設置者・管理者は、事業所の運営方針や、放課後等デイサービス支援計画、日々の活動に関するタイムテーブルや活動プログラムについて、児童発達支援管理責任者及び従業者の積極的な関与のもとでPDCAサイクルを繰り返し、事業所が一体となって不断に支援の質の向上を図ることが重要である。また、設置者・管理者は、PDCAサイクルを繰り返すことによって、継続的に事業運営を改善する意識を持って、児童発達支援管理責任者及び従業者の管理及び事業の実施状況の把握その他の管理を行わなければならない。

① 事業運営の理念・方針の設定・見直しと職員への徹底

- 事業所ごとに、運営規程を定めておくとともに、児童発達支援管理責任者及び従業者に運営規程を遵守させておかなければならない。運営規程には以下の重要事項は必ず定めておく必要がある。

【運営規程の重要事項】

- ・ 事業の目的及び運営の方針
- ・ 従業者の職種、職員数及び職務の内容
- ・ 営業日及び営業時間
- ・ 利用定員
- ・ 児童発達支援の内容並びに保護者から受領する費用の種類及びその額
- ・ 通常の事業の実施地域
- ・ 支援の利用に当たっての留意事項
- ・ 緊急時等における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ・ その他運営に関する重要事項

- 事業の目的及び運営方針は、本ガイドラインに記載されている放課後等デイサービスの役割や放課後等デイサービスの提供すべき内容、地域での子どもや保護者の置かれた状況、放課後等デイサービスが公費により運営される事業であること等を踏まえ、適切に設定する。
 - 事業の目的及び運営方針の設定や見直しに当たっては、児童発達支援管理責任者及び従業者が積極的に関与できるように配慮する。
 - 児童発達支援管理責任者及び従業者の採用に当たっては、事業所の目的及び運営方針を始めとした運営規程の内容を丁寧に説明するとともに、様々な機会を通じて繰り返しその徹底を図る。
- ② 複数のサイクル（年・月等）での目標設定と振り返り
- PDCAサイクルにより不断に業務改善を進めるためには、児童発達支援管理責任者及び従業者が参画して、複数のサイクル（年間のほか月間等）で事業所としての業務改善の目標設定とその振り返りを行うことが必要である。
- ③ 自己評価結果の公表・活用
- 運営基準において定められている自己評価及び保護者評価については、別添の「放課後等デイサービスにおける事業所全体の自己評価の流れ」を踏まえ、「事業所職員向け放課後等デイサービス自己評価表」（別紙1）を活用し、放課後等デイサービスの職員による事業所の支援の評価を行うこと。また、「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」（別紙2）を活用して行う保護者等による事業所評価を踏まえ、事業所全体としての自己評価を行う必要がある。
 - 事業所の自己評価結果による放課後等デイサービスの質の評価及び改善の内容については、事業所全体による自己評価に基づき、「事業所における自己評価結果（公表）」（別紙3）及び「保護者等からの事業所評価の集計結果（公表）」（別紙4）を用いて、概ね1年に1回以上、子どもや保護者等に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが必要である。
 - また、この事業所による自己評価のほか、可能な限り、第三者による外部評価を導入して、事業運営の一層の改善を図ることが必要である。

④ 支援プログラムの作成・公表

- 総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成する必要がある。
- 作成された支援プログラムについては、利用者や保護者等に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが必要である。
- また、この事業所による支援プログラムの他、利用者への情報公表等を推進するため、

障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、事業所の情報等を公表する必要がある。

⑤ 職場内のコミュニケーションの活性化等

- PDCAサイクルによる業務改善が適切に効果を上げるには、現状の適切な認識・把握と、事業所内での意思の疎通・情報共有が重要である。
- 支援提供の日々の記録については、児童発達支援管理責任者が把握する以外に、従業員同士での情報共有を図ることも支援の質の向上のために有用である。職場での何でも言える雰囲気作りや職員同士のコミュニケーションの活性化も設置者・管理者の役割である。
- 放課後等デイサービス支援計画の作成・モニタリング・変更の結果について、児童発達支援管理責任者から報告を受けるなど、児童発達支援管理責任者や従業員の業務の管理及び必要な指揮命令を行う。
- 支援内容の共有や職員同士のコミュニケーションの活性化が事業所内虐待の防止や保護者による虐待の早期発見に繋がるものであることも認識しておくとともに、設置者・管理者も、適切な支援が提供されているか把握しておく必要がある。

⑥ こどもや保護者の意向等の把握

- PDCAサイクルによる業務改善を進める上で、アンケート調査等を実施して、支援を利用するこどもや保護者の意向や満足度を把握することが必要である。
- 特にこどもや保護者の意向等を踏まえて行うこととした業務改善への取組については、こども及び保護者に周知していくことが必要である。

⑦ 支援の継続性

- 放課後等デイサービスは、こどもや保護者への支援の継続性の観点から継続的・安定的に運営することが必要である。やむを得ず事業を廃止し又は休止しようとする時は、その一月前までに都道府県知事等に届け出なければならない。この場合、こどもや保護者に事業の廃止又は休止しようとする理由を丁寧に説明するとともに、他の放課後等デイサービスを紹介するなど、こどもや保護者への影響が最小限に抑えられるように対応することが必要である。

3. 施設及び設備等

- 放課後等デイサービスは、放課後等デイサービスを提供するための設備及び備品を適切に備えた場所である必要がある。設置者・管理者は、様々な障害のあるこどもが安全に安心して過ごすことができるようバリアフリー化や情報伝達への配慮等、個々のこどもの態様に応じた工夫が必要である。
- 放課後等デイサービス事業所の発達支援室については、床面積の基準は定められていないが、児童発達支援センターが児童発達支援事業を行う場合においては、こども一人当たり2.47㎡の床面積が求められていることを参考としつつ、適切なスペースの確保に努めることが必要である。

- 人員配置基準としては、「児童指導員又は保育士又は障害福祉サービス経験者とする。
- こどもが生活する空間については、発達支援室のほか、おやつや学校休業日に昼食がとれる空間、静かな遊びのできる空間、雨天等に遊びができる空間、こどもが体調の悪い時等に休息できる静養空間、年齢に応じて更衣のできる空間等を工夫して確保することが必要である。また、室内のレイアウトや装飾にも心を配り、こどもが心地よく過ごせるように工夫することが必要である。
- 屋外遊びを豊かにするため、屋外遊技場の設置や、学校と連携して校庭等を利用したり、近隣の児童遊園・公園等を有効に活用したりすることが必要である。
- 備品については、遊具のほか、障害種別、障害の特性及び発達状況に応じた支援ツールを備えることも考慮していくことが必要である。

4. 衛生管理、安全管理対策

設置者・管理者は、障害のあるこどもや保護者が安心して放課後等デイサービスの支援を受け続けられるようにするためには、放課後等デイサービスを運営する中で想定される様々なリスク、例えば、こどもの健康状態の急変、非常災害、犯罪、感染症の発生と蔓延等に対する対応マニュアルの策定や発生を想定した訓練、関係機関・団体との連携等により、日頃から十分に備えることが必要である。

(1) 衛生・健康管理

設置者・管理者は、感染症の予防や健康維持のために、職員に対し常に清潔を心がけさせ、手洗い、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底することが必要である。

① 感染症対策等

- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡をし、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。
- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後等デイサービス事業所としての対応マニュアルを定めておくこと。なお、こどもの感染防止のために臨時に休所しなければならないと判断する場合は、保護者や各関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。
- 活動や行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。
- 設置者・管理者は、感染症又は食中毒が発生した場合の対応や、排泄物又は嘔吐物等に関する処理方法についての対応マニュアルを策定し職員に周知徹底を図るとともに、マニュアルに沿って対応できるようにすることが必要である。
- 設置者・管理者は、こどもの健康状態の把握及び感染症発生の早期発見のために、こどもの来所時の健康チェック及び保護者との情報共有の体制を構築しておくことが必要である。また、感染症発生動向に注意を払い、インフルエンザやノロウイルス等の感染症の流

行時には、こどもの来所時の健康チェック及び保護者との情報共有体制を強化する必要がある。さらに、新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症により集団感染の恐れがある場合は、こどもの安全確保のために、状況に応じて閉所とする等の適切な対応を行うとともに、保護者や各関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。

○ また、感染症が発生した場合にあっても、重要な事業を継続又は早期に業務再開を図るため、事業継続計画（BCP）を策定するとともに、BCPに従い、従業員に対して必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施することが必要である。

② アレルギー対策

○ 設置者・管理者は、食物アレルギーのあるこどもについて、医師の指示書に基づき、おやつ等を提供する際に、除去食や制限食で対応できる体制を整えることが必要である。

○ アレルギー疾患のあるこどもの利用に当たっては、保護者と協力して適切な配慮に努めること。

○ 放課後等デイサービスで飲食を伴う活動を実施する際は、事前に提供する内容について具体的に示し周知を行い、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めること。特に食物アレルギーについては、こどもの命に関わる重大な事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等（「エピペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等）についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくこと。

③ その他

○ 職員は、事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しておくとともに、こどもの健康管理に必要なとなる器械器具の管理等を適正に行う必要がある。

○ 設置者・管理者は、重症心身障害のあるこどもなど、全身性障害があるこどもについては、常に骨折が起こりやすいことを念頭におき、適切な介助が行える体制を整えるとともに、誤嚥性肺炎を起こさないよう、摂食時の姿勢や車いすの角度等の調整、本人の咀嚼・嚥下機能に応じた適切な食事の介助を計画的・組織的に行えるようにすることが必要である。

(2) 非常災害・防犯対策

○ 設置者・管理者は、非常災害に備えて消火設備等の必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の避難方法や、関係機関・団体への通報及び連絡体制を明確にするとともに、それらを定期的に職員や保護者に周知しなければならない。

○ 設置者・管理者は、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

○ 設置者・管理者は、重大な災害の発生や台風の接近等により危険が見込まれる場合には、こどもの安全確保のために、状況に応じて放課後等デイサービス事業所を閉所とする等の適

切な対応を行うとともに、保護者や 保育所等の関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。また、地震や風水害等の緊急事態に対して、重要な事業を継続又は早期に業務再開を図るための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、BCPに従い、従業員に対して必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施することが必要である。

- 職員は、障害種別や障害の特性ごとの災害時対応について理解しておくとともに、児童発達支援管理責任者は、こどもごとの放課後等デイサービス支援計画に災害時の対応について記載することも必要である。
- また、障害児については、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされており、その作成に当たっては、障害児の状況等をよく把握する福祉専門職等の関係者の参画が極めて重要であるとされていることから、保護者のほか、相談支援事業所や主治医の参画が想定されるため、当該相談支援事業所等との間で、災害発生時の対応について綿密に意思疎通を図っておくことが重要であり、設置者・管理者は、職員に徹底する必要がある。
- 設置者・管理者は、外部からの不審者の侵入を含め、こどもが犯罪に巻き込まれないよう、事業所として防犯マニュアルの策定や、地域の関係機関・団体等と連携しての見守り活動、こども自身が自らの安全を確保できるような学びの機会など、防犯に係る安全確保への取組を行う必要がある。

（3） 緊急時対応

- 設置者・管理者は、こどもの事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、速やかに保護者、協力医療機関及び主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 設置者・管理者は、緊急時における対応方法について「緊急時対応マニュアル」を策定するとともに、職員が緊急時における対応方針について理解し、予め設定された役割を実行できるように訓練しておく必要がある。また、設置者・管理者は、例えば、てんかんのあるこどもが急な発作を起こした場合に速やかに対応できるよう、個々のこどもに応じた緊急の対応方法や搬送先等について、個別の緊急時対応マニュアルとして策定して、職員間で共有することも必要である。
- 職員は、医療的ケアを必要とするこども等の支援に当たっては、窒息や気管出血等、生命に関わる事態への対応を学び、実践できるようにしておく必要がある。
- こどものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、AED（自動体外式除細動器）、「エピペン®」等の知識と技術の習得に努めること。また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、AEDの設置が望ましい。

（4） 安全管理

- 設置者・管理者は、設備の安全点検、従業員、障害児等に対する事業所外での活動・取組等を含めた、事業所での生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練、その他の安全に関する事項について、安全計画を策定するとともに、従業員に周知し、安全計画に従って研修及び訓練を行うことが必要である。また、保護者との連携が図られるよう、保護者に対して安全計画に基づく取組の内容を周知することも必要である。

- 職員は、支援の提供中に起きる事故やケガを防止するために、室内や屋外の環境の安全性について、安全計画の内容も踏まえた安全管理マニュアルとチェックリストを作成すること。それに基づいて毎日点検し、必要な補修等を行い、危険を排除することが必要である。また、職員は、衝動的に建物から出てしまう子ども等もいるため、子どもの特性を理解した上で、必要な安全の確保を行うことが必要である。
- 設置者・管理者は、発生した事故事例の検証や、事故につながりそうな事例の検証を行う機会を設けるとともに、事故原因の共有と再発防止の取組について、全ての従業者に共有することが必要である。

5. 適切な支援の提供

- 設置者・管理者は、設備、職員等の状況を総合的に勘案し、適切な生活環境と事業内容が確保されるよう、障害のある子どもの情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、利用定員の規模や、室内のレイアウトや装飾等に心を配り、必要に応じて改善を図る。
- 職員は、放課後等デイサービスの提供すべき支援の内容等について理解するとともに、放課後等デイサービス支援計画に沿って、それぞれの子どもたちの障害種別、障害の特性、発達の段階、生活状況や課題に細やかに配慮しながら支援を行うことが必要である。
- 職員は常に意思の疎通を図り、円滑なコミュニケーションが取れるようにすることが必要である。
- 支援開始前には職員間で必ず打合せを実施し、その日行われる支援の内容や役割分担について把握する。
- 支援終了後に職員間で打合せを実施し、その日の支援の振り返りをし、子どもや家族との関わりで気づいた点や、気になった点について職員間で共有する。
- 職員は、その日行った支援の手順、内容、利用者の反応や気づきについて、記録をとらなければならない。また、日々の支援が目標や計画に沿って行われているか、記録に基づいて検証し、支援の改善や自らのスキルアップに繋げていく必要がある。

6. 保護者との関わり

職員は、子どもや保護者の満足感、安心感を高めるために、提供する支援の内容を保護者とともに考える姿勢を持ち、子どもや保護者に対する丁寧な説明を常に心がけ、子どもや保護者の気持ちに寄り添えるように積極的なコミュニケーションを図る必要がある。

(1) 保護者との連携

- 職員は、日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持つことが重要である。このため、医療的ケアの情報や介助の方法、適切な姿勢、気になることがあった場合の情報等について、連絡ノート等を通じて保護者と共有することが必要である。また、必要に応じて、子どもの行動変容を目的として、保護者が褒め合田や指示などの具体的な子育てスキルの獲得を目指すペアレント・トレーニング等を活用しながら、子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援したり、環境整備等の支援を行ったりす

ることが必要である。

- 設置者・管理者は、送迎時の対応について、事前に保護者と調整していくことが必要である。また、施設内でのトラブルやこどもの病気・事故の際の連絡体制について、事前に保護者と調整し、その内容について職員間で周知徹底しておく必要がある。
- 設置者・管理者は、職員が行う保護者への連絡や支援について、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・管理することが必要である。

(2) こどもや保護者に対する説明等

職員は、こどもや保護者が放課後等デイサービスを適切かつ円滑に利用できるよう、適切な説明を十分に行うとともに、必要な支援を行う責務がある。

① 運営規程の周知

設置者・管理者は、運営規程について、事業所内の見やすい場所に掲示する等により、その周知を図る。

② こどもや保護者に対する運営規程や児童発達支援計画の内容についての丁寧な説明

設置者・管理者は、こどもや保護者に対し、利用申込時において、運営規程や支援の内容を理解しやすいように説明を行う必要がある。

特に、支援の内容、人員体制（資格等）、利用者負担、苦情解決の手順、緊急時の連絡体制等の重要事項については文書化の上、対面で説明する。また、児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス支援計画の内容について、その作成時、変更時にこどもと保護者に対して丁寧に説明を行う必要がある。

③ 家族に対する相談援助等

- 職員は、家族が相談しやすいような関係性や雰囲気づくりをすることが必要である。そのためには、日頃から家族と意思疎通を図りながら、信頼関係を構築していくことが重要である。
- 職員は、保護者が悩み等を自分だけで抱え込まないように、保護者からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、保護者の困惑や将来の不安を受け止め、専門的な助言を行うことも必要である。例えば、保護者との定期的な面談（最低限モニタリング時に実施することが望ましい）や訪問相談等を通じて、子育ての悩み等に対する相談を行ったり、こどもの障害について保護者の理解が促されるような支援を行ったりすることが必要である。
- 職員は、父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催したりすることにより、保護者同士が交流して理解を深め、保護者同士のつながりを密にして、安心して子育てを行っていきけるような支援を行うことが必要である。また、家族支援は保護者に限った支援ではなく、きょうだいや祖父母等への支援も含まれる。特にきょうだいは、心的負担等から精神的な問題を抱える場合も少なくないため、例えば、きょうだい向けのイベントを開催する等の対応を行っていくことも必要である。

- 設置者・管理者は、職員に対して、保護者との定期的な面談や保護者に対する相談援助について、その適切な実施を促すとともに、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・管理する必要がある。

④ 苦情解決対応

- 設置者・管理者は、放課後等デイサービスに対する子どもや保護者からの苦情（虐待に関する相談を含む。）について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口や苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置、解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを構築することが必要である。
- 設置者・管理者は、苦情受付窓口について、子どもや保護者に周知するとともに、第三者委員を設置している場合には、その存在についても、子どもや保護者に周知する必要がある。
- 設置者・管理者は、苦情解決責任者として、迅速かつ適切に対応する必要がある。
- 苦情が発生した場合の迅速かつ適切な対応も重要であるが、苦情につながる前にリスクマネジメントをすることで防げる苦情もある場合があることから、苦情になる前のリスクマネジメントを行うことも重要である。

⑤ 適切な情報伝達手段の確保

- 事業所は、定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信することが必要である。
- 視覚障害や聴覚障害等の障害種別に応じて、子どもや保護者との意思の疎通、情報伝達のための手話等による配慮が必要である。

7. 地域に開かれた事業運営

- 設置者・管理者は、地域住民の事業所に対する理解の増進や地域の子どもとしての温かい見守り、地域住民との交流活動の円滑な実施等の観点から、事業所はホームページや会報等を通じて活動の情報を積極的に発信することや、事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図ることが必要である。
- 実習生やボランティアの受入れは、事業所及び実習生やボランティア双方にとって有益であり、設置者・管理者は、積極的に対応することが望ましい。ただし、実習生やボランティアの受入れに当たっては、事故が起きないように適切な指導を行う等の対応が必要である。また、実習生やボランティアの受入れに当たっては、事業所の理念やプログラム内容及び障害のある子どもの支援上の注意事項等を理解していただくことが必要である。

8. 秘密保持等

- 設置者・管理者は、職員等（実習生やボランティアを含む。以下同じ。）であった者が、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、誓約書の提出や雇用契約に明記するなど、必要な措置を講じなければならない。

- 職員は、関係機関・団体に子ども又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者等の同意を得ておかなければならない。また、ホームページや会報等に子ども又は保護者の写真や氏名を掲載する際には、保護者の許諾を得ることが必要である。
- 職員等は、その職を辞した後も含めて、正当な理由がなく業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

9. 職場倫理

- 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や支援内容の向上に努めなければならない。これは、放課後等デイサービスで活動するボランティアにも求められることである。
- 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。

- ・ 子どもの人権尊重と権利擁護、子どもの性差・個人差への配慮に関すること。
 - ・ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。
 - ・ 子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
 - ・ 個人情報の取扱とプライバシーの保護に関すること。
 - ・ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。
- 子どもに直接関わる大人として身だしなみに留意すること。
- 明文化された放課後等デイサービスの倫理規範を持つこと。

第7章 支援の質の向上と権利擁護

1. 支援の質の向上への取組

児童福祉法第21条の5の18第2項の規定において、指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならないとされている。そのためには、設置者・管理者は、「第三者評価共通基準ガイドライン（障害者・児福祉サービス版）」等により、第三者による外部評価を活用することが有効である。

また、適切な支援を安定的に提供するとともに、支援の質を向上させるためには、支援に関わる人材の知識・技術を高めることが必要であり、そのためには、設置者・管理者は、様々な研修の機会を確保するとともに、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要である。

さらに、職員が放課後等デイサービスにおける課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を構築するためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢が重要である。そのため、設置者・管理者は、放課後等デイサービスにおいて職場研修を実施し、職員は当該研修を通じて、常に自己研鑽を図る必要がある。

加えて、設置者・管理者は、職員が外部で行われる研修等へ積極的に参加できるようにし、職員が必要な知識・技術の修得、維持及び向上を図ることができるようにする必要がある。

(1) 職員の知識・技術の向上

- 職員の知識・技術の向上は、放課後等デイサービスの提供内容の向上に直結するものであり、職員の知識・技術の向上への取組は、設置者・管理者の重要な管理業務の一つである。
- 設置者・管理者は、職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが必要である。資質の向上の支援に関する計画の策定に際しては、職員を積極的に参画させることが必要である。
- 支援を適切に提供する上で、放課後等デイサービスに期待される役割、障害のあるこどもの発達の段階ごとの特性、障害種別・障害の特性、関連する制度の仕組み、関係機関・団体の役割、児童虐待への対応、障害者の権利に関する条約の内容等を理解することが重要であり、設置者・管理者は、職員に対してこうした知識の修得に向けた意欲を喚起する必要がある。
- 障害種別、障害の特性に応じた支援や発達の段階に応じた支援、家族支援等に係る適切な技術を職員が修得することが、こどもの発達支援や二次障害の予防、家庭養育を支えるといった視点から重要であり、設置者・管理者は、職員に対してこうした技術の修得に向けた意欲を喚起する必要がある。

(2) 研修受講機会等の提供

- 設置者・管理者は、職員の資質向上を図るため、研修を実施する等の措置を講じなければならない。具体的には自治体や児童発達支援センター、障害児等関係団体が実施する研修等への職員の参加、事業所における研修会や勉強会の開催(本ガイドラインを使用した研修会や勉強会等)、事業所に講師を招いての研修会の実施、職員を他の事業所等に派遣しての研修、事業所内における職員の自己研鑽のための図書を整備等が考えられる。また、医療的ケアが必要なこどもや重症心身障害のあるこどもに対し、適切な支援が行われるよう、喀痰吸引等の研修を受講させることが必要である。
- 児童発達支援管理責任者は、従業者に対する技術指導及び助言を行うことも業務となっており、設置者・管理者は、事業所内における研修の企画等に当たっては、児童発達支援管理責任者と共同して対応していくことが必要である。

(3) 児童発達支援センター等によるスーパーバイズ・コンサルテーションの活用

- 児童発達支援センターには、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能(支援内容等の助言・援助)を有することが求められており、対応が難しいこどもや家族をはじめ、個別ケースへの支援も含めた障害児通所支援事業所全体への支援が行われることが期待される。
地域の障害児通所支援事業所においては、児童発達支援センター等との連携を図りながら、スーパーバイズ・コンサルテーションを受けることにより、支援の質の向上につなげていくことが望ましい。
- スーパーバイズ・コンサルテーションを効果的に活用するためには、提供する児童発達

支援センターとこれを受ける事業所の相互理解や信頼関係の構築が重要であり、相互が理念や支援の手法を明確にして取り組んでいくことが必要である。

2. 権利擁護

障害のあるこどもの支援に当たっては、児童の権利に関する条約、障害者の権利に関する条約、こども基本法、児童福祉法等が求めるこどもの最善の利益が考慮される必要がある。特に、障害のあるこどもが、自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための支援を提供される権利を有することを認識することが重要である。具体的には、職員は、こどもの意向の把握に努める等により、こども本人の意思を尊重し、こども本人の最善の利益を考慮した支援を日々行う必要があり、●●●の手引きを参照すること。

また、障害のあるこどもの権利擁護のために、虐待等のこどもの人権侵害の防止に関する次のような取組も積極的に行っていくことが重要である。

(1) 虐待防止の取組

- 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くことが求められる。
- 設置者・管理者は、職員によるこどもに対する虐待を防止するため、虐待防止委員会の設置など、必要な体制の整備が求められる。虐待防止委員会の責任者は、通常、管理者が担うこととなる。虐待防止委員会を組織的に機能させるために、苦情解決の第三者委員等の外部委員を入れてチェック機能を持たせるとともに、児童発達支援管理責任者等、虐待防止のリーダーとなる職員を虐待防止マネジャーとして配置し、研修や虐待防止チェックリストの実施など、具体的な虐待防止への取組を進める。
- 設置者・管理者は、職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修を実施し、又は自治体実施する研修を受講させるほか、自らが虐待防止のための研修を積極的に受講する等により、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)について理解し、虐待の防止への取組を進める必要がある。特に、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」は必ず読むようにする。各都道府県で実施する虐待防止や権利擁護に関する研修を受講した場合には、事業所内で伝達研修を実施することが重要である。
- 職員等からの虐待(特に性的虐待)は、密室化した場所で起こりやすいことから、設置者・管理者は、送迎の車内を含め、密室化した場所を極力作らないよう、常に周囲の目が届く範囲で支援が実施できるようにする必要がある。
- 職員等から虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合(相談を受けて虐待と認識した場合を含む。)、その職員は、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、放課後等デイサービスの通所給付決定をした市町村の窓口に通報する。この時に、市町村に通報することなく、事業所の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務

に反することとなるため、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進める必要がある。

- 職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、こどもの状態の変化や家族の態度等の観察や情報収集により、虐待の早期発見に努めさせる必要がある。
- 職員は、保護者による虐待について、保護者に対する相談支援やカウンセリング等により未然防止に努めることが重要であることを認識する。
- 職員は、保護者による虐待を発見した場合は、児童虐待防止法第6条に規定されている通告義務に基づき、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所等へ速やかに通告するよう徹底する必要がある。虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所やこども家庭センター、児童家庭支援センター、市町村の児童虐待対応窓口、保健所等の関係機関・団体と連携して対応を図っていくことが求められる。

(2) 身体拘束への対応

- 職員等が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること等は身体拘束に当たり、障害のあるこどもや他の障害のあるこどもの生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、禁止されている。
- 設置者・管理者は、身体拘束等の適正化を図る措置（①身体拘束等の記録、②委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施）を講じる必要がある。
- やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性が要件となるが、身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、それでもなお、身体拘束を行わざるを得ない事態が想定される場合には、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて、設置者・管理者は組織的に決定する必要がある。また、児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、こどもや保護者に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載させることが必要である。
- 身体拘束を行った場合には、設置者・管理者は、身体拘束を行った職員又は児童発達支援管理責任者から、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項の記録とともに報告を受ける。なお、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反となることを認識しておく必要がある。

(3) その他

- 設置者・管理者は、こどもの権利擁護に関する研修会を実施するなど、職員がこどもの人権を尊重した支援を行うために必要な取組を進めることが必要である。

保育所等訪問支援ガイドライン（素案）

はじめに

平成 24 年の児童福祉法改正において、障害のあるこどもが身近な地域で適切な支援が受けられるように、従来の障害種別に分かれていた施設体系が一元化され、この際、児童発達支援は、主に未就学の障害のあるこどもを対象に発達支援を提供するものとして位置づけられた。

その後、約 10 年で児童発達支援等の事業所数、利用者数は飛躍的に増加した。身近な地域で障害児通所支援を受けることができる環境は、都市部を中心に大きく改善したと考えられる一方、障害児通所支援として求められる適切な運営や支援の質の確保が課題とされてきた。

さらに、全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、障害のあるこどもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）が重要となる中で、その取組は十分に推進されてきたとは必ずしも言えない状況にある。

これらの現状も踏まえ、改めて、障害児通所支援が担うべき役割や機能等、今後の障害児通所支援の在り方について検討するため、令和 3 年に「障害児通所支援の在り方に関する検討会」を開催し、制度改正等も視野に議論がなされ、令和 3 年 10 月には報告書がとりまとめられた。

同報告書でとりまとめられた内容については、社会保障審議会障害者部会においても議論がなされ、令和 3 年 12 月に「障害者総合支援法改正法施行後 3 年の見直しについて 中間整理」において、今後の障害児支援における検討の方向性が示された。

同中間整理において示された内容を踏まえ、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な役割を担う機関であることの明確化や、児童発達支援における「福祉型」と「医療型」の一元化等、法改正が必要な事項について、令和 4 年の通常国会に児童福祉法の改正法案が提出・審議され、6 月に成立、令和 6 年 4 月に施行される。

同通常国会では、「こども基本法」「こども家庭庁設置法」等も成立した。また、令和 5 年に「障害児通所支援に関する検討会」を開催し、改正児童福祉法の施行に向けて、その内容を具体化するため議論がなされ、同年 3 月に報告書が取りまとめられた。

令和 5 年 4 月には、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども家庭庁が発足し、障害児支援については、こども施策全体の中でより一層の推進が図られることとなった。

また、同年 12 月には、「こども大綱」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的ビジョン」、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定された。

本ガイドラインは、これらの内容を踏まえ、保育所等訪問支援の内容や方法など基本的事項について示すものである。

事業所においては、本ガイドラインの内容を踏まえつつ、各事業所の実情や個々のこどもの状況に応じて不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努めることが求められる。また、各事業所の不断の努力による支援の質の向上とあいまって、今後も本ガイドラインの見直しを行い、本ガイドラインの質も向上させていくものである。

第1章 総論

1. ガイドラインの目的

- (1) この「保育所等訪問支援ガイドライン」は、保育所等訪問支援について、障害のある子どもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、保育所等訪問支援事業所における保育所等訪問支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるものである。
- (2) 各保育所等訪問支援事業所は、本ガイドラインにおいて示される保育所等訪問支援の基本理念や支援の内容等に係る基本的な事項等を踏まえ、子ども本人やその家族、各保育所等訪問支援事業所や地域の実情に応じて創意工夫を図り、その機能及び質の向上を図らなければならない。
- (3) 保育所等訪問支援事業所は、本ガイドラインの内容を踏まえながら、子ども施策の基本理念等にとり、特別な支援や配慮を要する子どもであるか否かに関わらず、権利行使の主体としての子ども自身が、ウェルビーイング¹を主体的に自己実現していく視点を持って子どもとその家族に関わらねばならない。

2. 子ども施策の基本理念 —子ども家庭庁の発足と子ども基本法の施行—

令和5年4月1日に、子ども家庭庁が発足し、障害児支援施策も同庁の下で、子ども施策全体の連続性の中で、子ども施策として推進されていくこととなった。

また、子ども家庭庁の発足に伴い、子ども基本法が施行された。子ども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、子ども施策の基本となる事項を定める等により、子ども施策を総合的に推進することを目的としている（第1条）。

子ども施策の基本理念としては、次の6点が掲げられている（第3条）。

¹ 「ウェルビーイング」は、身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など生涯にわたる持続的な幸福を含むものをいう。（「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」より引用）

＜こども施策の基本理念＞

- 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法²の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会²及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

障害児通所支援に携わる者は、障害児支援だけでなく、こども施策の基本理念も理解し、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもや家族の支援にあたっていくことが重要である。

3. 障害児支援の基本理念 ー最善の利益の保障・インクルージョンの推進・家族支援・後方支援ー

(1) 障害のあるこども本人の最善の利益の保障

児童福祉法第1条では、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもが家族や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」として尊重されなければならないこと、第2条では、社会全体がこどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるべきことが規定されている。

また、こどもの権利条約及び障害者の権利に関する条約において、以下のように規定されている。

² こどもの権利条約第12条において、「自由に自己の意見を表明する権利 (the right to express those views freely) 」が定められている。その「意見」は、原文(英語)では「view(s)」であり、意見が聴取される権利に関する児童の権利委員会一般的意見第12号(2009年)において、言語化された意見のみならず、遊びや身振り、絵を含む非言語のコミュニケーション形態への認識と尊重が必要とされている。

<こどもの権利条約>

- 精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める（第23条の1）。
- 障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する（第23条の2）。

<障害者の権利に関する条約>

- 障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に共有することを確保するための全ての必要な措置を取ることとされ、措置にあたっては、児童の最善の利益が主として考慮され、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有している（第7条）。

このように、障害のあるこどもの支援を行うに当たっては、その気づきの段階から障害の有無に関わらず、全てのこどもが、意見表明・自己選択・自己決定等の権利の主体であり、多様な特性等の尊重及び権利を保障し、こどものいまとこれからにとっての最善の利益を図っていくことが必要である。こどもの最善の利益を保障する観点から、こどもが意見を表明する機会が確保され、受け止められた上で、年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、こども本人の最善の利益を考慮することが必要である。その際には、言語化された意見だけでなく、様々な形で発せられる思いや願いについてくみ取るための十分な配慮を行うことが重要である。

(2) 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進と合理的配慮

障害者権利条約では、障害を理由とするあらゆる差別（「合理的配慮」の不提供を含む。）の禁止や障害者の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の促進等が定められており、障害のあるこどもの支援に当たっては、こども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じ、合理的な配慮が求められる。

また、全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けては、障害の有無にかかわらず、こども達が様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長していくことが重要である。

このため、保育所等訪問支援については、障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に念頭におきながら、こどもや家族の意向も踏まえ支援にあたっていくことが求められる。

(3) 家族支援の重視

こどもの現在、そして将来の豊かな育ちを保障していくためには、こどもと家族を中心に据えて、包括的な支援を行っていくことが重要であり、障害のあるこどもを育てる家族に対して、障害の特性や発達の段階に応じて、こどもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、丁寧に家族への支援を行うことが重要である。

また、こどもは、家族やその家庭生活から大きな影響を受ける。家族がこどもの障害を含め、その子のありのままを肯定していくプロセスは平坦ではなく、成長・発達の過程で様々な葛藤に直面する。様々な出来事や情報で揺れ動く家族を、ライフステージを通じて、しっかりとサポートすることにより、こども本人にも良い影響を与えることが期待できる。

さらに、こども本人や家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントの視点を持ち支援をすることが重要であり、こどもと家族のウェルビーイングの向上につながるよう、取り組んでいくことが必要である。

(4) 障害のあるこどもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割

障害のあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、障害のないこどもを含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められる。このため、専門的な知識・技術に基づく障害のあるこどもに対する支援を、一般的な子育て支援をバックアップする後方支援として位置づけ、保育所等訪問支援等を積極的に活用し、障害のあるこどもや保育所等の個々のニーズに応じた丁寧な支援を行うことで、保育所等における子育て支援における育ちの場において、障害のあるこどもの支援に協力等するとともに、子育て支援と障害児支援が双方向から緊密に連携した支援の取組が行われる地域の体制づくりを進めていくことが重要である。

また、障害のあるこどもの健やかな育成のためには、こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要がある。

第2章 保育所等訪問支援の全体像

1. 定義

児童福祉法において、「保育所等訪問支援」及び「児童発達支援センター」は、以下のように規定されている。

<児童福祉法>

- 保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう（第6条の2の2第5項）。
- 児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする（第43条）。

2. 役割

(1) 児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所共通の役割

① 最善の利益の考慮

- 保育所等訪問支援は、児童福祉法等の理念に基づき、障害のあるこどもの最善の利益を考慮して、保育所等訪問支援を提供しなければならない。

② 本人支援・移行支援・家族支援・地域支援

- 保育所等訪問支援は、こどもが日々通う保育所等を訪問し、個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じて他のこどもとの生活場面への適応のために、専門性に基づく支援を提供するものである。また、こどもの発達の基盤となる家族への支援に努めなければならない。さらに、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進するため、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設に、専門的な知識・経験に基づき、保育所等の後方支援に努めなければならない。保育所等の生活の場が、すべてのこどもにとって安心・安全に過ごせる環境とするものである。
- 保育所等訪問支援の目的を達成するため、専門性を有する職員が、保護者や地域の様々な社会資源との緊密な連携のもとで、障害のあるこどもの状態等を踏まえて支援を行わなければならない。

(2) 児童発達支援センターの中核的役割

児童発達支援センターが、多様な障害のあるこどもや家庭環境等に困難を抱えたこども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る等、地域における障害児支援の中核的な役割を担うためには、次の4つの機能を備えることが必要である。

＜児童発達支援センターの4つの機能＞

① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無にかかわらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのようなこどもも受け入れることはもとより、地域の中で受入れ先を確保するのが難しいなど、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこどもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能。

② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）

地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通し、地域の事業所の支援の質を高めていく機能。

③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能

保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力するとともに、障害のあるこどもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行通園や移行を推進したり、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能。

④ 地域の障害児の発達相談の入口としての相談機能

発達支援の入口としての相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本としつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、家族がこどもの発達に不安を感じる等、「気づき」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応していく機能。

3. 保育所等訪問支援の概要

保育所等訪問支援は、大別すると、「障害のあるこども本人に対する支援（保育所等での生活に適應するための支援等）」と、「保育所等の担当者に対する支援（支援方法の助言等）」からなる。それぞれの具体的な内容については、第3章の2において記載している。

4. 保育所等訪問支援の原則

(1) 保育所等訪問支援の目標

- ① 保育所等訪問支援を通して、保護者と訪問先や関係機関等のこどもに対する共通理解が深まり、こどもの成長・発達を共に喜び合えるようになることで、最終的には保育や教育等の場がこどもにとって安心・安全に過ごせる環境とすることが必要である。
- ② 集団生活への適応のための専門的な支援とは、対象となるこどもを集団生活に合わせるのではなく、こどもの特性等に集団生活の環境や活動の手順等を合わせていくことが重要である。そのためには、保育所等での環境（他のこどもを含む集団の環境を含む。）やそこで行われている保育、教育や活動、本人の特性との両方を適切にアセスメントすることが求められ、障害児通所支援とは異なる専門性が必要である。
- ③ 保育所等訪問支援は、利用する保護者の、こどもの成長・発達を心配する不安な気持ちや少しでも保育所等に適応してほしいという期待感など保護者の心情を理解した上で、支援に当たる必要がある。

(2) 保育所等訪問支援の方法

保育所等訪問支援の目標を達成するために、保育所等訪問支援に携わる従業者は、個別給付であることも踏まえ、保護者の申請理由について、丁寧な聴き取りと面談を行い、不安やニーズについて整理する必要がある。また、訪問先のニーズを把握する上では、訪問を行う保育所等が大事にしている理念や手法を尊重し、まずは、安心安全な場づくりを意識する必要がある。また、対象児の状況や個別の保育計画についても聞き取りを行い、保育等を行う際の困難さや課題について整理する必要がある。その上で、次の事項に留意して、障害のあるこどもや保育士等の困り感に寄り添いながら、保育所等訪問支援を行わなければならない。

- ① 一人一人のこどもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態について、アセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を分析した上で支援に当たるとともに、こどもが安心感と信頼感を持って訪問先で活動できるよう、こどもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- ② こどもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。
- ③ 一人一人のこどもの発達や障害の特性について理解し、発達の過程に応じて支援を行うこと。その際、こどもの個人差に十分配慮すること。
- ④ こどもの相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、生活の場における活動を効果あるものにするよう援助すること。
- ⑤ こどもが自発的、意欲的に関わるような環境を構成し、こどもの主体的な活動やこども相互の関わりを大切にすること。

- ⑥ こどもの様々な成長は、「遊び」を通して促されることから、遊びに没頭すること、無図から遊びを充実・発展させていくこと、相手や現実と折り合いをつけること、周囲との関わりを深めたり、表現力を高めたりする「遊び」を通し、職員が適切に関わる中で、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにできるよう支援を行うこと。
- ⑦ 単に運動機能や検査上に表される知的能力にとどまらず、「育つ上での自信や意欲」、「発話だけに限定されないコミュニケーション能力の向上」、「自己選択、自己決定」といった、社会情動的スキル等も踏まえながら、こどものできること、得意なこと、可能性等に着目し、それを伸ばす支援を行うこと。
- ⑧ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。
- ⑨ 保育所等と言われる「気になるこども」は、こども本人も困っている状態にあることを認識し、その目線に立った支援が必要であること。

(3) 保育所等訪問支援の社会的責任

- ① 保育所等訪問支援は、障害の有無にかかわらず、ひとりのこどもとして人権に十分に配慮することを徹底するとともに、こども一人ひとりの人格を尊重して支援を行わなければならない。また、こどもに影響のある事柄に関して決めていく場合には、こどもにその内容を説明し、こどもの意見を聞くとともに、その過程にこどもが参加することを保障する必要がある。
- ② 保育所等訪問支援事業者は、保育所等訪問支援の従業者に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。
- ③ 保育所等訪問支援の従業者は、常に自己研鑽に励み、こどもへの支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- ④ 保育所等訪問支援の事業者は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該保育所等訪問支援が行う支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ⑤ 保育所等訪問支援及び保育所等訪問支援の事業者は、こどもの利益に反しない限りにおいて、こどもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- ⑥ 保育所等訪問支援及び保育所等訪問支援の事業者は、こどもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

第3章 保育所等訪問支援の提供すべき支援

1. 保育所等訪問支援の提供に当たっての留意事項

保育所等訪問支援を行う訪問支援員は、保育所等において障害のあるこどもの育ちと個別のニーズをともに保障した上で、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進していく役割が期待されている。また、保育所等が大事にしている理念や手法を尊重しながら、訪問支援を進めていくことが求められているため、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領、特別支援学校教育要領、放課後児童クラブ運営指針等のねらい及び内容についても理解するとともに、次の事項に留意しながら支援にあたる必要がある。

- 保育所等訪問支援の提供に当たっては、安全に過ごせる環境の中で、保育や教育の効果を最大限に引き出すことが期待される。そのためには、訪問支援を通じて、保護者と保育所等が連携を図りながら、こどもの成長・発達を支え合い・喜び合えるようになることが必要である。
- 訪問支援員には、保育所等が大事にしている理念や手法を尊重しながら、こどもや保育士等の困り感に寄り添いながら、専門性に基づく丁寧なアセスメントを行い必要な手立てを考える力や、多様なこどもに対応できる力等が求められる。
- 保育所等に訪問し、集団生活の中での配慮された支援を提供するためには、訪問支援員は、こどもの障害特性を踏まえることはもとより、保育所等でのこどもの状態や保育所等の環境等も踏まえてアセスメントを行い、必要な手立て等の専門的助言をする技術が必要であり、訪問支援員には通所により発達支援を行う場合とは異なる専門性が求められる。
- 訪問支援を行う際には、こどもの実態、保護者の意向、保育所等の特徴や意向、保育所等の環境、保育所等での生活の様子等を把握し、多様な側面でアセスメントを実施する。
- 個々のニーズに応じた質の高い支援を提供するためには、保育所等の理解・協力は必要不可欠であり、協働で支援が行われることが求められる。そのため、保育所等と連携し、共通理解の下で保育所等訪問支援計画の作成や見直しを行う。
- 保育所等訪問支援の支援内容は、障害のあるこども本人に対する支援（保育所等での生活に適應するための支援等）と、保育士等の訪問先の担当者に対する支援（支援方法等の助言等）を組み合わせることで、障害のあるこどもの個々のニーズに応じて、総合的に支援を行うものである。
- こどもが日々通う保育所等の生活の場において、こども本人への支援を行う上では、こどもたちの活動や学びを妨げないように、十分に配慮しながら支援を行う。
- 支援方法等の助言等により、保育士等に対してこどもへの理解を促し、発達の視点を持ってこどもに関わってもらうことで、こどもは安心感をもって保育所等での生活を楽しむことができることにつながる。決して、保育士等への指導という姿勢ではなく、協働支援、後方支援の姿勢で支援を行う。

2. 保育所等訪問支援の内容

保育所等訪問支援の支援内容は、「集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等」であり、具体的には、①障害のあるこども本人に対する支援（保育所等での生活に適応するための支援等）と、②保育所等の担当者に対する支援（支援方法等の助言等）を行うものである。

(1) 訪問頻度

保育所等訪問支援は、基本の支給量を2週間に1回程度の訪問支援を想定し、月概ね2回の支援を想定しているが、個々の障害児の支給量の上限を示すものではなく、個々の障害のあるこどもの状態に応じて柔軟に対応する必要がある。

例えば、訪問先の受け入れ状況や保護者の心情等から、利用開始当初は、訪問の回数の頻度を少なくすることも想定される。

また、以下のような場合など、ニーズに応じて月に2回以上の支援を行うことが考えられる。

- ・ 初回の利用で、障害児と訪問先との関係構築に時間を要する場合
- ・ 環境の変化などにより、集団生活において障害児の状態が安定するまで継続して支援が必要と認められた場合
- ・ 障害児の状態が不安定で、集団生活において不適応が生じているなど、緊急性が高く濃密に支援が必要な場合

これらのように、個々のニーズに応じた支援を行うことが考えられるが、一方、訪問先の環境整備及びスタッフや周囲のこどもたちの対応が向上した場合には、訪問の間隔を徐々に空けていくことも想定される。上記のような対応が必要な場合、適切な支給量が得られるよう障害児相談支援事業所との連携を密にし、障害児利用支援計画案の作成を行うことが基本と考えられる。

(2) 支援時間

保育所等へ訪問し、活動に参加して支援を行うことを想定すれば、こども本人への支援は1～2時間程度³、保育士等への支援方法等の助言等は1時間程度⁴が標準になると考えられる。1回の訪問支援で、本人への支援と保育士等への支援方法等の助言等を行えば効率的ではあるが、保育所等の都合で連続して時間を確保できないなどの場合には、支援方法等の助言等はオンラインを活用する等、訪問とは異なる機会に行うことも考えられる。

保育所等訪問支援は、あくまでも保育所等の活動の流れに沿って行われるものであり、支援時間についても、保育所等と十分に調整した上で実施していく必要がある。

³ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定より、支援時間に下限を設け、30分以上とする。

⁴ 厚生労働省 令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究」報告書 第4章保育所等訪問支援の実施状況調査（タイムスタディ調査）では、訪問先での実施内容にかけた所要時間について、「60分超120分以内」という回答が40.4%と最も多く、中央値では90分となっていた。

保育所等の都合やスケジュールの組み立て方に応じて、両者にとって都合の良い時間の組み立てや調整を行うことが理想的である。

(支援方法等の助言等を行う時間帯例)

保育所ではこどもの午睡の時間帯、幼稚園や学校では放課後の時間帯等が、調整のしやすい時間帯として想定される。

(3) 支援期間

支援期間については、保育所等訪問支援計画のモニタリングを行う際に、支援の継続の有無について検討を行うことが必要である。保育所等がこどもの障害や特性を理解し、こどもに適した環境や活動を設定でき、安心して楽しみながらこどもと関われるようになること、保護者が保育所等を信頼し、安心してこどもを任せられるようになること等の様子が見られるようになれば、一定程度の目標達成と捉え、訪問頻度を減らすことや支援の終了を検討することが考えられる。

なお、訪問支援が手厚く支援し過ぎることにより、保育所等の訪問先が訪問支援員にこどもを任せきりになるといった状況に陥ることも懸念される。保育所等での人手不足を補うことや加配的な役割を担うことが保育所等訪問支援の目的ではなく、無期限に訪問支援を継続させるのではなく、訪問支援の達成目標や終了時期の目安を前もって保護者や保育所等にも伝え、訪問支援が開始された時点から終了に向けた見通し等を、保護者や保育所等と共有しておくことが重要である。訪問支援員は、保育所等の主体的な取り組みを評価し、保育士等が障害のあるこどもへ対応する力をつけていくエンパワメントの視点で支援していくことが重要である。

2. 保育所等訪問支援の進め方

(1) 進め方の概要

① 保護者等からの利用の相談

こどもへの見立てや保育所等訪問支援の必要性等、保護者と保育所等との見解が異なっていないかなどを、丁寧にアセスメントする必要がある。

↓

② 保育所等との日程調整

保育所等の都合に合わせながら、訪問支援を行うにあたり優先度が高い場面や、こどもに支援が必要な時間帯等に訪問できるように調整を行う。

↓

③ アセスメント

こどもの実態把握、保護者の意向の把握に加えて、保育所等の意向や特徴を知ること、保育所等の環境を把握すること、保育所等での生活の様子を把握すること等、多様な側面が含まれている。情報を収集、把握だけにとどまらず、ニーズや情報を整理し、まとめる段階までをアセスメントに含めるとして考える。

↓

④ ニーズの把握

こども本人、保護者、保育所等のニーズが必ずしも一致するわけではない。互いの思いが相違していることや、こどもの発達ニーズの捉え方が異なることもあるため、それぞれのニーズのすり合わせが必要になる。

↓

⑤ 行動観察

こどもの発達段階や障害特性に応じた支援の仕方を考慮しながら、何が問題か、どのような支援をすればよいか、集団の環境、保育・教育場面の把握、保育士等との関係、保育士等のこどもに対する接し方や話しかけ方、位置関係など細かく観察を行う。

↓

⑥ こども本人への支援

一般的には、保育所での生活の流れの中で、集団生活への適応や日常生活動作など、支援の方法を考慮しながら支援を行うことが想定される。

こども本人の保育園等での生活のしづらさや集団不適応に対しては、その要因をこども本人の特性と環境面から推察し、こども本人に働きかけるだけでなく、環境整備を行うことや保育士等に関わり方や活動の組み立てなどの助言等を行うことが重要である。必要に応じて周囲のこどもたちを巻き込む支援を行う。

↓

⑦ 保育所等への支援

こども本人への支援により得られた提案や、実際に関わって得られた成果、支援方法などについて伝える等、保育士等への助言・援助等を行うことも重要である。

訪問支援員は、まず、保育士等に普段どのようにこどもを見て、考え、関わっているのか、困っていることはないか丁寧に聴き取る。その上で、どのような意図を持ち支援をしたのか、今後こどもと関わる上での保育方針について助言する。

そして、訪問先の職員が最善の環境設定や関わり方はどのようにしたら良いのかを、職員自身や訪問先機関が自律的に考えていけるよう、協働支援、後方支援の姿勢で関わることが重要。

↓

⑧ カンファレンス

訪問先とは、なるべくその日のうちにカンファレンスを行い、保育士等への助言・援助を行うことが望ましい。

必要に応じて、次回の訪問の際に記録を渡すこと等も検討する。

↓

⑨ 保護者への報告

保護者の意向に基づき支援を提供するものであり、保護者への報告を行う必要がある。報告の方法は多様で、保護者と相談しながら、柔軟な方法を工夫していく必要がある。

保護者に保育所等訪問支援で実施している支援内容を報告することに加えて、家庭生活で活かせるような内容の話をしていくことが重要である。

(2) 進め方の詳細

① 利用に関する相談

保育所等訪問支援の利用に関する相談の経路としては、いくつかのパターンが考えられるが、以下利用に関する相談の代表例を2パターン、それぞれの特徴や留意すべき点について示す。

○ 保護者からの利用に関する相談

保護者からの利用に関する相談があった場合には、こどもへの見立てや保育所等訪問支援の必要性等、保護者と保育所等との見解が異なっていないかなどを、丁寧にアセスメントする必要がある。あらかじめ保護者の同意を得た上で、児童発達支援管理責任者や訪問支援員が訪問先でのアセスメントを行うことができれば、保育所等訪問の実施の必要性についての判断も行うことが可能である。保育所等におけるアセスメントは極めて重要である。

○ 関係機関からの利用に関する相談

保育所等関係機関からの利用に関する相談があった場合には、保護者の意向の確認やできるだけ関係機関と保育所等訪問支援事業所が連携を図りながら保育所等訪問支援の利用の必要性を検討していくことが望ましい。連携を図らず、万が一、相談支援事業所と保育所等訪問支援事業所の考えに相違が生じた場合には、子どもと保護者、保育所等が混乱することにつながる懸念もあり、連携を図りながら丁寧に進めていくことが重要である。

② 保育所等との日程調整

訪問日について、保育所等と日程調整を行う。保育所等訪問支援計画に基づいた生活場面を中心に、保育所等の都合に合わせながら（例：未就学の場合（集団活動の時間、給食時間、登降園時等）就学児の場合（教科学習、休み時間、移動教室等））、訪問支援を行うにあたり優先度が高い場面や、子どもに支援が必要な時間帯、保育所等の担任が対応の難しさ等を感じている時間に訪問できるよう調整を行う。

③ アセスメント

保育所等訪問支援を行う際には、専門性に基づく丁寧なアセスメントが不可欠である。子どもが生活する場へ訪問し、支援を展開する保育所等訪問支援の場合、通所で支援を行うよりも、より多くの側面でアセスメントを実施する必要がある。子どもの実態を把握すること、保護者の意向を把握することに加えて、保育所等の意向や特徴を知ること、保育所等の環境を把握すること、保育所等での生活の様子を把握すること等、多様な側面が含まれてくる。

保育所等以外の場において実施可能なアセスメントもあるが、保育所等に訪問しなければ把握できないことも多い。保育所等訪問支援では、実際に訪問して得る情報が重要であり、支援開始前の段階において、訪問によるアセスメントを実施することが必要である。

また、ここでは、情報を収集すること、把握することだけにとどまらず、ニーズや情報を整理し、まとめる段階までをアセスメントに含めると考えている。それぞれの段階を以下にア～ウとして示す。

ア 情報収集

○ 子どもに関する情報

【発達面の把握】

- ・ 認知発達
- ・ 運動発達
- ・ 過敏さなど感覚面の特徴
- ・ 対人・コミュニケーション
- ・ 日常生活動作の状況
- ・ 生活リズムの把握
- ・ 遊びの特徴

【生活の様子】

- ・ 登園・降園の時間
- ・ 登園方法：保護者の送迎、スクールバスの利用等
- ・ 他の支援サービスの利用状況

【保育所等での生活の様子】

- ・ 対人関係：友達との関係、先生との関係
- ・ 集団生活：集団参加、集団行動
- ・ 日常生活動作：排泄、着替え、食事
- ・ 遊び：自由時間・休み時間の様子、遊び相手、遊びの内容
- ・ 行動の様子：集中力、落ち着き、他者への関わり、パニック、こだわり、その他の行動上の課題

【こどもの意見】

- ・ こども自身の困り感
- ・ 自分の生活の場において訪問支援が行われる事について

○ 保護者からの情報

【こどもに関すること】

- ・ 気になっていること
- ・ 困っていること
- ・ 期待すること

【家族に関すること】

- ・ 自分自身に関すること
- ・ 各家族に関すること
- ・ 家庭の状況

【保育所等に関すること】

- ・ 期待や不安
- ・ 希望
- ・ 園や担任に対する思い

○ 保育所等からの情報

【保育士等からの聴取】

- ・ 対象となるこどもの理解
- ・ こどもについて困っていること、課題と感じていること

- ・ 現在行っている支援方法
- ・ こどもが成長してきていること
- ・ クラスの課題
- ・ 保護者への思い
- ・ 保育や授業内容の特色、施設の方針

【保育所等の環境】

<物理的環境>

- ・ クラスの規模：こどもの人数、支援児の有無
- ・ 担任の先生の人数、支援員の有無
- ・ 1日の流れ、時間割
- ・ 施設の作りや、教室の位置の特徴
- ・ 特徴的な行事、取組

<人的環境>

- ・ 保育所等の雰囲気
- ・ 指導・保育方針の特徴
- ・ 他児の様子や、関わり、本児の受け入れ
- ・ 他のクラスの保育士等との関わり等

イ 得た情報をまとめる

- こどもの強みと課題となっていること（発達上の、集団生活上の、それぞれについて）
- 保護者のニーズの現実性・妥当性
- 保護者の思いと訪問先機関の思いのズレの有無と様子
- 保育所等の管理者と現場とのズレの有無と様子
- 訪問支援を行う際の方向性、戦略、目標、立ち位置等

ウ 検討・決定

- 支援目標：長期目標、中期目標、短期目標
- 訪問頻度
- 支援方法：直接介入の方法として、行動観察と個別対応がある。
- 家族支援の在り方
- 支援期間の目安

④ ニーズの把握

アセスメントをする際には、相談支援事業者が聞き取った情報を参考にしながら、保護者の負担にならないよう、事前に保育所等訪問の児童発達支援管理責任者や訪問支援員が、相談支援事業者

が聞き取ったアセスメント内容を把握しておくこと。アセスメント後、各ニーズ整理やニーズのすり合せ、関係機関とのニーズの把握を行う。

ア 保護者のニーズ

保護者のニーズの多くは、集団の中でのこどもの発達の遅れや集団参加ができないことへの不安が大きく、集団生活の場での適応に関するニーズが多いことが想定される。また、障害種別によって、少々異なることがあり、例えば肢体不自由児であれば、トイレや着脱の介助の方法、食事の仕方、自助具の提案や保育等時の姿勢保持や歩行についてなど支援の仕方を具体的に伝えてほしいというニーズもある。

また、保育士等または保育所等とこどもの間に何らかのトラブルが生じ、その間に入って何とかしてもらいたいと問題解決のために利用を希望するケースもあるだろう。それは、訪問先からもニーズとして挙がることもある。両者の関係修復は大切なことであるが、訪問先に対して保護者の代弁者にならないように中立・公正な立場で関係を修復し、保育所等訪問支援がスムーズに運ぶように留意する必要がある。

保護者のニーズと本人のニーズがかけ離れていないか、訪問先との関係などを確認する必要があるので、保護者から丁寧に聞き取ることが重要となる。

イ こどものニーズ

訪問先となる保育所・学校などへのアセスメントについては、訪問をして実施する必要がある。これは直接保育場面などでこどもの行動観察をした上で、保育士等との話し合いが必要になるためである。

対象となるこどもの中には、自分のニーズを伝えることが難しいことが多いため、保護者・保育所等・相談支援事業者・その他関係機関などからの情報も念頭に置きながら、こどもを丁寧に観察し、情報共有等を行いながら、整理することから始めていくことが重要である。こども本人の発達ニーズが、どこにあるのかをしっかりと見極めることが、保育所等訪問支援計画にも反映され、実際の支援の指標となる。この点は、通所による発達支援と同様であると考えられる。

また、自分の思いを話すことができるこどものニーズを聞き取ることはとても大切である。しかし、こども本人のニーズと、保護者や保育所等のニーズが異なることも想定されるので、こどもからの聞き取りに加え、保護者・保育所等・相談支援事業者・その他関係機関などからの情報も併せて聞く必要があり、こどもを中心に、関係者がこどもの最善の利益を踏まえて検討をしていく必要がある。

ウ 保育所等のニーズ

保育所等には、保育所等訪問支援で行う支援の内容をできるだけ丁寧に説明する必要がある。ここでの丁寧な説明は、受け入れる側の心情的な抵抗感を減らし、信頼関係を構築していく上で大変重要になる。

まずは、保育所等の立場に立って、保育士等の困り感や保護者との関係で感じている難しさを共有し、訪問支援を行うことが保育所にとってもメリットがあると感じてもらうことが大切である。

また、アセスメントを行った結果、こども本人に対する保育所等の対応が十分にうまくいっており、保護者が感じている心配が杞憂であり、保育所等問支援の必要性を感じられない場合もある。保育所等の様子を十分把握し、支援の必要性の要否を、適切に判断していくことも、保育所等訪問支援の重要な役割となる。保育所等訪問支援による支援が必要ないと判断した場合にも、利用を希望する保護者の納得が得られるよう、保育所等でのこどもの姿を丁寧に報告するなど、保護者の安心感につながり相談して良かったと、保護者が思える対応をすることが重要である。

保育所等の支援ニーズは何なのか、どの時間、どの場面、どの活動、どんな行動に支援ニーズがあるのかなど個別支援計画に盛り込むことも重要である。

エ 各ニーズのすり合せや調整

こども本人、保護者、保育所等のニーズが必ずしも一致するわけではない。互いの思いが相違していることや、こどもの発達ニーズの捉え方が異なることもあるので、それぞれのニーズのすり合せが必要になる。そのためには、丁寧に保育所等でこども本人をアセスメントした上で、それぞれのニーズのすり合せが必要となる。

⑤ 行動観察

はじめは、こども本人の様子を丁寧に観察することから始める。こどもの発達段階や障害特性に応じた支援の仕方を考慮しながら、何が課題なのかどのような支援をすればよいか、集団の環境、保育・教育場面の把握、保育士等との関係、保育士等のこどもに対する接し方や話しかけ方、位置関係など細かく観察を行う（行動観察を行うこと自体も⑥のこども本人への支援に分類される）。

⑥ こども本人への支援

一般的には保育所での生活の流れの中で、集団生活への適応や日常生活動作など、支援の方法を考慮しながらこども本人への支援を行うことが想定される。特に集団場面においては、保育・教育活動の妨げにならないよう十分に配慮しながら集団活動に加わって支援を行なっていくことが不可欠である。

一方、自由遊びなどの時間に集団から抜き出して、こども本人のもつ課題にアプローチしていき、保育士等と一緒に支援を行っていくことで、保育士等へ直接伝える等、こどもの状態と保育所等のニーズに応じた支援を組み立てて、支援を行う場合も想定されるが、その際には、集団生活への適応につなげるための、個別的な支援であることを踏まえる必要がある。

こども本人の保育園等での生活のしづらさや集団不適応に対しては、その要因をこども本人の特性と環境面から推察し、こども本人に働きかけるだけでなく、環境整備を行うことや保育士等に関わり方や活動の組み立てなどの助言等を行うことが重要であり、必要に応じて周囲のこどもたちを巻き込んでの支援を行うこともある。

⑦ 保育所等への支援

本人への支援により得られた提案や、実際に関わって得られた成果、対応方法、支援方法などについて伝える等、保育士等への助言・援助等を行うことも重要である。また、学習発表会や運動会などへの参加方法の検討、練習方法の検討なども保育所等での生活場면을支援する上では、重要なこととなる。

保育士等に対してこどもへの理解を促し、発達の視点を持ってこどもに関わってもらうことで、こどもは安心感をもって保育所等での生活を楽しむことができる。訪問支援員は、まず、保育士等に普段どのようにこどもを見て、考え、どう関わっているのか、困っていることはないかなどを丁寧に聴き取っていく。そして、訪問支援を行った際には、こどもとの関わりで良かった点をしっかり伝えることが重要である。その上で、訪問支援員がこどもに対してどのような意図を持

って支援をしたのか、今後子どもと関わる上での保育方針について助言する。これは、職員への指導という姿勢ではなく、訪問支援員がいない場面でどのように子どもを見るのか、その上で子どもにとって最善の環境設定や関わり方はどのようにしたら良いのかを、職員自身や訪問先機関が自律的に考えていけるよう協働支援、後方支援の姿勢で関わるのが重要になる。

また、保育環境や教室の環境を見直し、周囲の子どもとの関係などを考慮した席順、机の位置や本棚の位置など具体的に提案することも、生活環境に訪問し、環境を共有するからこそできる、保育所等訪問支援の特徴的な支援の一つである。

⑧ カンファレンス（保育所等への報告等）

訪問先とは、なるべくその日のうちにカンファレンスを行い、対象となる子どもの共通課題を共有する。一定期間の後前回のカンファレンスを踏まえたモニタリングを行い、保育方針の点検を行い必要があれば修正を行う。また、保育環境や教室の環境を見直し、周囲の子どもとの関係などを考慮した席順、机の位置や本棚の位置など具体的に提案することも、生活環境に訪問し、環境を共有するからこそできる、保育所等訪問支援の特徴的な支援の一つである。この場合、オンラインを活用することも可能である。次回の訪問までに訪問支援記録を渡す。

⑨ 保護者への報告

保育所等訪問支援は、保護者の意向に基づき支援を提供するものであり、保護者への報告を行うことが必要である。以下のとおり、報告の方法は多様であり、保護者と相談しながら、柔軟な方法を工夫していく必要がある。

○ 訪問支援への同席

実際の支援を保護者に見てもらえるので、理解と納得を得られやすい。また、訪問支援員と一緒に生活の中の様子をみながら、タイムリーに子どもの様子や保育所等の取組を説明することも可能である。反面、保護者が訪問支援の場にいることにより、子ども本人や周囲への影響が生じるおそれがあるので留意が必要である。

○ オンラインの活用・対面による面談形式

保護者と丁寧に話し合いをする時間を確保することができ、保護者のペースで話をする事ができる。落ち着いた静かな環境を用意することも可能となる。

○ メールを活用

就労をしている保護者の場合、報告の可能なタイミングが夜になることも想定され、その場合には、保育所等訪問支援事業所にとっては営業時間外になってしまうこともある。そのような場合には、メールで報告する方法も考えられる。メールでの場合、支援内容や保育所等の様子など訪問直後に、タイムリーに伝えることができるので、保護者との信頼関係につながる事が期待できる。

○ 記録の活用（報告書の作成等）

口頭だけの報告の場合、忘れてしまったり、聞き逃してしまったりする懸念があるが、記録として残ることで、伝えたいことを正確に届けられることができる。一方で、作成には負担が生じることが懸念される。

以上のように多様な方法を取ることで、保護者に保育所等訪問支援で実施している支援内容を報告することに加えて、家庭生活で活かせるような内容の話をしていくことが重要であり、丁寧に保護者に対する支援が行われていくことが期待される。

⑩ 訪問支援の記録

保育所等訪問支援計画書の支援目標に基づいて行った支援や子ども本人の様子、保育士等に助言したことなどを具体的に記録する。保護者の承諾を得て、支援内容や子ども本人の様子の写真を撮り記録することも、その後相手に情報として伝えやすいので、必要に応じて活用していくことが考えられる。

第4章 保育所等訪問支援計画の作成及び評価

保育所等訪問支援の利用に当たっては、障害児相談支援事業所が、総合的な援助方針や解決すべき課題等を踏まえ、最も適切な支援の組み合わせ等について検討し、障害児支援利用計画を作成する。その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、当該事業所が提供する具体的な支援内容等について検討し、保育所等訪問支援計画が作成され、これに基づき日々の支援が提供されるものである。

1. 障害児支援利用計画との整合性のある保育所等訪問支援計画の作成と保育所等訪問支援の実施（障害児相談支援事業所との連携）

保育所等訪問支援の適切な実施に当たっては、障害のある子どもや保護者の生活全般における支援ニーズとそれに基づいた総合的な支援方針等を把握した上で、具体的な支援内容を検討し実施する必要がある。そのためには、障害児相談支援事業者と連携し、障害児支援利用計画との整合性のある保育所等訪問支援計画の作成と保育所等訪問支援の実施が重要である。なお、障害児支援利用計画と保育所等訪問支援計画は、個々の子どもの支援における合理的配慮の根拠となるものである。

(1) 障害児相談支援事業者による障害児支援利用計画案の作成と支給決定

- 障害児相談支援事業に従事する相談支援専門員は、保育所等訪問支援の利用を希望する子どもや保護者の求めに応じて障害児支援利用計画案の作成を行う。

- 相談支援専門員は、こどもや保護者との面談により、こどもの心身の状況や置かれている環境、日常生活の状況、現に受けている支援、支援の利用の意向等をこどもや保護者から聞き取った上で、それらに基づいたアセスメントによりニーズを明らかにし、総合的な援助方針を提案する。
- そして、こどもや家族の意向と総合的な援助方針に基づき、個々のこどもの障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させ、生活全般のニーズを充足するために、必要な支援を検討する。
- 障害児支援利用計画案は、支援の目的や内容及び量について検討し、こども又は保護者の同意のもと作成するものである。
- 市町村は、作成された障害児支援利用計画案を勧告し、保育所等訪問支援の利用についての支給決定を行うこととなる。

(2) 担当者会議の開催と障害児支援利用計画の確定

- 相談支援専門員は、市町村による支給決定後、こどもや保護者の希望を踏まえて、支援を提供する事業者の調整を行い、それらの事業者等を集めた担当者会議を開催する。保育所等訪問支援を利用する場合、担当者会議には、こどもや家族、保育所等訪問支援の児童発達支援管理責任者や従業者、他の支援等を利用している場合にはその担当者、その他必要に応じて、こどもや保護者への支援に関係する者が招集される。
- 担当者会議では、障害児支援利用計画案の作成に至る経緯、こどもや保護者の意向と総合的な援助方針、ニーズと支援目標、支援内容等について参加者で共有する。
- 担当者会議の参加者は、障害児支援利用計画案の内容について意見交換を行うが、その際、保育所等訪問支援の担当者は、保育所等訪問支援の専門的な見地からの意見を述べることが求められる。また、障害児支援利用計画案に位置づけられた当該事業所に期待される役割を確認するとともに、障害のあるこどもが、地域の中で他のこどもと共に成長できるようにするため、こどもの最善の利益の観点から、支援の提供範囲にとどまらない意見を述べることが重要である。
- 相談支援専門員は、参加者による意見交換を受けて支援の提供の目的や内容を調整し、各担当者の役割を明確にした上で、こども又は保護者の同意のもと障害児支援利用計画を確定する。確定した障害児支援利用計画は、こどもや保護者を始め、支給決定を担当する市町村、保育所等訪問の支援を提供する者に配付され共有される。

(3) 保育所等訪問支援計画に基づく保育所等訪問支援の実施

- 保育所等訪問支援計画は、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助方針や、当該事業所に対応を求められるニーズや支援目標及び支援内容を踏まえて、保育所等訪問支援の具体的な内容を検討し、作成する。
- 保育所等訪問支援は、作成された保育所等訪問支援計画に基づき保育所等訪問支援を実施する。

(4) 障害児相談支援事業者によるモニタリングと障害児支援利用計画の見直し

- 一定期間毎に、相談支援専門員は、こどもと保護者に対する面談により、障害児支援利用計画に基づいた支援の提供状況や効果、支援に対する満足度についてモニタリングを実施する。また、各事業者から支援の提供状況や効果について確認した結果、現在の支援がニーズの充足のために適切でなかったり、当初のニーズが充足してニーズが変化していたり、新たなニーズが確認された場合は、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、障害児支援利用計画を見直す。
- 担当者会議において、保育所等訪問支援の児童発達支援管理責任者は、その時点までの保育所等訪問支援の提供状況を踏まえて、課題への達成度や気づきの点等の情報を積極的に述べ、必要に応じた障害児支援利用計画の見直しに寄与することが重要である。そのためには、保育所等訪問支援の設置者・管理者は、児童発達支援管理責任者や従業者のうち、当該こどもの状況に精通した者を参画させなければならない。
- 障害児支援利用計画の内容が見直され、総合的な支援方針や保育所等訪問支援に求められる役割が変更された場合には、児童発達支援管理責任者は、必要に応じて保育所等訪問支援計画を変更し、適切な保育所等訪問支援を実施する。

(5) その他の連携について

- 保育所等訪問支援は、こどもや保護者への生活全般における支援の一部を継続的に実施するものである。このため、日々の支援を担う保育所等訪問支援は、こどもや保護者のニーズの変化を細やかに把握することができる。また、継続的な関わりは、専門的なアセスメントを深め、潜在的なニーズの顕在化にもつながる。
- しかし、それらのニーズは、保育所等訪問支援のみで対応できるものばかりではなく、他の支援機関による対応が必要な場合もある。その場合は適切な支援が調整され提供されるように、速やかに障害児相談支援事業者などの関係機関と連絡を取り合う必要がある。

以上のように、障害児相談支援事業者と保育所等訪問支援の関係性は、単に相談支援専門員が作成した障害児支援利用計画に基づき、児童発達支援管理責任者が保育所等訪問支援計画を作成し、支援を実施するという上下の関係にはない。保育所等訪問支援から障害児相談支援事業者へ積極的に働きかけ、こどもや保護者の生活全般のニーズを充足するための双方向のやり取りを行う関係であることに留意して連携する必要がある。

2. 保育所等訪問支援計画の作成及び評価

児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援を利用するこどもと保護者のニーズを適切に把握し、保育所等訪問支援が提供すべき支援の内容を踏まえて保育所等訪問支援計画を作成し、すべての従業者が保育所等訪問支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。また、提供される支援のプロセスを管理し、客観的な評価等を行う役割がある。

第4章 保育所等訪問支援計画の作成及び評価

(1) こどもと保護者及びその置かれている環境に対するアセスメント

- 児童発達支援管理責任者は、こどもや家族への面談等により専門的な視点からのアセスメントを実施する。こどもと保護者及びその置かれている環境を理解するためには、こどもの障害の状態だけでなく、こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントに加え、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認する必要がある。

また、こどもの発育状況、自己理解、心理的課題、こどもの興味・関心、養育環境、これまで受けてきた支援、現在関わっている機関に関すること、地域とのつながり、利用に当たっての希望、将来展望等について必要な情報を集め、こどもと保護者のニーズや課題を分析する。
- 保護者のニーズとこども自身のニーズは必ずしも一致するものではないので、こどものニーズを明確化していくことがまず求められる。また、この発達の段階にあるこどものニーズは変化しやすいため、日頃から状況を適切に把握して対応していく必要がある。

(2) 保育所等訪問支援計画の作成

- 障害児相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画や、自らの事業所でアセスメントした情報について課題整理表等を用いて整理しながら保育所等訪問支援におけるニーズを具体化した上で、保育所等訪問支援の具体的な内容を検討し、保育所等訪問支援計画を作成する。
- 保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることが必要である。
- 「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「障害児にとって最も善いことは何か」を考慮することをいうが、障害児の意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、障害児にとって最善とは言い難いと認められる場合には、障害児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである。
- 個別支援計画の作成に係る担当者等会議の開催に当たっては、障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くことが求められる。そのため、例えば、会議の場に障害児と保護者を参加させることや、会議の開催前に障害児本人や保護者に直接会うことなどが考えられる。
- 保育所等訪問支援計画には、こどもと保護者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、長期目標及び短期目標とその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、保育所等訪問支援の提供すべき支援の内容を踏まえた具体的な支援内容、留意事項を含める。

- 保育所等訪問支援計画に、こども本人のニーズに応じた「支援目標」を設定し、それを達成するために、「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」及び「地域支援」で示す支援内容からこどもの支援に必要な項目を適切に選択し、その上で、具体的な支援内容を設定する。
- また、インクルージョンの推進に努めるため、インクルージョンの観点を踏まえた取組（例えば保育所等への移行支援等）や、支援提供におけるインクルージョンの視点（例えば地域との交流機会の確保等）について明記することが必要である。
- 支援内容については、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「どのように」、「どのくらい」支援するかということが、保育所等訪問支援計画において常に明確になっていることが必要である。
- こども又は保護者に対し、本ガイドラインの「保育所等訪問支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「保育所等訪問支援計画」を示しながら説明を行い、こどもや家族の支援に必要な内容になっているかについて同意を得る必要がある。
- 将来に対する見通しを持った上で、障害種別、障害の特性やこどもの発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えていくことが必要である。
- 支援手法については、個別活動と集団活動をそのこどもに応じて適宜組み合わせる。
- 計画の作成に際しては、従業者から保育所等訪問支援計画の原案について意見を聞くなど、担当の従業者を積極的に関与させることが必要である。
- 事業所において作成した保育所等訪問支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付を行うことが必要である。

(3) 支援の実施

- 第3章に沿って支援を実施する。

(4) 保育所等訪問支援計画の実施状況の把握（モニタリング）

- 保育所等訪問支援計画は、概ね6ヶ月に1回以上モニタリングを行うことになっているが、こどもの状態や家庭状況等に変化があった場合にはモニタリングを行う必要がある。モニタリングは、目標達成度を評価して支援の効果を測定していくためのものであり、単に達成しているか達成していないかを評価するものではなく、提供した支援の客観的評価を行い、保育所等訪問支援計画の見直しの必要性を判断する。
- 障害児支援利用計画との整合性のある保育所等訪問支援計画の作成と保育所等訪問支援の実施が重要であることから、モニタリング時においても、相談支援事業所と相互連携を図りながら、情報共有を行うことが重要である。

(5) モニタリングに基づく保育所等訪問支援計画の変更及び保育所等訪問支援の終結

- モニタリングにより、保育所等訪問支援計画の見直しが必要であると判断された場合は、保育所等訪問支援計画の積極的な見直しを行う。その際、支援目標の設定が高すぎたのか、支援内容

があっっていなかったのか、別の課題が発生しているのか等の視点で、これまでの支援内容等を評価し、今後もその支援内容を維持するのか、変更するのかを判断していく。現在提供している保育所等訪問支援の必要性が低くなった場合は、保育所等訪問支援計画の支援目標の大幅な変更や保育所等訪問支援の終結を検討する。なお、保育所等訪問支援計画の支援目標の大幅な変更や保育所等訪問支援の終結時には、設置者・管理者へ報告する。

- 保育所等訪問支援計画の支援目標の大幅な変更や保育所等訪問支援の終結に当たっては、保育所等訪問支援から家族や障害児相談支援事業所、保育所等の関係機関との連絡調整を実施し、障害児支援利用計画の変更等を促す。また、こども家庭センターにより、サポートプランが作成されている場合には、こども家庭センターと連絡調整を行うことも必要である。なお、他の機関・団体に支援を引き継ぐ場合には、これまでの保育所等訪問支援の支援内容等について、適切に情報提供することが必要である。
- 支援終了のポイントは、次のような例が挙げられる。

- ・ 目標が達成された場合
保育所等訪問支援計画に基づく支援の提供を行い、目標が達成された場合
- ・ 状況が変化した場合
就学や転園・転校など、現在通っている保育所等へ通うことがなくなった場合
- ・ 当初から期間設定がされている場合
あらかじめ「開始から1年間」等、利用当初より終了の期限を設けておく場合

第5章 関係機関との連携

保育所等訪問支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要である。

このため、保育所等訪問支援は、日頃から市町村の障害児支援担当部局、母子保健や子ども・子育て支援、社会的養護等の児童福祉担当部局、こども家庭センター、保健所・保健センター、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校（幼稚部及び小学部）、児童委員や主任児童委員等、地域の関係機関及び関係者や、広域的に支援を行っている児童相談所、児童家庭支援センター、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、里親支援センター等の関係機関との連携を図り、保育所等訪問支援が必要なこどもと保護者が、円滑に保育所等訪問支援の利用に繋がるとともに、その後も、こどもの支援が保育所や学校等に適切に移行され、適切な支援が引き継がれていくことが必要である。

また、こども本人が中心となった支援の輪の中において、保育所等訪問支援に期待される役割を認識し、こどもに対し適切な支援を提供することが必要である。

さらに、障害のあるこどもが健全に発達していくためには、地域社会とのふれあいが必要であり、そうした観点からは保育所等訪問支援が地域社会から信頼を得ることが重要であるが、そのためには、地域社会に対して、保育所等訪問支援に関する情報発信を積極的に行うなど、地域に開かれた事業運営を心がけることが求められる。

1. 保育所等（訪問の対象となる施設）との連携

保育所等訪問支援を行う上では、訪問先となる保育所等との信頼関係を築くことは何よりも重要である。現在、訪問支援を行っていない保育所等とも、日頃から、顔の見える関係づくりを行う等、積極的に地域の関係機関と連携を図っていくことが重要である。

2. こども家庭センターとの連携

特に支援を要する家庭（不適切な養育や虐待の疑い等）のこどもに対して支援を行うに当たっては、日頃からこどもの心身の状態、家庭での養育の状況等についての把握に努めるとともに、障害児施策だけで完結するのではなく、障害福祉施策、母子保健施策、こども子育て支援施策、社会的養護施策等の関係機関と連携し、課題に対応していく視点が必要である。

また、こども家庭センターにおいてサポートプランが作成されている場合には、こどもや家族への支援が切れ目なく包括的に行われるよう、連携を図っていくことが必要である。

3. 障害児相談支援事業所との連携

保育所等訪問支援の訪問頻度等は、原則、相談支援事業所において作成された障害児支援利用計画を踏まえて支給されることになる。そのため、保育所等訪問支援の児童発達支援管理責任者は、必要に応じて訪問支援を行う前のアセスメント段階から関わり、事業所としての見立て等を相談支援専門員と共有することが重要である。

4. 児童発達支援センターとの連携

児童発達支援センターには、専門的な知識・経験に基づき、保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、保育所や放課後児童クラブ等における障害児の育ちの支援に協力等するとともに、保育所等の障害児への支援力の向上を図り、併行通園や保育所等への移行を推進していく、地域のインクルージョン推進の中核としての機能を果たすことが期待されている。

地域のインクルージョン推進の中核としての機能を果たす観点から、児童発達支援センターは、保育所等訪問支援事業の指定を受けることとしており、保育所等訪問支援事業所は、児童発達支援センターの保育所等訪問支援との連携を図りながら、日々の支援の中で把握した地域のニーズ等を、児童発達支援センターと共有する等しながら、地域全体の支援の質の向上に努めることが望ましい。

5. 保育所等訪問支援と類似する事業の実施主体との連携

保育所等訪問支援と同様、保育所等へ訪問して支援を行う事業として、「地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備事業を含む）」や「障害児等療育支援事業」等が挙げられる。

これらの事業は、保育所等へ訪問をして支援を行うという意味では、保育所等訪問支援と類似するものであるが、それぞれの事業の特徴は異なるものである。

「地域障害児支援体制強化事業」「障害児等療育支援事業」は、保護者との契約に基づき支援を提供する保育所等訪問支援とは異なり、保育所や学校等から直接依頼を受けて訪問することが可能であり、保育士等の気づきにより支援を開始することができるため、保護者がまだ困り感を感じていない気付きの段階から早期に支援を行うことが可能である。また、個別給付による支援提供ではないため、こども本人だけでなく、保育所等の全体に対して支援を行うことができるのが特徴である。

一方、保育所等訪問支援は、こどもや保護者の意向に基づき、対象となるこどもを軸に、個別のニーズに応じた支援を行うことで、こどもや保護者、保育所等、保育所等訪問支援事業所の三者で支援状況を密に共有しながら、支援を計画的に進めることができる。

それぞれ事業の特徴等を踏まえ、連携・役割分担を行いながら、これらの事業を組み合わせることで効果的に取組を進めていくことで、地域全体のインクルージョンの推進と個別のニーズに応じたインクルージョンの推進の両方を、地域全体で重層的に進めていく支援体制につながるものである。

そのためには、保育所等訪問支援事業所は、地域にどのような事業があるのか把握しておくことも重要である。それぞれの事業の利点や課題を踏まえて、市町村や事業を提供する機関と連携を図りながら、役割分担をすることが望ましい。例えば、障害児等療育支援事業や地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備事業含む）を提供する機関が、保育所等の施設全体に対して支援を行なう中で、個別のニーズに十分に対応できないと判断した場合には、保護者の承諾を得て、保育所等訪問支援につなぐことで、個別のニーズに応じた直接的な支援を丁寧に行うことができるようになる。こうした、こどもの状態等に応じた支援が、地域の中で丁寧に行われるためには、それぞれの事業の間に上下関係はなく、それぞれの事業の強みを活かし、こどもの健やかな成長・発達と家族の安心を支える支援のパートナーとして、地域において機能することが期待される。

第6章 保育所等訪問支援の提供体制

1. 職員配置及び職員の役割

(1) 適切な職員配置

- 保育所等訪問支援においては、事業規模に応じて訪問支援を行なうために必要な訪問支援員と、児童発達支援管理責任者、管理者が必要である。保育所等訪問支援の従業者は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、又は心理指導担当職員等であって、集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有するもの、とされている。

(2) 設置者・管理者の責務

- 設置者・管理者は、保育所等訪問支援の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、設置者・管理者としての専門性等の向上を図るとともに、保育所等訪問支援の質及び職員の資質向上のために必要な環境の確保を図らなければならない。
- 設置者・管理者は、保育所等訪問支援が適切な支援を安定的に提供することにより、障害のあるこどもの発達に貢献するとともに、こどもや保護者の満足感、安心感を高めるために、組織運営管理を適切に行わなければならない。
- 設置者・管理者は、各職員が目指すキャリアパスに応じた研修等に参加することができるよう、職員の勤務体制等を工夫し、職員一人一人の資質及び専門性の向上の促進を図らなければならない。
- 設置者・管理者は、職員一人一人の倫理観及び人間性を把握し、職員としての適性を適確に判断する責任がある。
- 設置者・管理者は、質の高い支援を確保する観点から、従業者等が心身ともに健康で意欲的に支援を提供できるよう、労働環境の整備を図る必要がある。

(3) 設置者・管理者による組織運営管理

設置者・管理者は、事業所の運営方針や、保育所等訪問支援計画、保育所等訪問の活動に関して、児童発達支援管理責任者及び従業者の積極的な関与のもとでPDCAサイクルを繰り返し、事業所が一体となって不断に支援の質の向上を図ることが重要である。

また、設置者・管理者は、PDCAサイクルを繰り返すことによって、継続的に事業運営を改善する意識を持って、児童発達支援管理責任者及び従業者の管理及び事業の実施状況の把握その他の管理を行わなければならない。

① 事業運営の理念・方針の設定・見直しと職員への徹底

- 保育所等訪問支援の事業所ごとに、運営規程を定めておくとともに、児童発達支援管理責任者及び従業者に運営規程を遵守させておかなければならない。運営規程には以下の重要事項は必ず定めておく必要がある。

【運営規程の重要事項】

- ・ 事業の目的及び運営の方針
- ・ 従業者の職種、職員数及び職務の内容
- ・ 営業日及び営業時間
- ・ 利用定員
- ・ 保育所等訪問支援の内容並びに保護者から受領する費用の種類及びその額
- ・ 通常の事業の実施地域
- ・ 支援の利用に当たっての留意事項

- ・ 緊急時等における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ・ その他運営に関する重要事項

- 事業の目的及び運営方針は、本ガイドラインに記載されている保育所等訪問支援の役割や保育所等訪問支援の提供すべき内容、地域での子どもや保護者の置かれた状況、保育所等訪問支援が公費により運営される事業であること等を踏まえ、適切に設定する。
 - 事業の目的及び運営方針の設定や見直しに当たっては、児童発達支援管理責任者及び従業員が積極的に関与できるように配慮する。
 - 児童発達支援管理責任者及び従業員の採用に当たっては、事業所の目的及び運営方針を始めとした運営規程の内容を丁寧に説明するとともに、様々な機会を通じて繰り返しその徹底を図る。
- ② 複数のサイクル（年・月等）での目標設定と振り返り
- PDCAサイクルにより不断に業務改善を進めるためには、児童発達支援管理責任者及び従業員が参画して、複数のサイクル（年間のほか月間等）で事業所としての業務改善の目標設定とその振り返りを行うことが必要である。
- ③ 保護者評価・自己評価・訪問先評価結果の公表・活用
- 運営基準において定められている、概ね1年に1回以上、自己評価及び利用する障害児の保護者による評価及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行なうにあたって訪問する施設の評価を受け、改善を図らなければならない。
 - 事業所の自己評価結果による保育所等訪問支援の質の評価及び改善の内容については、事業所全体による自己評価に基づき、「事業所における自己評価結果（公表）」（●）及び「保護者等からの事業所評価の集計結果（公表）」（●）、「訪問先からの事業所評価の集計結果（公表）」（●）、を用いて、概ね1年に1回以上、利用者や保護者等に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが必要である。
 - また、この事業所による自己評価のほか、可能な限り、第三者による外部評価を導入して、事業運営の一層の改善を図ることが必要である。
- ④ 職場内のコミュニケーションの活性化等
- PDCAサイクルによる業務改善が適切に効果を上げるには、現状の適切な認識・把握と、事業所内での意思の疎通・情報共有が重要である。
 - 支援提供の日々の記録については、児童発達支援管理責任者が把握する以外に、従業員同士での情報共有を図ることも支援の質の向上のために有用である。職場での何でも言える雰囲気作りや職員同士のコミュニケーションの活性化も設置者・管理者の役割である。

- 保育所等訪問支援計画の作成・モニタリング・変更の結果について、児童発達支援管理責任者から報告を受けるなど、児童発達支援管理責任者や従業者の業務の管理及び必要な指揮命令を行う。
- 支援内容の共有や職員同士のコミュニケーションの活性化が事業所内虐待の防止や保護者による虐待の早期発見に繋がるものであることも認識しておくとともに、設置者・管理者も、適切な支援が提供されているか把握しておく必要がある。

⑤ こどもや保護者の意向等の把握

- PDCAサイクルによる業務改善を進める上で、アンケート調査等を実施して、支援を利用するこどもや保護者の意向や満足度を把握することが必要である。
- 特にこどもや保護者の意向等を踏まえて行うこととした業務改善への取組については、こども及び保護者に周知していくことが必要である。

⑥ 支援の継続性

- こどもや保護者への支援の継続性の観点から継続的・安定的に運営することが必要である。やむを得ず事業を廃止し又は休止しようとする時は、その一月前までに都道府県知事等に届け出なければならない。この場合、こどもや保護者に事業の廃止又は休止しようとする理由を丁寧に説明するとともに、他の事業所を紹介するなど、こどもや保護者への影響が最小限に抑えられるように対応することが必要である。

3. 施設及び設備等

- 指定保育所等訪問支援の事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専有の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 保護者や関係機関との面談（保育所等訪問支援の利用相談や個別支援計画の説明と同意、支援経過報告等）のためのプライバシーが確保された面接室が必要である。支障がなければ本体事業の面接室等を活用することも可能であり、その他、衛生管理等のための備品や訪問支援の際に使用する可能性のある教具教材を整える必要がある。
- 訪問に当たっては、訪問支援員の身分証明書の着用することに留意する。

4. 衛生管理、安全対策

併設する事業所の定める運営規定等に基づき行動する。保育所等訪問支援において、保育所等に滞在する場合は、保育所等の定める運営規定等に従い行動する。

5. 適切な支援の提供

- 保育所等訪問支援は、自分たちの事業所に来てもらい自分たちのペースで発達支援を行うものではなく、保育所等の訪問先での暮らしや集団活動の内容や流れに合わせて、相手の土俵で支援するものである。障害のない子どもを含む集団とはどのようなものなのか、保育活動はどのようなプログラムでどう進められるのかなどを知っておく必要がある。その上で、自分たちの支援について検討していく。
- 保育所等訪問支援は、年齢や障害種別、所属や集団の様子などが一人ひとり異なっており、一概に保育所等訪問支援というのはこういうものだとして定型を示すことが難しい。しかし、初めて保育所等訪問支援を利用しようとする子ども本人や保護者、制度の周知責任のある市町村が、具体的にどのような訪問支援をし、その結果、どのような効果があるのかを知ることはとても重要である。保育所等訪問支援のニーズが掘り起こされていない段階では、一つひとつが試行錯誤の繰り返しかもしれないが、しっかりと実践を積み重ねることが求められる。

実践を積み重ねながら、保育所等訪問支援の基本的な知識、事例の見立てと手立ての基本的視点と手順を確立していく。事例を用いて検討することも有効である。
- 訪問支援員には、保育所や放課後児童クラブ、学校等が大事にしている理念や手法を尊重しながら、子どもや保育士等の困り感に寄り添いアセスメントを行い必要な手立てを考える力や、様々な子どもに対応できる力等の専門性が求められる。
- 保育所や放課後児童クラブ、学校等に訪問して集団生活の中での配慮された支援を行う上では、障害特性を踏まえることはもとより、訪問先での子どもの状態や保育所等の環境等も踏まえてアセスメントを行い、必要な手立て等の専門的助言をする技術が必要であり、通所で発達支援を行うこととは異なる専門性が求められる。

6. 保護者との関わり

職員は、子どもや保護者の満足感、安心感を高めるために、提供する支援の内容を保護者とともに考える姿勢を持ち、子どもや保護者に対する丁寧な説明を常に心がけ、子どもや保護者の気持ちに寄り添えるように積極的なコミュニケーションを図る必要がある。

その際、専門性を持ちながら乳幼児の育ちを日常的に支えている立場を活かし、保護者・養育者の成長を支援・応援したり、学童期以降の育ちを支える立場の人へ切れ目なく橋渡しをしたりするなど、専門職として助言を行う役割も求められる。

そして、それぞれの専門性や専門的基準等に基づき、子どもの育ちの質の充実のため、期待される役割を果たすことが求められる。

(1) 保護者との連携

保育所等訪問支援は、保護者のいない場所と時間帯に提供されるサービスである。保育所等訪問支援の利用申請者である保護者に対して、訪問支援の内容に加え、訪問先での子どもの姿及び周りのこ

どもやスタッフの関わりの様子を丁寧に伝えることが、保護者の不安を取り除くためにも必要となる。

(2) こどもや保護者に対する説明責任等

職員は、こどもや保護者が児童発達支援を適切かつ円滑に利用できるよう、説明責任を果たすとともに、必要な支援を行う責務がある。

① 運営規程の周知

設置者・管理者は、運営規程について、事業所内の見やすい場所に掲示する等により、その周知を図る。

② こどもや保護者に対する運営規程や保育所等訪問支援計画の内容についての丁寧な説明

設置者・管理者は、こどもや保護者に対し、利用申込時において、運営規程や支援の内容を理解しやすいように説明を行う必要がある。

特に、支援の内容、人員体制（資格等）、利用者負担、苦情解決の手順、緊急時の連絡体制等の重要事項については文書化の上、対面で説明する。

また、児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の内容について、その作成時、変更時にこどもと保護者に対して丁寧に説明を行う必要がある。

③ 家族に対する相談援助等

○ 職員は、家族が相談しやすいような関係性や雰囲気づくりをすることが必要である。そのためには、日頃から家族と意思疎通を図りながら、信頼関係を構築していくことが重要である。

○ 職員は、保護者等が悩み等を自分だけで抱え込まないように、保護者からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、保護者の困惑や将来の不安を受け止め、専門的な助言を行うことも必要である。例えば、保護者との定期的な面談（最低限モニタリング時に実施することが望ましい）や訪問相談等を通じて、子育ての悩み等に対する相談を行ったり、こどもの障害について保護者の理解が促されるような支援を行ったりすることが必要である。

○ 設置者・管理者は、職員に対して、保護者との定期的な面談や保護者に対する相談援助について、その適切な実施を促すとともに、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・管理する必要がある。

○ 苦情が発生した場合の迅速かつ適切な対応も重要であるが、苦情につながる前にリスクマネジメントをすることで防げる苦情もある場合があることから、苦情になる前のリスクマネジメントを行うことも重要である。

④ 苦情解決対応

○ 設置者・管理者は、保育所等訪問支援に対するこどもや保護者からの苦情（虐待に関する相談を含む。）について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口や苦情

受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置、解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを構築することが必要である。

- 設置者・管理者は、苦情受付窓口について、こどもや保護者に周知するとともに、第三者委員を設置している場合には、その存在についても、こどもや保護者に周知する必要がある。また、訪問先からの苦情受付窓口についても、定め、周知しておく必要がある。
- 設置者・管理者は、苦情解決責任者として、迅速かつ適切に対応する必要がある。

⑤ 適切な情報伝達手段の確保

- 事業所は、定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信することが必要である。
- 視覚障害や聴覚障害等の障害種別に応じて、こどもや保護者との意思の疎通、情報伝達のための手話等による配慮が必要である。

7. 地域に開かれた事業運営

- 設置者・管理者は、地域住民の事業所に対する理解の増進や地域のこどもとしての温かい見守り、地域住民との交流活動の円滑な実施等の観点から、事業所はホームページや会報等を通じて活動の情報を積極的に発信することや、事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図ることが必要である。

8. 秘密保持等

- 設置者・管理者は、職員等（実習生やボランティアを含む。以下同じ。）であった者が、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、誓約書の提出や雇用契約に明記するなど、必要な措置を講じなければならない。
- 職員は、関係機関・団体にこども又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者等の同意を得ておかななければならない。
また、ホームページや会報等にこども又は保護者の写真や氏名を掲載する際には、保護者の許諾を得ることが必要である。
- 職員等は、その職を辞した後も含めて、正当な理由がなく業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

9. 職場倫理

- 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。
- 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。

- ・ こどもの人権尊重と権利擁護、こどもの性差・個人差への配慮に関すること。
- ・ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。
- ・ こどもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
- ・ 個人情報の取扱とプライバシーの保護に関すること。
- ・ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。

- こどもに直接関わる大人として身だしなみに留意すること。
- 明文化された保育所等訪問支援の倫理規範を持つこと。

第7章 支援の質の向上と権利擁護

1. 支援の質の向上への取組

児童福祉法第21条の5の18第2項の規定において、指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならないとされている。そのためには、設置者・管理者は、「第三者評価共通基準ガイドライン（障害者・児福祉サービス版）」等により、第三者による外部評価を活用することが有効である。

また、適切な支援を安定的に提供するとともに、支援の質を向上させるためには、支援に関わる人材の知識・技術を高めることが必要であり、そのためには、設置者・管理者は、様々な研修の機会を確保するとともに、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要である。

さらに、職員が保育所等訪問支援における課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を構築するためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢が重要である。そのため、設置者・管理者は、職場研修を実施し、職員は当該研修を通じて、常に自己研鑽を図る必要がある。

加えて、設置者・管理者は、職員が外部で行われる研修等へ積極的に参加できるようにし、職員が必要な知識・技術の修得、維持及び向上を図ることができるようにする必要がある。

(1) 職員の知識・技術の向上

- 職員の知識・技術の向上は、児童発達支援の提供内容の向上に直結するものであり、職員の知識・技術の向上への取組は、設置者・管理者の重要な管理業務の一つである。
- 設置者・管理者は、職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが必要である。資質の向上の支援に関する計画の策定に際しては、職員を積極的に参画させることが必要である。
- 保育所等訪問支援を適切に提供する上で、保育所等訪問支援に期待される役割、障害のあるこどもの発達の段階ごとの特性、障害種別・障害の特性、関連する制度の仕組み、関係機関・団体の役割、児童虐待への対応、障害者の権利に関する条約の内容等を理解することが重要であり、設置者・管理者は、職員に対してこうした知識の修得に向けた意欲を喚起する必要がある。

- 障害種別、障害の特性に応じた支援や発達の段階に応じた支援、家族支援等に係る適切な技術を職員が修得することが、こどもの発達支援や二次障害の予防、家庭養育を支えるといった視点から重要であり、設置者・管理者は、職員に対してこうした技術の修得に向けた意欲を喚起する必要がある。

(2) 研修受講機会等の提供

- 設置者・管理者は、職員の資質向上を図るため、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

具体的には自治体や児童発達支援センター、障害児等関係団体が実施する研修等への職員の参加、事業所における研修会や勉強会の開催（本ガイドラインを使用した研修会や勉強会等）、事業所に講師を招いての研修会の実施、職員を他の事業所等に派遣しての研修、事業所内における職員の自己研鑽のための図書整備等が考えられる。また、医療的ケアが必要なこどもや重症心身障害のあるこどもに対し、適切な支援が行われるよう、喀痰吸引等の研修を受講させることが必要である。

- 児童発達支援管理責任者は、従業者に対する技術指導及び助言を行うことも業務となっており、設置者・管理者は、事業所内における研修の企画等に当たっては、児童発達支援管理責任者と共同して対応していくことが必要である。

(3) 児童発達支援センター等によるスーパーバイズ・コンサルテーションの活用

- 児童発達支援センターには、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助）を有することが求められており、対応が難しいこどもや家族をはじめ、個別ケースへの支援も含めた障害児通所支援事業所全体への支援が行われることが期待される。

地域の障害児通所支援事業所においては、児童発達支援センター等との連携を図りながら、スーパーバイズ・コンサルテーションを受けることにより、支援の質の向上につなげていくことが望ましい。

- スーパーバイズ・コンサルテーションを効果的に活用するためには、提供する児童発達支援センターとこれを受ける事業所の相互理解や信頼関係の構築が重要であり、相互が理念や支援の手法を明確にして取り組んでいくことが必要である。

2. 権利擁護

障害のあるこどもの支援に当たっては、児童の権利に関する条約、障害者の権利に関する条約、こども基本法、児童福祉法等が求めるこどもの最善の利益が考慮される必要がある。特に、障害のあるこどもが、自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための支援を提供される権利を有することを認識することが重要である。具体的には、職員は、こどもの意向の把握に努める等に

より、こども本人の意思を尊重し、こども本人の最善の利益を考慮した支援を日々行う必要があり、●●●の手引きを参照すること。

また、障害のあるこどもの権利擁護のために、虐待等のこどもの人権侵害の防止に関する次のような取組も積極的に行っていくことが重要である。

(1) 虐待防止の取組

○ 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くことが求められる。

○ 設置者・管理者は、職員によるこどもに対する虐待を防止するため、虐待防止委員会の設置など、必要な体制の整備が求められる。

虐待防止委員会の責任者は、通常、管理者が担うこととなる。虐待防止委員会を組織的に機能させるために、苦情解決の第三者委員等の外部委員を入れてチェック機能を持たせるとともに、児童発達支援管理責任者等、虐待防止のリーダーとなる職員を虐待防止マネージャーとして配置し、研修や虐待防止チェックリストの実施など、具体的な虐待防止への取組を進める。

○ 設置者・管理者は、職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修を実施し、又は自治体を実施する研修を受講させるほか、自らが虐待防止のための研修を積極的に受講する等により、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）について理解し、虐待の防止への取組を進める必要がある。特に、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」は必ず読むようにする。

各都道府県で実施する虐待防止や権利擁護に関する研修を受講した場合には、保育所等訪問支援で伝達研修を実施することが重要である。

○ 職員等からの虐待（特に性的虐待）は、密室化した場所で起こりやすいことから、設置者・管理者は、送迎の車内を含め、密室化した場所を極力作らないよう、常に周囲の目が届く範囲で支援が実施できるようにする必要がある。

○ 職員等から虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合（相談を受けて虐待と認識した場合を含む。）、その職員は、障害者虐待防止法第 16 条に規定されている通報義務に基づき、保育所等訪問支援の通所給付決定をした市町村の窓口に通報する。この時に、市町村に通報することなく、事業所の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することとなるため、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進める必要がある。

○ 職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、こどもの状態の変化や家族の態度等の観察や情報収集により、虐待の早期発見に努めさせる必要がある。

○ 職員は、保護者による虐待について、保護者に対する相談支援やカウンセリング等により未然防止に努めることが重要であることを認識する。

○ 職員は、保護者による虐待を発見した場合は、児童虐待防止法第 6 条に規定されている通告義務に基づき、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所等へ速やかに通告するよう徹底

する必要がある。虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所やこども家庭センター、児童家庭支援センター、市町村の児童虐待対応窓口、保健所等の関係機関・団体と連携して対応を図っていくことが求められる。

(2) 身体拘束への対応

- 職員等が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること等は身体拘束に当たり、障害のあるこどもや他の障害のあるこどもの生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、禁止されている。
- 設置者・管理者は、身体拘束等の適正化を図る措置（①身体拘束等の記録、②委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施）を講じる必要がある。
- やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性が要件となるが、身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、それでもなお、身体拘束を行わざるを得ない事態が想定される場合には、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて、設置者・管理者は組織的に決定する必要がある。また、児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、こどもや保護者に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載させることが必要である。
- 身体拘束を行った場合には、設置者・管理者は、身体拘束を行った職員又は児童発達支援管理責任者から、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項の記録とともに報告を受ける。なお、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反となることを認識しておく必要がある。

(3) その他

- 設置者・管理者は、こどもの権利擁護に関する研修会を実施するなど、職員がこどもの人権を尊重した支援を行うために必要な取組を進めることが必要である。